



毎月2回10日・25日発行  
 発行所  
 川崎市役所  
 (総務企画局総務部法制課)  
 川崎市川崎区宮本町1  
 電 話 044-200-2062  
 F A X 044-200-3748

目 次

条 例

◇川崎市手数料条例の一部を改正する  
 条例(第76号) ..... 3

◇川崎市犯罪被害者等支援条例(第77  
 号) ..... 4

◇川崎市住民投票条例の一部を改正す  
 る条例(第78号) ..... 6

◇川崎市スポーツセンター条例の一部  
 を改正する条例(第79号) ..... 6

◇川崎市武道館条例の一部を改正する  
 条例(第80号) ..... 6

◇川崎市市民ミュージアム条例の一部  
 を改正する条例(第81号) ..... 6

◇川崎市民プラザ条例の一部を改正す  
 る条例(第82号) ..... 7

◇川崎市勤労者福祉共済条例の一部を  
 改正する条例(第83号) ..... 7

◇川崎市余熱利用市民施設条例の一部  
 を改正する条例(第84号) ..... 7

◇川崎市障害者就労支援施設条例の一  
 部を改正する条例(第85号) ..... 7

◇川崎市無料低額宿泊所の設備及び運  
 営の基準に関する条例の一部を改正  
 する条例(第86号) ..... 8

◇川崎市身体障害者更生資金貸付条例  
 の一部を改正する条例(第87号) ..... 8

◇川崎市児童福祉施設の設備及び運営  
 の基準に関する条例の一部を改正す  
 る条例(第88号) ..... 8

◇川崎市特定教育・保育施設及び特定  
 地域型保育事業の運営の基準に関す  
 る条例の一部を改正する条例(第89号) ..... 9

◇川崎市自転車等の放置防止に関する  
 条例の一部を改正する条例(第90号) ..... 10

◇川崎市事務分掌条例の一部を改正す  
 る条例(第91号) ..... 10

規 則

◇川崎市住民投票条例施行規則の一部  
 を改正する規則(第83号) ..... 11

◇川崎市勤労者福祉共済条例施行規則  
 の一部を改正する規則(第84号) ..... 13

◇川崎市自転車等の放置防止に関する  
 条例施行規則の一部を改正する規則  
 (第85号) ..... 13

告 示

◇特定非営利活動法人の認定(第622  
 号) ..... 13

◇市道路線の認定(第623号) ..... 13

◇道路区域の決定(第624号) ..... 13

◇道路の供用開始(第625号) ..... 14

◇市道路線の廃止(第626号) ..... 14

◇物品出納員の設置及び会計管理者の  
 権限に属する事務の委任(第627号) ..... 14

◇若葉台駅周辺自転車等放置禁止区域  
 の指定(第628号) ..... 14

◇市営自転車等駐車場の指定管理者の  
 指定(第629号) ..... 16

◇議決された予算の公表(第630号) ..... 16

◇自転車等の撤去と保管(第631号) ..... 28

◇生活保護法等による指定医療機関の  
 指定(第632号) ..... 28

◇生活保護法等による指定医療機関の  
 辞退による廃止(第633号) ..... 28

◇生活保護法等による指定医療機関の  
 廃止(第634号) ..... 28

◇生活保護法等による指定施術機関の  
 廃止(第635号) ..... 28

◇生活保護法等による指定医療機関の  
 変更(第636号) ..... 29

◇生活保護法等による指定介護機関の  
 指定(第637号) ..... 29

◇生活保護法等による指定介護機関の  
 変更(第638号) ..... 29

◇生活保護法等による指定介護機関の  
 廃止(第639号) ..... 29

◇生活保護法等による指定介護機関の 辞退による廃止(第640号).....	29	◇差押調書(謄本)の公示送達(第210 号).....	85
◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時 要届出区域の指定の一部解除(第641 号).....	29	◇差押調書(謄本)の公示送達(第211 号).....	86
◇道路区域の変更(第642号).....	31	◇納税通知書の公示送達(第212号).....	86
◇道路の供用開始(第643号).....	31	◇課税額変更(取消)通知書の公示送 達(第213号).....	86
◇道路の供用開始(第644号).....	31	◇差押調書(謄本)の公示送達(第214 号).....	86
◇生活保護法等による指定介護機関の 指定(第645号).....	31	<b>上下水道局告示</b>	
<b>公 告</b>		◇川崎市排水設備指定工事店の指定 (第60号).....	86
◇条例環境影響評価書の公告(第1094 号).....	31	◇川崎市排水設備指定工事店の更新 (第61号).....	87
◇一般競争入札の執行(第1095号).....	32	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事 事業者の指定(第62号).....	87
◇一般競争入札の執行(第1096号).....	45	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事 事業者の指定事項の変更(第63号).....	88
◇開発行為に関する工事の完了(第1097 号).....	46	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事 事業者の廃止(第64号).....	89
◇農用地利用集積計画の制定(第1098 号).....	46	<b>上下水道局公告</b>	
◇環境影響評価に関する条例による事 後調査報告書の公告(第1099号).....	55	◇一般競争入札の執行(第103号).....	89
◇一般競争入札の執行(第1100号).....	55	◇一般競争入札の執行(第104号).....	92
◇一般競争入札の執行(第1101号).....	57	<b>上下水道局公告(調達)</b>	
◇一般競争入札の執行(第1102号).....	58	◇一般競争入札の公告(第1号).....	94
◇一般競争入札の執行(第1103号).....	60	◇一般競争入札の公告(第2号).....	97
◇都市公園の供用開始(第1104号).....	63	◇一般競争入札の公告(第3号).....	100
◇都市公園の供用開始(第1105号).....	63	◇一般競争入札の公告(第4号).....	102
◇道路位置の指定(第1106号).....	63	◇一般競争入札の公告(第5号).....	105
◇一般競争入札の執行(第1107号).....	63	<b>交通局公告</b>	
◇公募型プロポーザルの実施(第1108 号).....	65	◇一般競争入札の執行(第83号).....	111
◇一般競争入札の執行(第1109号).....	66	◇一般競争入札の執行(第84号).....	113
<b>公告(調達)</b>		<b>病院局公告(調達)</b>	
◇一般競争入札の執行(第1号).....	67	◇一般競争入札の公告(第1号).....	114
◇一般競争入札の執行(第2号).....	69	<b>消防局公告</b>	
◇一般競争入札の公告(第3号).....	70	◇指定催しの指定(第7号).....	119
◇一般競争入札の執行(第4号).....	72	<b>教育委員会告示</b>	
◇一般競争入札の執行(第5号).....	74	◇教育委員会定例会の招集(第24号).....	119
◇一般競争入札の執行(第6号).....	76	◇公印の改刻(第25号).....	119
◇一般競争入札の公告(第7号).....	77	<b>職員共済組合規程</b>	
◇落札者等の公示(第8号).....	79	◇川崎市職員共済組合組合会互選議員 選挙規程の一部を改正する規程(第 5号).....	119
◇落札者等の公示(第9号).....	79	◇川崎市職員共済組合保健事業に関す る規程の一部を改正する規程(第6 号).....	119
◇公募型プロポーザルの実施(第10号).....	79		
◇一般競争入札の公告(第11号).....	81		
◇一般競争入札の執行(第12号).....	84		
<b>税公告</b>			
◇差押調書(謄本)の公示送達(第209 号).....	85		

**区公告**

◇国民健康保険料に係る督促状の公示  
送達(川崎区第191号)…………… 120

◇介護保険料に係る督促状の公示送達  
(川崎区第192号)…………… 120

◇後期高齢者医療保険料に係る督促状  
の公示送達(川崎区第193号)…………… 120

◇介護保険料に係る督促状の公示送達  
(川崎区第194号)…………… 121

◇後期高齢者医療保険料に係る督促状  
の公示送達(川崎区第195号)…………… 121

◇国民健康保険料に係る差押調書(謄  
本)の公示送達(川崎区第196号)…………… 121

◇国民健康保険料等に係る差押解除通  
知書の公示送達(川崎区第197号)…………… 121

◇国民健康保険料に係る督促状の公示  
送達(川崎区第198号)…………… 121

◇国民健康保険料に係る督促状の公示  
送達(川崎区第199号)…………… 121

◇国民健康保険料に係る差押調書の公  
示送達(幸区第41号)…………… 121

◇介護保険料に係る納入通知書の公示  
送達(幸区第42号)…………… 122

◇後期高齢者医療保険料に係る納入通  
知書の公示送達(幸区第43号)…………… 122

◇介護保険料に係る還付通知書の公示  
送達(幸区第44号)…………… 122

◇国民健康保険料に係る督促状の公示  
送達(幸区第45号)…………… 122

◇国民健康保険料に係る差押調書の公  
示送達(幸区第46号)…………… 122

◇国民健康保険料に係る差押調書の公  
示送達(中原区第58号)…………… 123

◇国民健康保険料に係る督促状の公示  
送達(中原区第59号)…………… 123

◇国民健康保険料に係る差押調書の公  
示送達(高津区第97号)…………… 123

◇介護保険料に係る督促状の公示送達  
(高津区第98号)…………… 123

◇後期高齢者医療保険料に係る督促状  
の公示送達(高津区第99号)…………… 123

◇国民健康保険料に係る督促状の公示  
送達(高津区第100号)…………… 123

◇後期高齢者医療保険料に係る納入通  
知書の公示送達(多摩区第58号)…………… 124

◇国民健康保険料に係る督促状の公示  
送達(多摩区第59号)…………… 124

◇介護保険料に係る督促状の公示送達  
(多摩区第60号)…………… 124

◇住民票の職権消除(多摩区第61号)…………… 124

◇国民健康保険料に係る差押調書(謄  
本)の公示送達(多摩区第62号)…………… 124

◇介護保険料に係る督促状の公示送達  
(麻生区第79号)…………… 125

◇国民健康保険料に係る督促状の公示  
送達(麻生区第80号)…………… 125

◇国民健康保険料及び介護保険料に係  
る差押調書(謄本)の公示送達(麻  
生区第81号)…………… 125

**条 例**

川崎市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月16日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市条例第76号**

川崎市手数料条例の一部を改正する条例

川崎市手数料条例(昭和25年川崎市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第103号を次のように改める。

(103) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条の規定に基づく飲食店営業の許可の申請に対する審査

ア 食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例(平成12年神奈川県条例第8号)別表第2の1の項(2)アに規定する屋台型臨時営業

1件につき 4,000円

イ ア以外の営業 1件につき 16,000円

第2条第258号中「第3項」を「第5項」に改め、同号アを次のように改める。

ア 認定申請に係る建築物又は建築物の部分(以下この号において「申請建築物等」という。)に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。)第6条の2第5項の住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しが当該認定申請に係る申請書に添付されている場合

1件につき 次に掲げる当該申請建築物等の当該長期優良住宅建築等計画の区分に応じ次に規定する額

(ア) 申請建築物等の新築に係るもの  
次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分

に応じ次に規定する額

a	1戸	8,000円
b	2戸以上5戸以下	15,000円
c	6戸以上10戸以下	25,000円
d	11戸以上25戸以下	42,000円
e	26戸以上50戸以下	69,000円
f	51戸以上100戸以下	116,000円
g	101戸以上200戸以下	190,000円
h	201戸以上300戸以下	240,000円
i	301戸以上	260,000円

(イ) 申請建築物等の増築又は改築に係るもの  
次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分  
に応じ次に規定する額

a	1戸	11,900円
b	2戸以上5戸以下	23,000円
c	6戸以上10戸以下	37,000円
d	11戸以上25戸以下	63,000円
e	26戸以上50戸以下	104,000円
f	51戸以上100戸以下	170,000円
g	101戸以上200戸以下	280,000円
h	201戸以上300戸以下	360,000円
i	301戸以上	390,000円

第2条第258号イを削り、同号ウ中「又はイ」及び「を同時申請戸数で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を削り、同号ウ(ア)中「30戸」を「25戸」に、「31戸」を「26戸」に改め、同号ウ(イ)中「30戸」を「25戸」に、「31戸」を「26戸」に改め、同号ウを同号イとし、同条第259号中「第3項」を「第5項」に改め、同条第260号中「第3項」を「第5項」に改め、同号アを次のように改める。

ア 変更認定申請に係る建築物又は建築物の部分(以下この号において「申請建築物等」という。)に係る住宅品質確保法第6条の2第5項の住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しが当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合

1件につき 申請建築物等の当該長期優良住宅  
建築等計画の区分に応じ第258号  
ア(ア)又は(イ)に規定する額  
に2分の1を乗じて得た額

第2条第260号イを削り、同号ウ中「又はイ」を削り、「第258号ウ(ア)」を「第258号イ(ア)」に改め、「を既認定戸数で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を削り、同号ウを同号イとし、同条第261号中「第3項」を「第5項」に改め、同条第262号中「第9条第1項」の次に「及び第3項」を加え、同条第263号中「計画」を「長期優良住宅建築等

計画」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(263)の2 長期優良住宅普及促進法第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査  
1件につき 160,000円

第2条第264号ア中「又は」の次に「住宅品質確保法第5条第1項に規定する」を加え、同号イ中「日本住宅性能表示基準」の次に「(平成13年国土交通省告示第1346号)」を加え、同条第280号中「、第63条第3項第5号イ若しくは第68条の69第3項第5号イ」を「若しくは第63条第3項第5号イ」に改め、同条第281号中「、第63条第3項第6号若しくは第68条の69第3項第6号」を「若しくは第63条第3項第6号」に改め、同条第282号中「、第63条第3項第7号イ又は第68条の69第3項第7号イ」を「又は第63条第3項第7号イ」に改め、同条第283号中「、第63条第3項第7号ロ若しくは第68条の69第3項第7号ロ」を「若しくは第63条第3項第7号ロ」に改める。

附 則

この条例は、令和4年2月20日から施行する。ただし、第2条第280号から第283号までの改正規定は同年4月1日から、同条第103号の改正規定は同年6月1日から施行する。

川崎市犯罪被害者等支援条例をここに公布する。

令和3年12月16日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第77号

川崎市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号。以下「法」という。)の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに本市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復に向けた施策の総合的な推進並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、もって犯罪被害者等の権利利益を保護するとともに、市民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族その他これらの者に準ずると市長が認める者をいう。

(3) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者の配慮に欠ける言動、インターネット等を通じて行われる誹謗(ひぼう)中傷、報道機関(報道を業として行う個人を含む。)による過度な取材及び報道等により、犯罪被害者等が受ける経済的な損失、精神的な苦痛、プライバシーの侵害その他の被害をいう。

(4) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者等から再び犯罪等により害を被ることをいう。

(5) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。

(6) 関係機関等 国、神奈川県、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、配慮して行われるものとする。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、市、関係機関等、市民及び事業者が相互に連携し、及び協力して推進されるとともに、犯罪被害者等が地域社会で安全に安心して暮らすことができるよう、適切に途切れることなく行われるものとする。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう、二次被害及び再被害の防止に配慮して行われるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況についての理解を深め、二次被害及び再被害を防止し、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮し、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう努めるとともに、市、国、神奈川県等が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況についての理解を深め、犯罪被害者等が安全に安心して暮らすことができるようにすること、その被害に係る刑事に関する手続に適切に関与できるようにすること等のため、その就労及び勤務に十分配慮するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪等により直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援について相談に応じるとともに、必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(日常生活等の支援)

第8条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、次に掲げる施策を行うものとする。

(1) 犯罪等による経済的負担の軽減を図るため、生活資金の助成その他必要な支援を行うこと。

(2) 犯罪等による精神的な被害を早期に軽減し、又は回復するため、心理的ケアに係る必要な支援を行うこと。

(3) 犯罪等により家事等を行うことが困難となった場合に、日常生活を円滑に営むため、家事に係る支援その他必要な支援を行うこと。

(4) 犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった場合に、居住の安定を図るため、一時的な住居の提供その他必要な支援を行うこと。

(5) 犯罪等により就労及び勤務に配慮が必要となった場合に、雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるための措置その他必要な支援を行うこと。

(市民への啓発活動等)

第9条 市は、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないようにするため、犯罪被害者等が置かれている状況並びに二次被害及び再被害の防止の重要性について市民の理解を深めるよう、啓発活動その他必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成)

第10条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を行う人材の育成のための研修の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

(民間支援団体への支援)

第11条 市は、犯罪被害者等の支援において民間支援団体が果たす役割の重要性に鑑み、その活動の促進を図るため、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第12条 市は、犯罪被害者等が当該犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(意見の反映)

第13条 市は、犯罪被害者等の支援に当たっては、犯罪被害者等、有識者その他市民からの犯罪被害者等の支援に関する意見、要望等を把握し、施策に反映させるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市住民投票条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月16日

川崎市長 福田紀彦

#### 川崎市条例第78号

川崎市住民投票条例の一部を改正する条例

川崎市住民投票条例(平成20年川崎市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「署名し、印を押す」を「署名する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月16日

川崎市長 福田紀彦

#### 川崎市条例第79号

川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例

川崎市スポーツセンター条例(昭和60年川崎市条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表の3個人利用料の表中「20歳」を「18歳」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市武道館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月16日

川崎市長 福田紀彦

#### 川崎市条例第80号

川崎市武道館条例の一部を改正する条例

川崎市武道館条例(昭和51年川崎市条例第77号)の一部を次のように改正する。

別表の2個人利用料の表中「20歳」を「18歳」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市市民ミュージアム条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月16日

川崎市長 福田紀彦

#### 川崎市条例第81号

川崎市市民ミュージアム条例の一部を改正する条例

川崎市市民ミュージアム条例(昭和62年川崎市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第1条中「こと等」を「こと」に改める。

第3条中第7号を削り、第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 資料等を熟覧、模写、模造、拓本、撮影及び原板使用に供すること。

第3条の2から第3条の4までを削る。

第4条を次のように改める。

(職員)

第4条 市民ミュージアムに館長その他必要な職員を置く。

第5条から第17条までを削る。

第18条中「又は施設等」を削り、同条を第5条とする。

第19条中「ついて」を「関し」に、「規則で」を「市長が」に改め、同条を第6条とする。

別表第1から別表第3までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に支払われた観覧料(共通利用券及び特別入場券に限る。)に係る改正前の条例第16条の規定による返還については、なお従前の例による。この場合において、同条ただし書中「指定管理者」とあるのは、「市長」とする。

(川崎市岡本太郎美術館条例の一部改正)

3 川崎市岡本太郎美術館条例(平成11年川崎市条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2共通利用券の表備考中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

(川崎市青少年科学館条例の一部改正)

4 川崎市青少年科学館条例(昭和46年川崎市条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2共通利用券の表備考中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

(川崎市立日本民家園条例の一部改正)

5 川崎市立日本民家園条例(昭和42年川崎市条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2共通利用券の表備考中第2号を削り、

第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

川崎市民プラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月16日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第82号

川崎市民プラザ条例の一部を改正する条例

川崎市民プラザ条例(平成23年川崎市条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表の3個人利用料の表中「20歳」を「18歳」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市勤労者福祉共済条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月16日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第83号

川崎市勤労者福祉共済条例の一部を改正する条例

川崎市勤労者福祉共済条例(昭和49年川崎市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「成人祝金」を「20歳祝金」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市余熱利用市民施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月16日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第84号

川崎市余熱利用市民施設条例の一部を改正する条例

川崎市余熱利用市民施設条例(平成元年川崎市条例第35号)の一部を次のように改正する。

別表の1施設利用料(2)個人利用料の表中

20歳以上の者
15歳以上20歳未満の者 20歳以上の学生

を

「

18歳以上の者
12歳以上18歳未満の者 (小学生を除く。)
18歳以上の学生

」

に改め、同表備考第2項中「15歳以上の者」を「12歳以上の者(小学生を除く。)」に改め、同表備考に次の1項を加える。

4 小学生とは、小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)に在学する者をいう。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月16日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第85号

川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例

川崎市障害者就労支援施設条例(昭和36年川崎市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

川崎市わーくす大島	川崎市川崎区大島1丁目28番5号
川崎市わーくす高津	川崎市高津区溝口1丁目18番16号

」

を

「

川崎市わーくす高津	川崎市高津区溝口1丁目18番16号
-----------	-------------------

」

に改める。

第4条第1項中「ことができる」を削る。

第7条ただし書中「市長(指定管理者が管理を行う就労支援施設にあつては、)及び「。次条第4号及び第12条において同じ。)」を削る。

第8条第4号中「市長」を「指定管理者」に改める。

第9条を削る。

第10条第1項中「指定管理者が管理を行う」を削り、「において」の次に「法第29条第1項に規定する」を、「又は」の次に「法第51条の17第2項に規定する」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。

(1) 法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額

(2) 法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額

第10条を第9条とする。

第11条の見出しを「(利用料金の減免)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とし、同条を第10条とする。

第12条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2号中「使用料(指定管理者が管理を行う就労支援施設にあっては、利用料金)」を「利用料金」に改め、同条を第11条とする。

第13条を第12条とし、第14条を第13条とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月16日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第86号

川崎市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例(令和元年川崎市条例第37号)の一部を次のように改正する。

目次中「第32条」を「第33条」に改める。

第11条の次に次の1条を加える。

(サテライト型住居の設置)

第11条の2 無料低額宿泊所の設置者は、本体となる施設(入居定員が5人以上10人以下のものに限る。以下この条において「本体施設」という。)と一体的に運営される附属施設であって、入居者の利用期間が原則として1年以下のもの(入居定員が4人以下のものに限る。以下「サテライト型住居」という。)を設置することができる。

2 サテライト型住居は、本体施設からおおむね20分以内で移動できる場所に設置する等、入居者へのサービス提供に支障がないものとする。

3 1の本体施設に附属して設置することができるサテライト型住居の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

(1) 第7条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のみ 4以下

(2) 第7条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のほか1人以上 8以下

4 無料低額宿泊所(サテライト型住居を設置するものに限る。次項において同じ。)の入居定員の合計は、

次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める人数とする。

(1) 第7条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のみ 20人以下

(2) 第7条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のほか1人以上 40人以下

5 無料低額宿泊所の設置者は、サテライト型住居について、第10条各項に規定する記録のほか、第20条の規定による状況把握の実施に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

本則に次の1条を加える。

(サテライト型住居に係る設備の基準の規定の適用)

第33条 第12条第3項から第5項までの規定は、サテライト型住居ごとに適用する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市身体障害者更生資金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月16日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第87号

川崎市身体障害者更生資金貸付条例の一部を改正する条例

川崎市身体障害者更生資金貸付条例(昭和29年川崎市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第6条中「20歳以上のもの」を「成年者」に、「もので」を「者で」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月16日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第88号

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年川崎市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第31条第1項第4号ア中「児童福祉事業」を「相談援助業務(法第13条第3項第2号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。)」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第39条第1項第4号ア中「児童福祉事業」を「相談援助業務」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」

に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第59条第1項第4号ア中「児童福祉事業」を「相談援助業務」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第89条第1項第4号ア中「児童福祉事業」を「相談援助業務」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第95条第1項第4号ア中「児童福祉事業」を「相談援助業務」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の条例第31条第1項に規定する乳児院の長、同条例第39条第1項に規定する母子生活支援施設の長、同条例第59条第1項に規定する児童養護施設の長、同条例第89条第1項に規定する児童心理治療施設の長及び同条例第95条第1項に規定する児童自立支援施設の長として勤務している者は、改正後の条例第31条第1項に規定する乳児院の長、同条例第39条第1項に規定する母子生活支援施設の長、同条例第59条第1項に規定する児童養護施設の長、同条例第89条第1項に規定する児童心理治療施設の長及び同条例第95条第1項に規定する児童自立支援施設の長として勤務している者とみなす。

川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月16日

川崎市長 福田 紀 彦

#### 川崎市条例第89号

川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年川崎市条例第36号）の一部を次のように改正する。

目次中

「 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準  
(第51条・第52条) 」

を

「 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準

(第51条・第52条)

第4章 雑則（第53条） 」

に改める。

第5条第2項から第6項までを削る。

第38条第2項を削る。

第42条第1項第3号中「限る」の次に「。第4項第1号において同じ」を加える。

本則に次の1章を加える。

第4章 雑則

(電磁的記録等)

第53条 特定教育・保育施設の設置者等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設の設置者等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設の設置者等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設の設置者等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設の設置者等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設の設置者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定

保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設の設置者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルに記録された事項を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設の設置者等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に掲げる方法のうち特定教育・保育施設の設置者等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設の設置者等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」

とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月16日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第90号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表中「産業道路駅」を「大師橋駅」に、

「

読売ランド前駅周辺自転車等駐車場

」

を

「

読売ランド前駅周辺自転車等駐車場

若葉台駅周辺自転車等駐車場

」

に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定（「産業道路駅」を「大師橋駅」に改める部分に限る。）は、同年1月1日から施行する。

川崎市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月16日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第91号

川崎市事務分掌条例の一部を改正する条例

川崎市事務分掌条例（昭和38年川崎市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条の表総務企画局の項中第8号を削り、第9号を第8号とし、同表に次のように加える。

危機管理本部

(1) 危機管理の統括に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。  
(川崎市国民保護協議会条例の一部改正)
- 2 川崎市国民保護協議会条例(平成17年川崎市条例第94号)の一部を次のように改正する。  
第7条中「総務企画局」を「危機管理本部」に改める。

---

## 規 則

---

川崎市住民投票条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月16日

川崎市長 福田 紀彦

### 川崎市規則第83号

川崎市住民投票条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市住民投票条例施行規則(平成21年川崎市規則第21号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「(印を押すことを除く。次項において同じ。)」を削り、「しうる」を「し得る」に改める。

第24条中「身体の故障又は文盲」を「心身の故障その他の事由」に改める。

第1号様式中「あて先」を「宛先」に、「氏名・印」を「氏名」に改める。

第3号様式中「あて先」を「宛先」に、「氏名・印」を「氏名」に改める。

第4号様式(2)を次のように改める。

第4号様式(2)

有効 無効	番号	署名 年月日	住所	生年月日	氏名	代筆をした場合(心身の故障その他の事由により署名簿に署名することができな きのみ代筆を行うことができます。)			備 考
						代筆者の 住所	代筆者の 生年月日	代筆者の 氏名	
		年 月 日	川崎市 区	年 月 日		川崎市 区	年 月 日		
		年 月 日	川崎市 区	年 月 日		川崎市 区	年 月 日		
		年 月 日	川崎市 区	年 月 日		川崎市 区	年 月 日		
		年 月 日	川崎市 区	年 月 日		川崎市 区	年 月 日		
		年 月 日	川崎市 区	年 月 日		川崎市 区	年 月 日		

注 署名審査の終了後、川崎市住民投票条例第10条第2項の規定により、この署名簿の縦覧を行います。

第5号様式中「氏名・印」を「氏名」に改める。  
第6号様式中「氏名・印」を「氏名」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

川崎市勤労者福祉共済条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月16日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第84号

川崎市勤労者福祉共済条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市勤労者福祉共済条例施行規則（昭和49年川崎市規則第77号）の一部を次のように改正する。

別表及び第11号様式中「成人祝金」を「20歳祝金」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月16日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第85号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則（昭和62年川崎市規則第77号）の一部を次のように改正する。

別表中「産業道路駅」を「大師橋駅」に改め、同表読売ランド前駅周辺自転車等駐車場の項の次に次のように加える。

若葉台駅周辺 自転車等駐車場	第1施設	川崎市麻生区黒川601番3ほか
-------------------	------	-----------------

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定中「産業道路駅」を「大師橋駅」に改める部分は、同年1月1日から施行する。

告 示

川崎市告示第622号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第44条第1項の規定によるNPO法人すずの会の認定をしたので、同法第49条第2項の規定により次のとおり告示します。

令和3年12月16日

川崎市長 福田紀彦

- 名称  
NPO法人 すずの会
- 代表者の氏名  
鈴木 恵子
- 主たる事務所の所在地  
川崎市宮前区西野川一丁目19番14号
- 当該認定の有効期間  
令和3年12月16日～令和8年12月15日

川崎市告示第623号

市道路線認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、一般の縦覧に供します。

令和3年12月17日

川崎市長 福田紀彦

整理 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
32	木月大町 第203号線	中原区木月大町211番4先	
		中原区木月大町211番8先	
33	下 作 延 第248号線	高津区下作延5丁目1591番5先	
		高津区下作延5丁目1591番5先	
34	黒 川 第288号線	麻生区黒川643番8先	
		麻生区黒川4119番先	
35	黒 川 第289号線	麻生区黒川93番3先	
		麻生区黒川93番13先	

川崎市告示第624号

道路区域決定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり決定します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和3年12月17日から令和4年1月6日まで一般の縦覧に供します。

令和3年12月17日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

整理番号	路線名	起 点		敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
		終 点				
32	木月大町第203号線	中原区木月大町211番4先		4.52	40.60	
		中原区木月大町211番8先				
33	下作延第248号線	高津区下作延5丁目1591番5先		4.50	34.90	
		高津区下作延5丁目1591番5先				
34	黒川第288号線	麻生区黒川643番8先		6.95 ～ 7.27	37.85	
		麻生区黒川4119番先				
35	黒川第289号線	麻生区黒川93番3先		6.00	71.98	
		麻生区黒川93番13先				

川崎市告示第625号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を令和3年12月17日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和3年12月17日から令和4年1月6日まで一般の縦覧に供します。

令和3年12月17日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

整理番号	路線名	起 点		重要な経過地
		終 点		
32	木月大町第203号線	中原区木月大町211番4先		
		中原区木月大町211番8先		
33	下作延第248号線	高津区下作延5丁目1591番5先		
		高津区下作延5丁目1591番5先		
34	黒川第288号線	麻生区黒川643番8先		
		麻生区黒川4119番先		
35	黒川第289号線	麻生区黒川93番3先		
		麻生区黒川93番13先		

川崎市告示第626号

市道路線廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、一般の縦覧に供します。

令和3年12月17日

川崎市長 福田紀彦

整理番号	路線名	起 点		重要な経過地
		終 点		
36	昭和第21号線	川崎市昭和2丁目114番1先		
		川崎市昭和2丁目115番3先		
37	南加瀬第21号線	幸区南加瀬1丁目185番1先		
		幸区南加瀬1丁目185番1先		
38	平第22号線	宮前区平1丁目784番4先		
		宮前区平1丁目783番1先		
39	長尾第27号線	多摩区長尾5丁目250番2先		
		多摩区長尾5丁目251番先		
40	上麻生第154号線	麻生区上麻生5丁目1068番6先		
		麻生区上麻生5丁目1071番1先		
41	黒川第21号線	麻生区黒川647番8先		
		麻生区黒川648番2先		

川崎市告示第627号

川崎市物品会計規則（昭和39年川崎市規則第32号）第16条第3項の規定により物品出納員を設置し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務について、次のとおり委任させましたので、同項後段の規定により告示します。

委任させた者の職	委任させた事務の範囲	委任させた期間
まちづくり局計画部景観・地区まちづくり支援担当物品出納員（まちづくり局計画部景観・地区まちづくり支援担当のうち、庶務を担当する担当係長）	まちづくり局計画部景観・地区まちづくり支援担当の物品（基金に属する動産を含む。）の出納保管に関する事務	令和3年12月20日から令和4年3月31日まで

令和3年12月20日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第628号

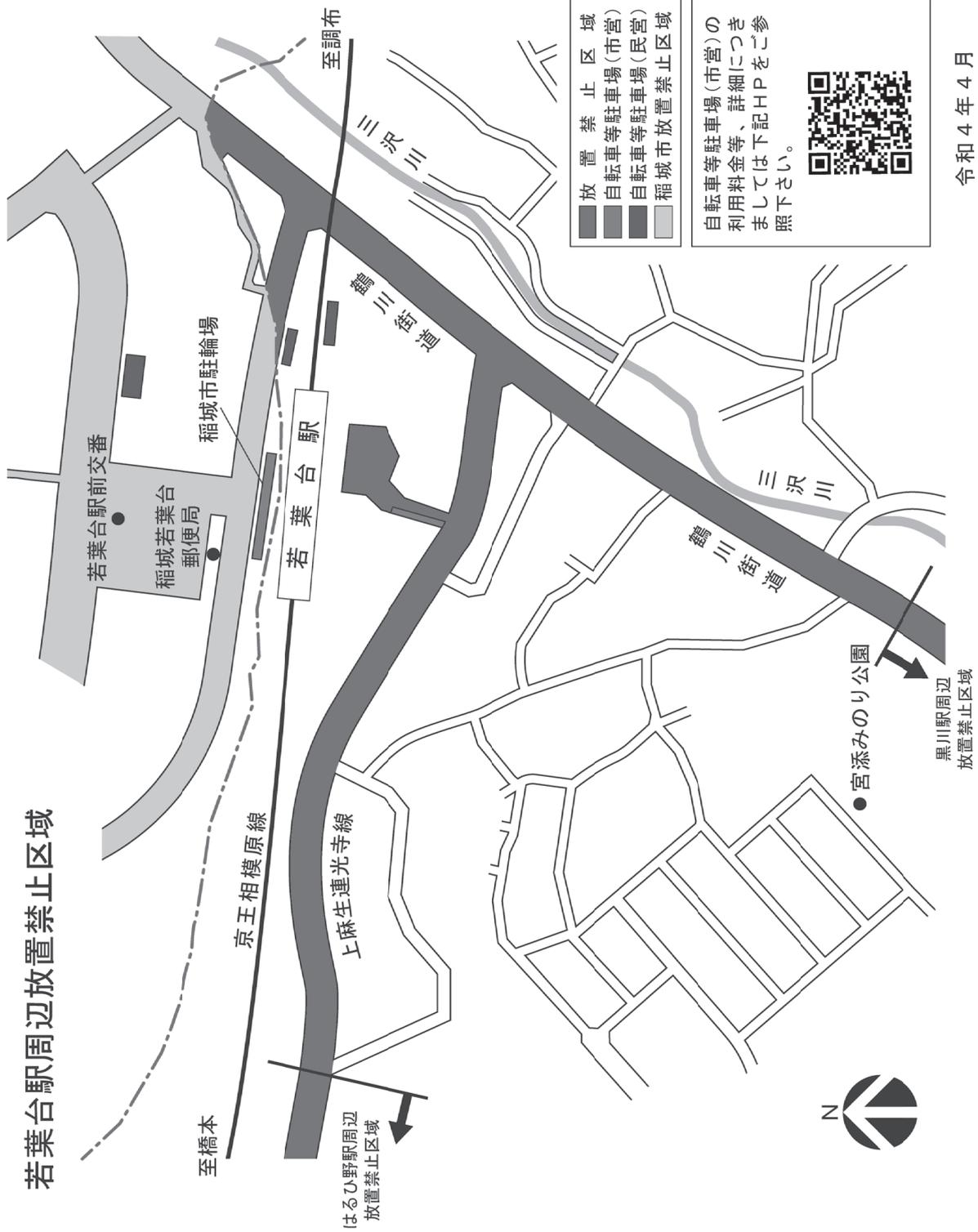
川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり自転車等放置禁止区域を指定したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和3年12月20日

川崎市長 福田紀彦

指定の効力発生年月日	指定場所	
	指定区域	区域図
令和4年4月1日	若葉台駅周辺	別図のとおり

# 若葉台駅周辺放置禁止区域



川崎市告示第629号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、市営自転車等駐車場の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号）第16条第3項の規定により告示します。

令和3年12月20日

川崎市長 福田紀彦

管理を行わせる施設の名称及び所在地	市営自転車等駐車場 南部ブロック 川崎市川崎区、幸区内
指定管理者	(所在地) 東京都足立区千住3丁目66番地16 (名称) 芝園開発株式会社 (代表者名) 代表取締役 宮本 薫
指定期間	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

管理を行わせる施設の名称及び所在地	市営自転車等駐車場 中部ブロック 川崎市中原区、高津区内
指定管理者	(所在地) 川崎市川崎区砂子1丁目10番2号 (名称) 川崎市交通安全協会・NCD共同企業体 (代表者名) 一般社団法人 川崎市交通安全協会 代表理事 關 進
指定期間	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

管理を行わせる施設の名称及び所在地	市営自転車等駐車場 北部ブロック 川崎市宮前区、多摩区、麻生区内
指定管理者	(所在地) 川崎市川崎区砂子1丁目10番2号 (名称) 川崎市交通安全協会・NCD共同企業体 (代表者名) 一般社団法人 川崎市交通安全協会 代表理事 關 進
指定期間	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

川崎市告示第630号

議決された予算の公表について

別紙の予算は、令和3年11月26日招集の令和3年第4回川崎市議会定例会において、令和3年12月15日に原案のとおり可決されましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表します。

令和3年12月20日

川崎市長 福田紀彦

令和3年度川崎市一般会計補正予算

令和3年度川崎市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,478,963千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ847,192,003千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 既定の地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和3年11月26日提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 国 庫 支 出 金		千円 166,351,833	千円 5,960,759	千円 172,312,592
	1 国 庫 負 担 金	129,363,748	1,299,391	130,663,139
	2 国 庫 補 助 金	36,511,642	4,661,368	41,173,010
18 県 支 出 金		37,136,295	136,942	37,273,237
	2 県 補 助 金	7,518,059	136,942	7,655,001
20 寄 附 金		632,719	500,000	1,132,719
	1 寄 附 金	632,719	500,000	1,132,719
21 繰 入 金		99,038,701	637,375	99,676,076
	1 基 金 繰 入 金	96,050,538	637,375	96,687,913
23 諸 収 入		34,155,688	175,887	34,331,575
	6 雑 入	8,952,618	175,887	9,128,505
24 市 債		70,191,000	68,000	70,259,000
	1 市 債	70,191,000	68,000	70,259,000
歳 入 合 計		839,713,040	7,478,963	847,192,003

## 歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		千円 1,700,169	千円 △30,400	千円 1,669,769
	1 議 会 費	1,700,169	△30,400	1,669,769
2 総 務 費		62,174,817	264,522	62,439,339
	5 徴 税 費	6,529,109	264,522	6,793,631
3 市 民 文 化 費		8,798,056	500,000	9,298,056
	1 市 民 文 化 費	8,798,056	500,000	9,298,056
4 こ ども 未 来 費		130,024,914	193,081	130,217,995
	1 こ ども 青 少 年 費	48,525,941	4,026	48,529,967
	2 こ ども 支 援 費	81,498,973	189,055	81,688,028
5 健 康 福 祉 費		179,369,938	6,375,873	185,745,811
	1 健 康 福 祉 費	9,128,128	366,574	9,494,702
	7 公 衆 衛 生 費	30,836,548	6,009,299	36,845,847
9 港 湾 費		12,344,261	175,887	12,520,148
	1 港 湾 管 理 費	3,279,597	175,887	3,455,484
歳 出 合 計		839,713,040	7,478,963	847,192,003

第2表 繰越明許費補正

追加

款	項	事業名	金額
3	市民文化費	1 市民文化費	千円 15,000
4	子ども未来費	2 子ども支援費	552,740
合 計			567,740
繰越明許費総合計			597,335

第3表 債務負担行為補正

1 追加

事項	期間	限度額
児童手当費	令和4年度	千円 5,544

2 変更

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
学校管理運営委託事業費	令和4年度から 令和8年度まで	千円 1,217,135	令和4年度から 令和8年度まで	千円 1,254,120
令和3年度家屋等リース経費	令和3年度から 令和8年度まで	1,131,914	令和3年度から 令和8年度まで	1,213,601
令和3年度土地借上料	令和3年度から 令和6年度まで	19,220	令和3年度から 令和31年度まで	6,973,944

第4表 地方債補正

変更

起債の目的	限度額		
	補正前の額	補正額	補正後の額
保 育 事 業	千円 841,000	千円 68,000	千円 909,000
地 方 債 総 合 計	70,191,000	68,000	70,259,000

## 補正予算に関する説明書

- 1 歳入歳出補正予算事項別明細書
- 2 補正予算給与費明細書
- 3 債務負担行為補正に関する調書
- 4 地方債補正に関する調書

1 歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(単位 千円)

款 項	科 目	既 定 額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
17	国 庫 支 出 金	166,351,833	5,960,759	172,312,592			
	1 国 庫 負 担 金	129,363,748	1,299,391	130,663,139			
	2 健康福祉費国庫負担金	71,190,569	1,299,391	72,489,960	4 公衆衛生費負担金	1,299,391	感染症予防事業費等負担金 (負担率1/2) 128,036 新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 (負担率10/10) 1,171,355
	2 国 庫 補 助 金	36,511,642	4,661,368	41,173,010			
	3 こども未来費国庫補助金	6,337,124	117,275	6,454,399	1 こども青少年費補助	109,459	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (補助率10/10) 105,433 子ども・子育て支援事業費補助金 (予算補助) 4,026
	4 健康福祉費国庫補助金	11,246,692	4,544,093	15,790,785	2 こども支援費補助	7,816	母子家庭等対策総合支援事業費補助 (補助率9/10) 7,816
					1 健康福祉費補助	947,967	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (補助率10/10) 947,967
					6 公衆衛生費補助	3,596,126	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 (補助率10/10) 3,596,126
18	県 支 出 金	37,136,295	136,942	37,273,237			
	2 県 補 助 金	7,518,059	136,942	7,655,001			
	4 健康福祉費県補助金	3,062,912	136,942	3,199,854	3 公衆衛生費補助	136,942	神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 (補助率10/10) 136,942
20	寄 附 金	632,719	500,000	1,132,719			
	1 寄 附 金	632,719	500,000	1,132,719			
	2 市民文化費寄附金	14,400	500,000	514,400	1 市民文化費寄附金	500,000	藤子・F・不二雄ミュージアム基金寄附金 500,000
21	繰 入 金	99,038,701	637,375	99,676,076			
	1 基金繰入金	96,050,538	637,375	96,687,913			
	1 総務費基金繰入金	94,506,798	637,375	95,144,173	1 総務管理費基金繰入金	637,375	財政調整基金繰入金 637,375
23	諸 収 入	34,155,688	175,887	34,331,575			
	6 雑 入	8,952,618	175,887	9,128,505			
	8 雑 入	5,840,457	175,887	6,016,344	9 港湾費雑入	175,887	建設発生土受入収入 175,887

歳 入

24 市債

款 項	科 目	既 定 額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
24	市 債	70,191,000	68,000	70,259,000			
	1 市 債	70,191,000	68,000	70,259,000			
	3 こども未来債	936,000	68,000	1,004,000	2 こども支援債	68,000	保育事業債 68,000
	歳 入 合 計	839,713,040	7,478,963	847,192,003			

歳 出

(単位 千円)

款 項	科 目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		節		目 の 説 明
					特 定 財 源	一 般 財 源	区 分	金 額	
1	議 会 費	1,700,169	△30,400	1,669,769	—	△30,400			
	1 議 会 費	1,700,169	△30,400	1,669,769	—	△30,400			
	1 議 会 費	1,377,375	△30,400	1,346,975	—	△30,400	8 旅 費	△30,400	費用弁償等旅費 △30,400
2	總 務 費	62,174,817	264,522	62,439,339	—	264,522			
	5 徴 税 費	6,529,109	264,522	6,793,631	—	264,522			
	2 賦 課 徴 収 費	3,944,395	264,522	4,208,918	—	264,522	22 借 入 金 利 子 及 び 割 引 料	264,522	市税等滞納納付金 264,522
3	市 民 文 化 費	8,798,056	500,000	9,298,056	500,000	—			
	1 市 民 文 化 費	8,798,056	500,000	9,298,056	500,000	—			
	5 文 化 振 興 費	3,388,095	500,000	3,888,095	寄 附 金 500,000	—	24 積 立 金	500,000	藤子・F・不二雄ミュージアム基金積立金 500,000
4	こ ども 未 来 費	130,024,914	193,081	130,217,995	185,275	7,806			
	1 こ ども 青 少 年 費	48,525,941	4,026	48,529,967	4,026	—			
	3 こ ども 家 庭 事 業 費	32,507,375	4,026	32,511,401	国 庫 支 出 金 4,026	—	12 委 託 料	4,026	児童手当費 4,026
	2 こ ども 支 援 費	81,498,973	189,055	81,688,028	181,249	7,806			
	2 保 育 事 業 費	76,691,289	180,370	76,871,659	国 庫 支 出 金 105,433 債 権 68,000 計 173,433	6,937	12 委 託 料 14 工 事 請 負 費 19 扶 助 費	11,612 74,045 94,713	子ども・子育て支援新制度管理・運営経費 10,720 認可外保育施設支援事業費 94,713 公立保育所整備費 74,937
	3 母 子 福 祉 費	421,850	8,685	430,535	国 庫 支 出 金 7,816	869	18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	8,685	母子父子帯福福祉事業費 8,685
5	健 康 福 祉 費	179,369,938	6,375,873	185,745,811	5,980,426	395,447			
	1 健 康 福 祉 費	9,128,128	366,574	9,494,702	297,993	68,581			
	1 健 康 福 祉 総 務 費	9,128,128	366,574	9,494,702	国 庫 支 出 金 297,993	68,581	3 職 員 手 当 等	366,574	職員給与費 366,574
	7 公 衆 衛 生 費	30,836,546	6,009,299	36,845,847	5,682,433	326,866			
	3 感 染 症 予 防 費	24,778,478	6,009,299	30,787,777	国 庫 支 出 金 5,545,491 県 支 出 金 136,942 計 5,682,433	326,866	7 報 償 費 11 役 務 費 12 委 託 料	5,757 34,577 4,391,394	感染症対策事業費 1,042,988 新型コロナウイルス感染症対策事業費 4,966,311 予防接種事業費 198,830 予防接種事業費 4,767,481 新型コロナウイルスワクチン接種事業費

歳 出

5 健康福祉費

9 港湾費

款 項	科 目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		節		目 の 説 明
					特 定 財 源	一 般 財 源	区 分	金 額	
							18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	1,321,499	
							19 扶 助 費	256,072	
9	港 湾 費	12,344,261	175,887	12,520,148	175,887	—			
	1 港 湾 管 理 費	3,279,597	175,887	3,455,484	175,887	—			
	4 浮 島 埋 立 事 業 費	1,221,129	175,887	1,397,016	諸 収 入 175,887	—	12 委 託 料	175,887	浮島埋立事業費 175,887
歳 出 合 計		839,713,040	7,478,963	847,192,003	6,841,588	637,375			

## 2 補正予算 給与費明細書

## 一般職

## (1) 総括

会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与		費		共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	( 763 ) 15,935	-	64,440,090	59,748,257	124,188,347	24,019,176	148,207,523	
補 正 前	( 763 ) 15,935	-	64,440,090	59,381,683	123,821,773	24,019,176	147,840,949	
比 較	( - ) -	-	-	366,574	366,574	-	366,574	

注 ( )内は、再任用短時間勤務職員の職員数(外数)である。

職員手当 の内訳	区分	初任給調整手当 (千円)	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	38,098	1,459,527	10,706,115	1,872,200	837,116	1,147,753	1,209,946
	補正前	38,098	1,459,527	10,706,115	1,872,200	837,116	1,147,753	1,209,946
	比較	-	-	-	-	-	-	-
の 内 訳	区分	時間外勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	期末・勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)	管理職員特別勤務手 当 (千円)	-
	補正後	2,874,930	94,235	744,792	29,262,082	9,495,467	5,996	-
	補正前	2,508,356	94,235	744,792	29,262,082	9,495,467	5,996	-
	比較	366,574	-	-	-	-	-	-

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説明	備考
職員手当	366,574	その他の増減分	366,574		

3 債務負担行為補正で令和4年度以降にわたるものについての令和2年度末までの支出額及び令和3年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限度額	令和2年度末		令和3年度以降		左 の 財 源 内 訳				備 考	
		までの支出額		支出予定額		特 定 財 源			一 般 財 源		
		期 間	金 額	期 間	金 額	国県支出金	地 方 債	そ の 他			
児 童 手 当 費	5,544	-	-	令4	5,544	5,544	-	-	-	執行見込額	9,570
学 校 管 理 運 営 委 託 事 業 費	1,254,120	-	-	令4~8	1,254,120	-	-	-	1,254,120	執行見込額	1,258,817
令 和 3 年 度 家 屋 等 リ ー ス 経 費	1,213,601	-	-	令3~8	1,213,601	62,587	-	2,529	1,148,485	執行見込額	1,359,992
令 和 3 年 度 土 地 借 上 料	6,973,944	-	-	令3~31	6,973,944	-	-	-	6,973,944	執行見込額	7,203,985

4 地方債補正の令和元年度末及び令和2年度末における現在高並びに令和3年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	令和元年度末現在高	令和2年度末現在高	令 和 3 年 度 中 増 減 見 込 み		令 和 3 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			令 和 3 年 度 中 年 度 中 起 債 見 込 額	令 和 3 年 度 中 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
1 普 通 債	777,905,004	804,999,860	87,700,000	46,144,935	846,554,925
こ ども 未 来 債	21,468,068	22,422,404	1,041,000	335,061	23,128,343
合 計	1,026,260,045	1,029,625,413	91,260,000	51,085,373	1,069,800,040

## 令和3年度川崎市一般会計補正予算

令和3年度川崎市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,243,404千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ856,435,407千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和3年12月1日提出

川崎市長 福田 紀彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		172,312,592 <sup>千円</sup>	9,243,404 <sup>千円</sup>	181,555,996 <sup>千円</sup>
	2 国庫補助金	41,173,010	9,243,404	50,416,414
歳入合計		847,192,003	9,243,404	856,435,407

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 こども未来費		130,217,995 <sup>千円</sup>	9,243,404 <sup>千円</sup>	139,461,399 <sup>千円</sup>
	1 こども青少年費	48,529,967	9,243,404	57,773,371
歳出合計		847,192,003	9,243,404	856,435,407

第2表 債務負担行為補正

追加

事	項	期	間	限	度	額
子育て世帯への臨時特別給付金事業費		令和4年度				14,770 <sup>千円</sup>

## 補正予算に関する説明書

- 1 歳入歳出補正予算事項別明細書
- 2 債務負担行為補正に関する調書

1 歳入歳出補正予算事項別明細書

科 目		既 定 額	補 正 額	計	節		説 明
款 項	目				区 分	金 額	
17	国 庫 支 出 金	172,312,592	9,243,404	181,555,996			
	2 国 庫 補 助 金	41,173,010	9,243,404	50,416,414			
	3 こども未来費国庫補助金	6,454,399	9,243,404	15,697,803	1 こども青少年費補助	9,243,404	子育て世帯への臨時特別給付金補助 (補助率10/10) 9,243,404
歳 入 合 計		847,192,003	9,243,404	856,435,407			

歳 出

(単位 千円)

科 目		既 定 額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		目 の 説 明
款 項	目				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
4	こども未来費	130,217,995	9,243,404	139,461,399	9,243,404	-			
	1 こども青少年費	48,529,967	9,243,404	57,773,371	9,243,404	-			
	3 こども家庭事業費	32,511,401	9,243,404	41,754,805	国庫支出金 9,243,404	-	3 職員手当等 10 需用費 11 役員費 12 委託料 13 使用料及び賃借料 14 工事請負費 18 負担金補助及び交付金	500 800 23,964 59,180 4,000 900 9,154,060	子育て世帯への臨時特別給付金事業費 9,243,404
歳 出 合 計		847,192,003	9,243,404	856,435,407	9,243,404	-			

2 債務負担行為補正で令和4年度以降にわたるものについての令和2年度末までの支出額及び令和3年度以降の支出予定額等に関する調査

(単位 千円)

事 項	限度額	令和2年度末		令和3年度以降		左 の 財 源 内 訳				備 考	
		までの支出額		支出予定額		特 定 財 源			一 般 財 源		
		期 間	金 額	期 間	金 額	国県支出金	地 方 債	そ の 他			
子育て世帯への臨時特別給付金事業費	14,770	-	-	令4	14,770	14,770	-	-	-	執行見込額	64,510

川崎市告示第631号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

令和3年12月21日

川崎市長 福田紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

- 2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

- 3 引取りの方法

- (1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

- (2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

- (3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車 10,000円

- (4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

- 4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第632号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の医療機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。

(別表省略)

令和3年12月21日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第633号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により指定医療機関の辞退による廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の辞退による廃止を行いましたので、同法第55条の3第3号の規定に基づき告示します。(別表省略)

令和3年12月21日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第634号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。(別表省略)

令和3年12月21日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第635号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により指定施術機

関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定施術機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。

令和3年12月21日（別表省略）

川崎市長 福田紀彦

#### 川崎市告示第636号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和3年12月21日

川崎市長 福田紀彦

#### 川崎市告示第637号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により介護機関の指定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の介護機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和3年12月21日

川崎市長 福田紀彦

#### 川崎市告示第638号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和3年12月21日

川崎市長 福田紀彦

#### 川崎市告示第639号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和3年12月21日

川崎市長 福田紀彦

#### 川崎市告示第640号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第51条第1項の規定により指定介護機関の辞退による廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第3号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和3年12月21日

川崎市長 福田紀彦

#### 川崎市告示第641号

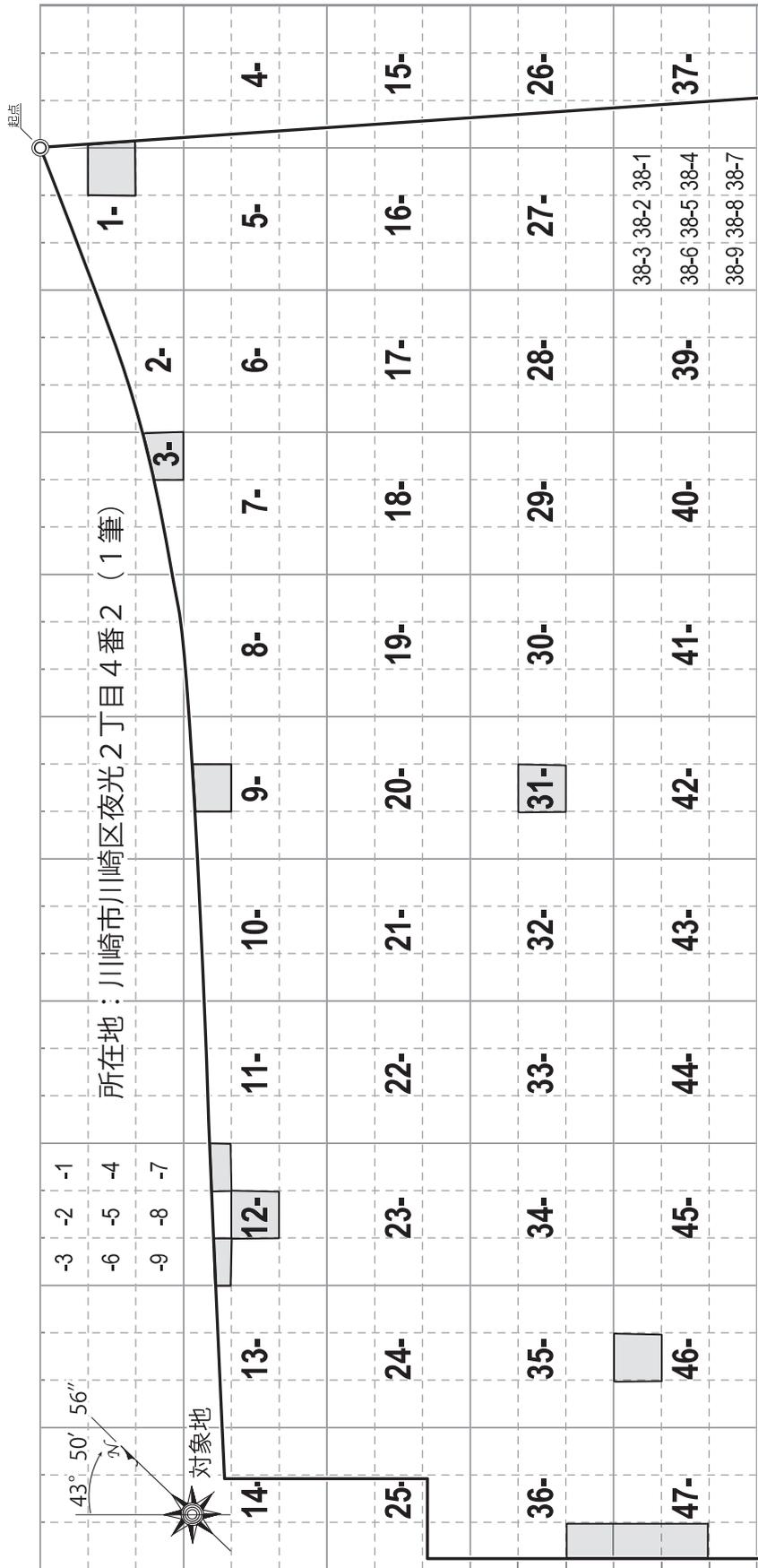
土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出  
区域の指定の一部解除について

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域の指定を一部解除しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和3年12月22日

川崎市長 福田紀彦

- 1 指定を解除する区域  
平成30年川崎市告示第696号により指定した区域（川崎区夜光2丁目4番2の一部）の一部  
（別図のとおり）
- 2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称  
ふっ素及びその化合物、六価クロム化合物
- 3 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称  
ふっ素及びその化合物、六価クロム化合物
- 4 講じられた汚染の除去等の措置  
追完調査の実施



30m 格子番号は図中右上1～47となり、それに単位区画ごとに枝番号がつく  
 (単位区画名の例、右下の『38』番の30m 格子番号区画参照)

別図 解除する区画

## 川崎市告示第642号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和3年12月22日から令和4年1月12日まで一般の縦覧に供します。

令和3年12月22日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	有馬第274号線	川崎市宮前区東有馬5丁目60番3先 川崎市宮前区東有馬5丁目59番1先	2.73	44.22	
新	有馬第274号線	川崎市宮前区東有馬5丁目60番4先 川崎市宮前区東有馬5丁目59番7先	5.00	44.22	隅切り部を含む

## 川崎市告示第643号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年12月22日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和3年12月22日から令和4年1月12日まで一般の縦覧に供します。

令和3年12月22日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
有馬第274号線	川崎市宮前区東有馬5丁目60番4先 川崎市宮前区東有馬5丁目59番7先	隅切り部を含む

## 川崎市告示第644号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年12月22日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和3年12月22日から令和4年1月12日まで一般の縦覧に供します。

令和3年12月22日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
生田第62号線	川崎市多摩区生田1丁目295番1先	
	川崎市多摩区生田1丁目295番1先	

## 川崎市告示第645号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により介護機関の指定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の介護機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和3年12月24日

川崎市長 福田紀彦

## 公 告

## 川崎市公告第1094号

研究開発新棟（仮称）建設計画に係る条例環境影響評価書について

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第26条の規定に基づく条例環境影響評価書の提出がありましたので、同条例第27条の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第106号）第32条で定める事項について次のとおり公告します。

令和3年12月17日

川崎市長 福田紀彦

条例環境影響評価書について

- 指定開発行為者  
所在地：川崎市幸区小向東芝町1番地  
名称：株式会社東芝 研究開発センター  
代表者：執行役員 研究開発センター 所長 佐田 豊
- 指定開発行為の名称及び種類  
(1) 名称  
研究開発新棟（仮称）建設計画  
(2) 種類  
大規模建築物の新設（第2種行為）
- 指定開発行為を実施する区域  
川崎市幸区小向東芝町1番地

4 指定開発行為の目的及び内容

(1) 目的

既設建物の老朽化に伴う先端研究開発のランドマークとなる新棟の建設

(2) 内容

延べ面積：約72,540㎡

5 指定開発行為の施行期間

令和3年12月～令和6年9月

6 条例評価書の要旨

第1章 指定開発行為の概要

第2章 計画地及びその周辺地域の概況並びに環境の特性の把握

第3章 環境影響評価項目の選定等

第4章 環境影響評価

第5章 環境保全のための措置

第6章 環境配慮項目に関する措置

第7章 環境影響の総合評価

第8章 事後調査計画

第9章 関係地域の範囲

第10章 条例準備書に対する市民意見の概要及び指定開発行為者の見解

第11章 条例準備書に対する審査結果と指定開発行為者の見解

第12章 その他

修正箇所一覧

7 条例評価書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

(1) 期間

令和3年12月17日(金)から令和4年1月17日(月)まで

土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までは除く。ただし、幸区役所では、第2・第4土曜日の午前8時30分から午後0時30分も縦覧を行います。

(2) 場所

幸区役所及び環境局環境対策部環境評価課(市役所第3庁舎15階)

(3) 時間

午前8時30分から午後5時まで

川崎市公告第1095号

次の市有財産について、一般競争入札による貸付けを実施します。

令和3年12月17日

川崎市長 福田紀彦

1 入札物件(一時貸付物件)

一般競争入札に付す一時貸付物件、予定価格(最低貸付料)等は、別表のとおりです。

2 貸付期間

物件番号1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで(5年間)

3 入札参加資格

次の条件を全て満たす方でなければ、入札に参加することはできません。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 国税又は市税の未納がないこと。

(5) 入札案内書に定める条件及び法令等を遵守し、市有財産の余裕部分を活用して歳入の確保等を図ることを目的として、自動販売機及び飲料容器等の回収容器等(以下「自動販売機等」という。)を設置して運営する事業(以下「自動販売機設置事業」という。)を行う資力、能力等を有すること。

(6) 令和元年度及び令和2年度において、自動販売機設置事業又はこれに類する事業の実績を有していること。

(7) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

(8) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項の規定に違反している事実がないこと。

(9) 委託契約その他の契約を締結するに当たり、相手方が前2号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結していないこと。

4 契約上の主な条件等

(1) 貸付契約の内容

本件一時貸付けは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項第4号及び同法第238条の5第1項の規定に基づく土地又は建物の賃貸借契約です。借地借家法(平成3年法律第90号)の適用はありません。

(2) 用途の指定等

一時貸付物件は、自動販売機設置事業の用途(以下「指定用途」という。)に供さなければなりません。また、自動販売機設置事業に必要な工事費、維持管理費、光熱水費等の費用は全て借受人の負担となります。

## (3) 禁止事項

一時貸付物件について、次の行為をすることはできません。

ア 一時貸付物件を指定用途以外の用途に使用すること。

イ 一時貸付物件に建物を建築し、又は工作物を設置すること（財産管理者が、電源等の確保のため必要があると認める場合を除く。）。

ウ 土壌の汚染、土地の形質の変更その他原状回復が困難となるような使用をすること。

エ 一時貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすること。

オ 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。

カ 一時貸付物件において、公序良俗に反する行為をすること。

## (4) 自動販売機等の設置等

自動販売機等は、別表に定められた条件に従うほか、次の事項を遵守して設置、運営しなければなりません。

ア 貸付期間を通じて常に使用可能な状態で設置されていること。

イ 自動販売機等の維持管理にあたっては、転倒防止、漏電防止、容器等の散乱防止など、利用者、近隣住民の安全、周辺環境の保全に十分に配慮すること。

ウ 販売品の在庫等の管理、補充、交換は、借受人の責任において、財産管理及び近隣住民の生活に配慮した方法、頻度、時間帯等により行うこと。

エ 飲料自動販売機の付近に飲料容器等の回収容器等を原則として1個以上設置し、空き缶等の使用済み容器が周囲に散乱しない頻度により回収して、適正に処分すること。

オ 飲料自動販売機は、ノンフロン冷媒又は低GWP冷媒で、かつ、ヒートポンプ対応等エネルギー消費効率の優れた機種（年間消費電力量（カタログ値）1,131kWh/年未満のものに限る。）とすること。なお、適宜消灯・減光等を行い、節電対策に努めること。

## (5) 販売品

ア 販売品は、別表に定められたものとする（財産管理者が認めた場合を除く。）。

なお、酒税法第2条（昭和28年法律第6号）による酒類又はその類似品を販売することはできません。

イ 販売品の売価は、借受人により任意に設定することができます。なお、生田の天然水恵水は、販売目的が災害時における飲料水の備蓄啓発等であ

ることを踏まえ、その売価は、他のミネラルウォーターの売価と同程度の価格を参考価格とします。

ウ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第57条に規定する食品営業を行う場合、当該施設の所管区役所地域みまもり支援センター衛生課へ営業届出を行ってください。

## (6) 資料の提出等

ア 借受人は、毎年1回、一時貸付物件に設置した自動販売機の売上実績（売上数量、売上金額）を報告しなければなりません。川崎市は、当該売上実績について、市有財産の有効活用を推進するため必要とするときは、借受人の承諾なしに公開できるものとします。

イ 川崎市は、借受人が上記の禁止事項に違反している疑いがあるとき、債権の保全上必要があると認めるときは、借受人に対してその参考となるべき資料の提出又は報告を求めることができるものとします。

## (7) 違約金

川崎市は、借受人が上記の禁止事項、資料の提出等の条件に違反した場合には、違約金を請求する場合があります。

## 5 入札案内書（入札参加申込書を含む。）の配布

本件入札に参加を希望する者には、次により入札案内書（入札参加申込書等）を配布します。

## (1) 配布場所 川崎市川崎区宮本町6番地

（明治安田生命川崎ビル13階）

川崎市財政局資産管理部資産運用課

電話 044-200-2086

## (2) 配布期間 令和3年12月17日（金）から

令和4年1月13日（木）まで

## 6 入札参加申込みに必要な書類

入札参加申込みに必要な書類は、次のとおりです。

## (1) 申込者が法人の場合

ア 入札参加申込書

イ 自動販売機設置事業申告書

ウ 川崎市暴力団排除条例に係る誓約書

エ 商業登記簿（履歴事項全部証明書）

オ 代表者の印鑑証明書（法務局に届け出たもの）

カ 国税の納税証明書（その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用）

キ 市税の納税証明書（川崎市内に事務所又は事業所を有している場合のみ）

## (ア) 法人市民税

申込み時点において終了している事業年度のうち直近2事業年度分の納税証明書（未納がないもの）をそれぞれ1部提出してください。

(イ) 固定資産税・都市計画税（川崎市内に固定資産（償却資産を含む。）を有している場合のみ）  
 令和元年度及び令和2年度の納税証明書（未納がないもの）をそれぞれ1部提出してください。

ク 財務諸表の写し

申込み時点において終了している事業年度のうち、直近2事業年度分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書を提出してください。

※ エ～キの書類は、発行後3か月以内に取得したものの（原本）を提出してください。

(2) 申込者が個人の場合

ア 入札参加申込書

イ 自動販売機設置事業申告書

ウ 川崎市暴力団排除条例にかかる誓約書

エ 印鑑登録証明書

オ 身分証明書

破産者等でないことの証明書（本籍地の市区町村長発行）を提出してください。

カ 登記されていないことの証明書

成年被後見人又は被保佐人とする記録がないことの証明書を提出してください。

キ 国税の納税証明書（その3の2「申告所得税及び復興特別所得税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用）

ク 市税の納税証明書（川崎市内に住所等を有する方のみ）

(ア) 市民税・県民税

令和元年度及び令和2年度の納税証明書（未納がないもの）をそれぞれ1部提出してください。

(イ) 固定資産税・都市計画税（川崎市内に固定資産（償却資産を含む。）を有している場合のみ）

令和元年度及び令和2年度の納税証明書（未納がないもの）をそれぞれ1部提出してください。

ケ 確定申告の提出書類の写し（直前決算2年間分）

※ エ～クの書類は、発行後3か月以内に取得したものの（原本）を提出してください。

7 入札参加申込書等の提出

本件入札に参加を希望する者は、上記6に記載された書類を次により提出しなければなりません。

(1) 提出場所 上記5(1)に同じ

(2) 提出期間 令和4年1月7日（金）から  
 令和4年1月13日（木）まで  
 午前9時～午後4時  
 （正午～午後1時を除く。）

(3) 提出方法 持参

8 入札の手續等

次により入札を執行します。

(1) 入札の方法

入札は単価で行いますので、入札金額は月額貸付料（消費税及び地方消費税の額を含まないもの）を記入してください。入札書の提出は持参によるものとします。

ア 入札書の提出日時

令和4年1月27日（木）午前10時

イ 入札書の提出場所

川崎市役所第3庁舎15階 第1会議室  
 川崎市川崎区東田町5-4

(2) 入札保証金 免除

(3) 開札の日時 上記(1)アに同じ

(4) 開札の場所 上記(1)イに同じ

(5) 落札者の決定等

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格（最低貸付料）以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者について、最終的な一般競争入札参加資格の審査を実施し、資格の有無を審査した上、落札者を決定します。資格審査の結果、その者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の高い入札者について同様の審査を実施します。

(6) 入札の無効

入札案内書及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手續等

(1) 契約条項 入札案内書に記載してあります。

(2) 契約書等作成の要否 要

(3) 契約保証金 入札案内書に記載してあります。

(4) 契約の締結期限 令和4年2月25日（金）

(5) 契約の締結 本件契約を締結しない場合、落札者の決定が取消しとなります。

(6) 貸付料の支払い 入札案内書に記載してあります。

10 その他

(1) 事情により予告なく入札を変更し、又は取り止める場合等があります。

(2) 詳細は入札案内書によります。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、以下のとおりです。

上記5(1)に同じ

〇〇〇

## 一時貸付物件一覧表・個別条件仕様書

物件番号 1

場所 番号	財産名称・場所 (財産管理者・連絡先)	所在地	貸付面積 (㎡)	消費税	設置・運営	販売品	令和2年 度の売上 数量 (本)	最低貸付料 (円/月) (税抜)
109	高津区役所橋出張所 (高津区役所区民サービス部 橋出張所044-777-2355)	高津区千年1362-1	1.28 (回収 箱含む)	課税	・災害対応機 (別記1)	飲料(缶・ペット ボトル)	2,128	500
112	宮前区役所 2階 (宮前区役所まちづくり推進部 総務課044-856-3123)	宮前区宮前平2丁目20-5	1.16 (回収 箱含む)	課税	・災害対応機 (別記1) ・電子マネー利用可 (別記2) ・ユニバーサルデザイン (別記3) ・生田の天然水 (別記4) 3階 (トイレ前) にウォーターサー バーが設置されている	飲料(缶・ペット ボトル)	20,797	60,000
113	宮前区役所向丘出張所 1階 (宮前区役所区民サービス部 向丘出張所044-866-6461)	宮前区平1丁目1-10	1.32 (回収 箱含む)	課税		飲料(缶・ペット ボトル)	293	500
114	宮前区役所道路公園センター 1階 (宮前区役所道路公園センター 管理課044-877-1661)	宮前区有馬2丁目6-4	1.36 (回収 箱含む)	課税		飲料(缶・ペット ボトル)	2,148	1,000
149	高津消防署久地出張所 1階 (消防局総務部施設装備課 044-223-2550)	高津区久地4丁目11-19	0.85 (回収 箱含む)	課税		飲料(缶・ペット ボトル)	3,005	3,000
170	消防訓練センター 1階 (消防局総務部施設装備課 044-223-2550)	宮前区犬蔵1丁目10-2	1.07 (回収 箱含む)	課税		飲料(缶・ペット ボトル)	1,036	500
642	市民ミュージアム 3階 (市民文化振興室 044-754-4510)	中原区等々力1-2	2.46 (回収 箱含む)	課税		飲料(缶・ペット ボトル)	5,569	3,000

※ 令和2年度の売上数量は参考情報であり、事業者の申告に基づくものである。

[別記1]

市内に震度5強以上の地震又は同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、財産管理者が物資の提供を必要と判断したとき、自動販売機内の販売品を無料で提供できる機種とすること。なお、物資の提供に係る費用は借受人の負担とする。

[別記2]

交通系ICカード(Suica, PASMO)の電子マネーが使用できる自動販売機とすること。

[別記3]

ユニバーサルデザインの使用を施した自動販売機とすること。

[別記4]

川崎市上下水道局において製造する生田の天然水恵水を1区画以上設置すること。販売目的が災害時における飲料水の備蓄啓発等であることを踏まえ、その売価は、他のミネラルウォーターの売価と同程度の価格とすること。なお、販売事業者に販売するとき(川崎市上下水道局と販売契約を締結していただきます)の価格は、87円となります。

別表

一時貸付物件一覧表・個別条件仕様書

物件番号 2

場所番号	財産名称・場所 (財産管理者・連絡先)	所在地	貸付面積 (㎡)	消費税	設置・運営	販売品	令和2年度の売上 数量 (本)	最低貸付料 (円/月) (税抜)
123	麻生区役所道路公園センター (麻生区役所道路公園センター 管理課954-0505)	麻生区古沢120	0.80 (回収 箱含む)	課税		飲料(缶・ペット ボトル)	2,157	1,000
147	高津消防署 1階 (消防局総務部施設設備課 044-223-2550)	高津区二子5丁目14-5	0.53 (別記1)	課税		飲料(缶・ペット ボトル)	2,788	1,000
161	多摩消防署出張所 1階 (消防局総務部施設設備課 044-223-2550)	多摩区菅馬場1丁目13-1	1.23 (回収 箱含む)	課税		飲料(缶・ペット ボトル)	3,323	4,000
167	麻生消防署柿生出張所 1階 (消防局総務部施設設備課 044-223-2550)	麻生区片平2丁目30-7	1.12 (回収 箱含む)	課税		飲料(缶・ペット ボトル)	2,065	1,000
211	高津市民館 12階 (高津区役所まちづくり推進部 生涯学習支援課044-814-7603)	高津区溝口1丁目4-1	0.95 (回収 箱含む)	課税		飲料(缶・ペット ボトル)	2,498	1,000
219	麻生市民館・図書館 2階 (麻生区役所まちづくり推進部 生涯学習支援課951-1300)	麻生区万福寺1丁目5-2	0.77 (回収 箱含む)	課税		飲料(缶・ペット ボトル)	4,266	9,000
								17,000

- ※ 令和2年度の売上数量は参考情報であり、事業者の申告に基くものである。
- ※ 現在、高津消防署1階に3台の飲料自動販売機を設置しておりますが1台を今年度末で終了し、今契約から飲料自動販売機の集約を行う。
- ※ 現在、麻生市民館・図書館2階に2台、3階に1台の飲料自動販売機を設置しておりますが3階の1台を今年度末で終了し、今契約から飲料自動販売機の集約を行う。

[別記1]

場所番号147の回収箱については回収箱の設置スペースが確保できないため、場所番号146との共用とすることを条件とします。

## 別表

## 一時貸付物件一覧表・個別条件仕様書

物件番号 3

場所番号	財産名称・場所 (財産管理者・連絡先)	所在地	貸付面積 (㎡)	消費税	設置・運営	販売品	令和2年度の売上 数量 (本)	最低貸付料 (円/月) (税抜)
38	宮前生活環境事業所 3階 (環境局宮前生活環境事業所 044-866-9131)	宮前区宮崎172	0.92 (回収箱含む)	課税		飲料(缶・ペットボトル)	3,968	5,000
46	多摩生活環境事業所 2階 (環境局多摩生活環境事業所 044-933-4111)	多摩区枳形1丁目14-1	1.53 (回収箱含む)	課税	・電子マネー利用可 (別記2)	飲料(缶・ペットボトル)	3,316	1,000
104	中原区役所 4階 (中原区役所まちづくり推進部 総務課044-744-3124)	中原区小杉町3丁目245	1.50 (回収箱含む)	課税	・災害対応機 (別記1) 5階(市民活動コーナー前)に ウォーターサーバーが設置されている	飲料(缶・ペットボトル)	7,507	8,000
106	中原区役所道路公園センター 1階 (中原区役所道路公園センター 管理課788-2311)	中原区下小田中2丁目9-1	1.10 (回収箱含む)	課税	・災害対応機 (別記1)	飲料(缶・ペットボトル)	2,514	500
143	中原消防署荻宿出張所 1階 (消防局総務部施設整備課 044-223-2550)	中原区荻宿42-3	1.36 (回収箱含む)	課税	・電気工事等 (別記3)	飲料(缶・ペットボトル)	2,078	1,500
144	中原消防署小田中出張所 1階 (消防局総務部施設整備課 044-223-2550)	中原区上小田中3丁目7-1	1.44 (回収箱含む)	課税	・電気工事等 (別記3)	飲料(缶・ペットボトル)	2,569	1,500
153	宮前消防署 4階 (消防局総務部施設整備課 044-223-2550)	宮前区宮前平2丁目20-4	0.8 (回収箱含む)	課税		飲料(缶・ペットボトル)	4,660	10,000
160	多摩消防署 1階 (消防局総務部施設整備課 044-223-2550)	多摩区枳形2丁目6-1	1.07 (回収箱含む)	課税		飲料(缶・ペットボトル)	6,409	17,000

44,500

※ 令和2年度の売上数量は参考情報であり、事業者の申告に基くものである。

※ 現在、宮前生活環境事業所1階に3台、2階に4台、3階に1台、宮前生活環境事業所投入棟に1台の飲料自動販売機を設置しておりますが1階の1台、投入棟の1台を今年度末で終了し、今契約から飲料自動販売機の集約を行う。また、2階の1台を食料自動販売機へ変更予定。

※ 現在、多摩生活環境事業所1階に6台、2階に2台の飲料自動販売機を設置しておりますが1階の2台、2階の1台を今年度末で終了し、今契約から飲料自動販売機の集約を行う。また、1階の1台を食料自動販売機へ変更予定。

※ 現在、宮前消防署1階に1台、4階に2台の飲料自動販売機を設置しておりますが1階の1台を今年度末で終了し、今契約から飲料自動販売機の集約を行う

[別記1]

市内に震度5強以上の地震又は同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、財産管理者が物資の提供を必要と判断したとき、自動販売機内の販売品を無料で提供できる機種とすること。なお、物資の提供に係る費用は借受人の負担とする。

[別記2]

交通系ICカード(Suica, PASMO)の電子マネーが使用できる自動販売機とすること。

[別記3]

当該設置場所の電源設備は事業者が設置したものであり、継続使用の協議が整わず従前の自動販売機の撤去と同時に電源も撤去された場合は、新たに電源工事を要する。

別表

一時貸付物件一覧表・個別条件仕様書

物件番号 4

場所番号	財産名称・場所 (財産管理者・連絡先)	所在地	貸付面積 (㎡)	消費税	設置・運営	販売品	令和2年度 の売上 数量 (本)	最低貸付料 (円/月) (税抜)
34	宮前生活環境事業所 2階 (環境局宮前生活環境事業所 044-866-9131)	宮前区宮崎172	0.87 (回収 箱含む)	課税		飲料(缶・ペット ボトル)	4,135	9,000
111	宮前区役所 1階 (宮前区役所まちづくり推進部 総務課044-856-3123)	宮前区宮前平2丁目20-5	0.72 (回収 箱含む)	課税	・災害対応機 (別記1) ・電子マネー利用可 (別記2) ・ユニバーサルデザイン (別記3) 3階(トイレ前)にウォーターサー バーが設置されている	飲料(缶・ペット ボトル)	6,001	3,000
146	高津消防署 1階 (消防局総務部施設整備課 044-223-2550)	高津区二子5丁目14-5	0.98 (回収 箱含む)	課税		飲料(缶・ペット ボトル)	5,034	12,000
155	宮前消防署野川出張所 1階 (消防局総務部施設整備課 044-223-2550)	宮前区西野川2丁目3417- 28	0.95 (回収 箱含む)	課税		飲料(缶・ペット ボトル)	1,723	500
158	宮前消防署菅生出張所 1階 (消防局総務部施設整備課 044-223-2550)	宮前区菅生3丁目43-23	0.92 (回収 箱含む)	課税		飲料(缶・ペット ボトル)	1,925	500
214	宮前市民館・図書館 2階 (宮前区役所まちづくり推進部 生涯学習支援課 044-888-3911)	宮前区宮前平2丁目20-4	0.57 (回収 箱含む)	課税		飲料(缶・ペット ボトル)	3,582	4,000
299	高津市民館 11階 (高津区役所まちづくり推進部 生涯学習支援課 044-814-7603)	高津区溝口1丁目4-1	0.88 (回収 箱含む)	課税	・災害対応機 (別記1)	飲料(缶・ペット ボトル)	782	500

- ※ 令和2年度の売上数量は参考情報であり、事業者の申告に基づくものである。
- ※ 現在、宮前生活環境事業所1階に3台、2階に4台、3階に1台、宮前生活環境事業所投入棟に1台の飲料自動販売機を設置しておりますが1階の1台、投入棟の1台を今年度末で終了し、今契約から飲料自動販売機の集約を行う。また、2階の1台を食料自動販売機へ変更予定。
- ※ 現在、高津消防署1階に3台の飲料自動販売機を設置しておりますが1台を今年度末で終了し、今契約から飲料自動販売機の集約を行う。
- ※ 現在、宮前市民館・図書館2階に3台の飲料自動販売機を設置しておりますが1台を今年度末で終了し、今契約から飲料自動販売機の集約を行う。

[別記1]

市内に震度5強以上の地震又は同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、財産管理者が物資の提供を必要と判断したとき、自動販売機内の販売品を無料で提供できる機種とすること。なお、物資の提供に係る費用は借受人の負担とする。

[別記2]

交通系ICカード(Suica, PASMO)の電子マネーが使用できる自動販売機とすること。

[別記3]

ユニバーサルデザインの使用を施した自動販売機とすること。

別表

一時貸付物件一覧表・個別条件仕様書

物件番号 5

場所 番号	財産名称・場所 (財産管理者・連絡先)	所在地	貸付面積 (㎡)	消費税	設置・運営	販売品	令和2年 度の売上 数量 (本)	最低貸付料 (円/月) (税抜)
72	王禅寺処理センター (環境局王禅寺処理センター 044-966-6135)	麻生区王禅寺1285	1.06 (回収 箱含む)	課税		飲料(缶・ペット ボトル)	3,909	5,000
117	多摩区役所 1階 (多摩区役所まちづくり推進部 総務課044-935-3123)	多摩区登戸1775-1	1.04 (回収 箱含む)	課税	1階ソーシャルデザインセンター内 にウォーターサーバーが設置されて いる	飲料(缶・ペット ボトル)	8,240	40,000
49	多摩生活環境事業所 1階 (環境局多摩生活環境事業所 044-933-4111)	多摩区枳形1丁目14-1	0.88 (回収 箱含む)	課税	・電子マネー利用可 (別記1)	飲料(缶・ペット ボトル)	5,681	2,500
120	多摩区役所道路公園センター 1階 (多摩区役所道路公園センター 管理課044-946-0044)	多摩区菅北浦4丁目11-20	0.7 (回収箱 含む)	課税		飲料(缶・ペット ボトル)	2,814	1,000
166	麻生消防署百合丘出張所 1階 (消防局総務部施設設備課 044-223-2550)	麻生区百合丘1丁目18-4	0.68 (回収 箱含む)	課税		飲料(缶・ペット ボトル)	1,101	500
150	高津消防署梶ヶ谷出張所 1階 (消防局総務部施設設備課 044-223-2550)	高津区向ヶ丘8-16	1.11 (回収 箱含む)	課税		飲料(缶・ペット ボトル)	884	500
								49,500

- ※ 令和2年度の売上数量は参考情報であり、事業者の申告に基くものである。
- ※ 現在、多摩区役所1階に3台の飲料自動販売機を設置しておりますが1台を今年度末で終了し、今契約から飲料自動販売機の集約を行う。
- ※ 現在、多摩生活環境事業所1階に6台、2階に2台の飲料自動販売機を設置しておりますが1階の2台、2階の1台を今年度末で終了し、今契約から飲料自動販売機の集約を行う。また、1階の1台を食料自動販売機へ変更予定。

[別記1]

交通系ICカード(Suica, PASMO)の電子マネーが使用できる自動販売機とすること。

一時貸付物件一覧表・個別条件仕様書

物件番号 6

場所 番号	財産名称・場所 (財産管理者・連絡先)	所在地	貸付面積 (㎡)	消費税	設置・運営	販売品	令和2年 度の売上 数量 (本)	最低貸付料 (円/月) (税抜)
99	幸区役所 (幸区役所まちづくり推進部 総務課044-556-6645)	幸区戸手本町1丁目11-1	1.45 (回収 箱含む)	課税	・災害対応機 (別記1) 1階(市民活動コーナー前)に ウォーターサーバーが設置されてい る	飲料(缶・ペット ボトル)	3,307	4,000
102	幸区役所日吉出張所 (幸区役所区民サービス部 日吉出張所044-599-1121)	幸区南加瀬1丁目7-17	0.9 (回収箱 含む)	課税		飲料(缶・ペット ボトル)	2,143	1,000
206	幸市民館・図書館 (幸区役所まちづくり推進部 生涯学習支援課 044-541-3910)	幸区戸手本町1丁目11-2	0.75 (回収 箱含む)	課税	・災害対応機 (別記1)	飲料(缶・ペット ボトル)	1,793	500
210	高津市民館 (高津区役所まちづくり推進部 生涯学習支援課 044-814-7603)	高津区溝口1丁目4-1	1.08 (回収 箱含む)	課税		飲料(缶・ペット ボトル)	5,010	12,000
298	大川町産業会館 (経済労働局産業振興部 工業振興課044-200-2326)	川崎区大川町9-2	0.80 (回収 箱含む)	課税		飲料(缶・ペット ボトル)	1,508	500
645	こども家庭センター (こども家庭センター 044-542-1788)	川崎市幸区鹿島田1-21-9	1.50㎡	課税	・災害対応 (別記1) ・回収容器は設置しない (別記2)	飲料(缶・ペット ボトル)	新規	2,500
198	教育文化会館 (川崎区役所まちづくり推進部 生涯学習支援課 044-233-6361)	川崎区富士見2-1-3	0.64 (回収 箱含む)	課税		飲料(缶・ペット ボトル)	新規	3,000

※ 令和2年度の売上数量は参考情報であり、事業者の申告に基くものである。  
 ※ 現在、幸市民館・図書館1階に1台、2階に1台の飲料自動販売機を設置しておりますが1階の1台を今年度末で終了し、今契約から飲料自動販売機の集約を行う。

[別記1]

市内に震度5強以上の地震又は同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、財産管理者が物資の提供を必要と判断したとき、自動販売機内の販売品を無料で提供できる機種とすること。なお、物資の提供に係る費用は借受人の負担とする。

[別記2]

飲料容器等の回収容器を設置しない。

〃〃〃

## 一時貸付物件一覧表・個別条件仕様書

物件番号 7

場所 番号	財産名称・場所 (財産管理者・連絡先)	所在地	貸付面積 (㎡)	消費税	設置・運営	販売品	令和2年 度の売上 数量 (本)	最低貸付料 (円/月) (税抜)
110	高津区役所道路公園センター 1階 (高津区役所道路公園センター 管理課044-833-1221)	高津区溝口5丁目15-7	1.25 (回収 箱含む)	課税		飲料(缶・ペット ボトル)	4,503	10,000
164	麻生消防署 3階 (消防局総務部施設設備課 044-223-2550)	麻生区万福寺1丁目5-4	1.56 (回収 箱含む)	課税		飲料(缶・ペット ボトル)	5,057	12,000
213	宮前市民館・図書館 2階 (宮前区役所まちづくり推進部 生涯学習支援課 044-888-3911)	宮前区宮前平2丁目20-4	0.74 (回収 箱含む)	課税		飲料(缶・ペット ボトル)	3,213	4,000
216	多摩市民館 2階 (多摩区役所まちづくり推進部 生涯学習支援課935-3333)	多摩区登戸1775-1	0.90 (回収 箱含む)	課税		飲料(缶・ペット ボトル)	727	500
300	高津市民館・橋分館 1階 (高津区役所まちづくり推進部 生涯学習支援課橋地区担当 044-788-1531)	高津区久末2012-1	0.89 (回収 箱含む)	課税	・災害対応機(別記1)	飲料(缶・ペット ボトル)	1,811	500

※ 令和2年度の売上数量は参考情報であり、事業者の申告に基くものである。

※ 現在、宮前市民館・図書館2階に3台の飲料自動販売機を設置しておりますが1台を今年度末で終了し、今契約から飲料自動販売機の集約を行う。

※ 現在 多摩市民館2階に3台の飲料自動販売機を設置しておりますが2台を今年度末で終了し 今契約から飲料自動販売機の集約を行う

[別記1]

市内に震度5強以上の地震又は同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、財産管理者が物資の提供を必要と判断したとき、自動販売機内の販売品を無料で提供できる機種とすること。なお、物資の提供に係る費用は借受人の負担とする。

〃〃

一時貸付物件一覧表・個別条件仕様書

物件番号 8

場所番号	財産名称・場所 (財産管理者・連絡先)	所在地	貸付面積 (㎡)	消費税	設置・運営	販売品	令和2年度の売上 数量 (本)	最低貸付料 (円/月) (税抜)
44	多摩生活環境事業所 1階 (環境局多摩生活環境事業所 044-933-4111)	多摩区枳形1丁目14-1	1.06 (回収 箱含む)	課税		飲料(缶・ペット ボトル)	646	500
151	高津消防署子母口出張所 1階 (消防局総務部施設設備課 044-223-2550)	高津区子母口298-2	0.85 (回収 箱含む)	課税		飲料(缶・ペット ボトル)	6,071	16,000
152	宮前消防署 4階 (消防局総務部施設設備課 044-223-2550)	宮前区宮前平2丁目20-4	0.85 (回収 箱含む)	課税		飲料(缶・ペット ボトル)	5,031	12,000
154	宮前消防署向丘出張所 1階 (消防局総務部施設設備課 044-223-2550)	宮前区平1丁目4-17	0.69 (回収 箱含む)	課税		飲料(缶・ペット ボトル)	1,527	500
157	宮前消防署大蔵出張所 1階 (消防局総務部施設設備課 044-223-2550)	宮前区大蔵1丁目10-2	1.15 (回収 箱含む)	課税		飲料(缶・ペット ボトル)	4,486	10,000
285	麻生消防署栗木出張所 1階 (消防局総務部施設設備課 044-223-2550)	麻生区栗木台4丁目2-1	1.16 (回収 箱含む)	課税		飲料(缶・ペット ボトル)	2,997	1,000
302	宮前生活環境事業所 1階 (環境局宮前生活環境事業所 044-866-9131)	宮前区宮崎172	0.78 (回収 箱含む)	課税		飲料(缶・ペット ボトル)	4,077	9,000
646	麻生区役所 3階 (麻生区役所まちづくり推進部 総務課044-965-5110)	麻生区万福寺1丁目5番 1号	2.0㎡ (回収 箱含む)	課税		飲料(缶・ペット ボトル)	移設	3,000

52,000

- ※ 令和2年度の売上数量は参考情報であり、事業者の申告に基くものである。
- ※ 現在、多摩生活環境事業所1階に6台、2階に2台の飲料自動販売機を設置しておりますが1階の2台、2階の1台を今年度末で終了し、今契約から飲料自動販売機の集約を行う。また、1階の1台を食料自動販売機へ変更予定。
- ※ 現在、宮前消防署1階に1台、4階に2台の飲料自動販売機を設置しておりますが1階の1台を今年度末で終了し、今契約から飲料自動販売機の集約を行う。
- ※ 現在、宮前生活環境事業所1階に3台、2階に4台、3階に1台、宮前生活環境事業所投入棟に1台の飲料自動販売機を設置しておりますが1階の1台、投入棟の1台を今年度末で終了し、今契約から飲料自動販売機の集約を行う。また、2階の1台を食料自動販売機へ変更予定。
- ※ 現在、麻生区役所4階に2台の飲料自動販売機を設置しておりますが1台を食料自動販売機へ変更し、飲料自動販売機1台を移設し設置予定。

## 別表

## 一時貸付物件一覧表・個別条件仕様書

物件番号 9

場所 番号	財産名称・場所 (財産管理者・連絡先)	所在地	貸付面積 (㎡)	消費税	設置・運営	販売品	令和2年 度の売上 数量 (本)	最低貸付料 (円/月) (税抜)
35	宮前生活環境事業所 2階 (環境局宮前生活環境事業所 044-866-9131)	宮前区宮崎172	0.85 (回収 箱含む)	課税		飲料(缶・ペット ボトル)	3,823	4,000
74	王禅寺処理センター 地下 1階 (環境局王禅寺処理センター 044-966-6135)	麻生区王禅寺1285	1.09 (回収 箱含む)	課税		飲料(缶・ペット ボトル)	6,071	16,000
115	多摩区役所 1階 (多摩区役所まちづくり推進部 総務課044-935-3123)	多摩区登戸1775-1	1.27 (回収 箱含む)	課税	1階ソーシャルデザインセンター内 にウォーターサーバーが設置されて いる	飲料(缶・ペット ボトル)	10,979	40,000
156	宮前消防署宮崎出張所 1階 (消防局総務部施設整備課 044-223-2550)	宮前区有馬2丁目8-11	0.87 (回収 箱含む)	課税		飲料(缶・ペット ボトル)	1,737	500
165	麻生消防署 1階 (消防局総務部施設整備課 044-223-2550)	麻生区万福寺1丁目5-4	1.92 (回収 箱含む)	課税	・電気工事等(別記1)	飲料(缶・ペット ボトル)	8,347	24,500
218	麻生市民館・図書館 2階 (麻生区役所まちづくり推進部 生涯学習支援課951-1300)	麻生区万福寺1丁目5-2	0.97 (回収 箱含む)	課税	・生田の天然水(別記2)	飲料(缶・ペット ボトル)	4,398	10,000
								95,000

※ 令和2年度の売上数量は参考情報であり、事業者の申告に基くものである。

※ 現在、宮前生活環境事業所1階に3台、2階に4台、3階に1台、宮前生活環境事業所投入棟に1台の飲料自動販売機を設置しておりますが1階の1台、投入棟の1台を今年度末で終了し、今契約から飲料自動販売機の集約を行う。また、2階の1台を食料自動販売機へ変更予定。

※ 現在、多摩区役所1階に3台の飲料自動販売機を設置しておりますが1台を今年度末で終了し、今契約から飲料自動販売機の集約を行う。

※ 現在、麻生市民館・図書館2階に2台、3階に1台の飲料自動販売機を設置しておりますが3階の1台を今年度末で終了し、今契約から飲料自動販売機の集約を行う

[別記1]

当該設置場所の電源設備は事業者が設置したものであり、継続使用の協議が整わず従前の自動販売機の撤去と同時に電源も撤去された場合は、新たに電源工事を要する。

別表

一時貸付物件一覧表・個別条件仕様書

物件番号 10

場所番号	財産名称・場所 (財産管理者・連絡先)	所在地	貸付面積 (㎡)	消費税	設置・運営	販売品	令和2年度の売上数量 (本)	最低貸付料 (円/月) (税抜)
650	農業技術支援センター 2階 (農業技術支援センター 044-945-0153)	多摩区菅仙谷3-17-1	1.50 (別記7)	課税	・電子マネー利用可(別記2) ・子メーター設置(別記5) ・電気工事等(別記6)	食料品	新規	2,000
36	宮前生活環境事業所 2階 (環境局宮前生活環境事業所 044-866-9131)	宮前区宮崎172	1.50 (別記7)	課税	・子メーター設置(別記5)	食料品	新規	3,000
37	宮前生活環境事業所 2階 (環境局宮前生活環境事業所 044-866-9131)	宮前区宮崎172	0.85(回収箱含む)	課税		飲料(缶・ペットボトル)	2,807	1,000
43	多摩生活環境事業所 1階 (環境局多摩生活環境事業所 044-933-4111)	多摩区橋形1丁目14-1	1.60 (別記7)	課税	・電子マネー利用可(別記2) ・子メーター設置(別記5)	食料品	新規	2,000
42	多摩生活環境事業所 1階 (環境局多摩生活環境事業所 044-933-4111)	多摩区橋形1丁目14-1	1.17(回収箱含む)	課税	・電子マネー利用可(別記2)	飲料(缶・ペットボトル)	4,389	2,500
648	王禅寺処理センター 地下1階 (環境局王禅寺処理センター 044-966-6135)	麻生区王禅寺1285	1.50 (別記7)	課税	・子メーター設置(別記5) ・電気工事等(別記6)	食料品	新規	3,000
76	王禅寺処理センター 地下1階 (環境局王禅寺処理センター 044-966-6135)	麻生区王禅寺1285	1.09(回収箱含む)	課税		飲料(缶・ペットボトル)	5,760	14,000
649	看護短期大学 地下2階 (健康福祉局看護短期大学事務局 044-587-3534)	幸区小倉4-30-1	2.0 (別記7)	課税	・電子マネー利用(別記2) ・子メーター設置(別記5)	食料品	新規	4,000
644	看護短期大学 2階 (健康福祉局看護短期大学事務局 044-587-3534)	幸区小倉4-30-1	1.38(回収箱含む)	課税	・電子マネー利用(別記2)	飲料(缶・ペットボトル)	新規	5,000
107	高津区役所 5階 (高津区役所まちづくり推進部 総務課044-861-3123)	高津区下作延2-8-1	1.50 (別記7)	課税	・ユニバーサルデザイン(別記3) ・子メーター設置(別記5)	食料品	新規	2,000
108	高津区役所 5階 (高津区役所まちづくり推進部 総務課044-861-3123)	高津区下作延2-8-1	1.38(回収箱含む)	課税	・災害対応機(別記1) 1階(総合庁舎案内横)にウォーターサーバーが設置されている	飲料(缶・ペットボトル)	7,538	10,500
122	麻生区役所 4階 (麻生区役所まちづくり推進部 総務課965-5110)	麻生区万福寺1丁目5-1	1.50 (別記7)	課税	・電子マネー利用(別記2) ・子メーター設置(別記5)	食料品	新規	2,000
121	麻生区役所 4階 (麻生区役所まちづくり推進部 総務課965-5110)	麻生区万福寺1丁目5-1	2.00(回収箱含む)	課税	・災害対応機(別記1) ・生田の天然水(別記4) 4階(給湯室)にウォーターサーバーが設置されている	飲料(缶・ペットボトル)	5,261	7,000

58,000

- ※ 令和2年度の売上数量は参考情報であり、事業者の申告に基づくものである。
- ※ 現在、宮前生活環境事業所1階に3台、2階に4台、3階に1台、宮前生活環境事業所投入棟に1台の飲料自動販売機を設置しておりますが1階の1台、投入棟の1台を今年度末で終了し、今契約から飲料自動販売機の集約を行う。また、2階の1台を食料自動販売機へ変更予定。
- ※ 現在、多摩生活環境事業所1階に6台、2階に2台の飲料自動販売機を設置しておりますが1階の2台、2階の1台を今年度末で終了し、今契約から飲料自動販売機の集約を行う。また、1階の1台を食料自動販売機へ変更予定。
- ※ 現在、高津区役所5階に2台の飲料自動販売機を設置しておりますが1台を食料自動販売機へ変更予定。
- ※ 現在、麻生区役所4階に2台の飲料自動販売機を設置しておりますが1台を食料自動販売機へ変更し、飲料自動販売機1台を移設し設置予定。

[別記1]

市内に震度5強以上の地震又は同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、財産管理者が物資の提供を必要と判断したとき、自動販売機内の販売品を無料で提供できる機種とすること。なお、物資の提供に係る費用は借受人の負担とする。

[別記2]

交通系ICカード(Suica, PASMO)の電子マネーが使用できる自動販売機とすること。

[別記3]

ユニバーサルデザインの使用を施した自動販売機とすること。

[別記4]

川崎市上下水道局において製造する生田の天然水恵水を1区画以上設置すること。販売目的が災害時における飲料水の備蓄啓発等であることを踏まえ、その売価は、他のミネラルウォーターの売価と同程度の価格とすること。なお、販売事業者に販売するとき(川崎市上下水道局と販売契約を締結していただきます)の価格は、87円となります。

[別記5]

子メーターを設置すること。なお、設置に係る費用は借受人の負担とする。

[別記6]

当該設置場所の電源設備は入札決定後、財産管理者において整備する。

[別記7]

食料品等の回収容器等については財産管理者が設置し、使用済み容器等の廃棄は財産管理者が行う。

別表

一時貸付物件一覧表・個別条件仕様書

物件番号 11

場所番号	財産名称・場所 (財産管理者・連絡先)	所在地	貸付面積 (㎡)	消費税	設置・運営	販売品	令和2年度の売上 数量 (本)	最低貸付料 (円/月) (税抜)
12	農業技術支援センター 屋外 (経済労働局農業技術支援センター 044-945-0153)	多摩区菅仙谷3丁目17-1	0.9 (回収箱 含む)	非課税	・カップ式不可(別記3)	飲料(缶・ペット ボトル)	5,072	12,000
643	リハビリテーション福祉セン ター体育館 1階 (健康福祉局中部地域支援室 044-750-0686)	中原区井田3丁目16番1号	1.44 (回収 箱含む)	非課税	・ユニバーサルデザイン(別記2) ・災害対応(別記1)	飲料(缶・ペット ボトル)	新規	2,500
647	多摩消防署栗谷出張所 1階 (消防局総務部施設整備課 044-223-2550)	多摩区栗谷3-30-8	2.65 (回収 箱含む)	非課税		飲料(缶・ペット ボトル)	新規	500

※ 令和2年度の売上数量は参考情報であり、事業者の申告に基くものである。

[別記1]

市内に震度5強以上の地震又は同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、財産管理者が物資の提供を必要と判断したとき、自動販売機内の販売品を無料で提供できる機種とすること。なお、物資の提供に係る費用は借受人の負担とする。

[別記2]

ユニバーサルデザインの使用を施した自動販売機とすること。

[別記3]

カップ式の容器は不可

川崎市公告第1096号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年12月17日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件名	中原区内主要地方道幸多摩線道路詳細修正設計委託
	履行場所	川崎市中原区宮内地内
	履行期間	令和4年3月31日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「道路部門」で登録されている者。 (4) 管理技術者及び照査技術者は、技術士(建設部門:道路)又はRC CMの「道路」部門のいずれかの資格を有する者。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	

入札日時等	令和4年1月20日14時30分(財政局資産管理部契約課委託契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	生田住宅(1・2号棟)解体第1期工事家屋事前調査委託
	履行場所	川崎市多摩区生田三丁目1064番1ほか
	履行期間	令和4年3月31日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「補償コンサルタント」で登録されている者。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和4年1月20日14時30分(財政局資産管理部契約課委託契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

**川崎市公告第1097号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和3年12月17日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積  
川崎市多摩区柘形六丁目4261番2  
ほか5筆の一部  
766平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
横浜市港北区高田東一丁目17番14号  
株式会社ホームセンター  
代表取締役 根岸 浩
- 3 予定建築物の用途  
一戸建ての住宅  
計画戸数：4戸

## 4 開発許可年月日及び許可番号

令和3年6月7日

川崎市指令 ま宅審(イ)第21号

**川崎市公告第1098号**

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和3年12月17日

川崎市長 福田 紀彦

1 各筆明細

利用権を設定する土地	利用権を設定する者		設定する利用権						利用権の設定を受ける者		利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係			
	所在	現況地目	面積(m <sup>2</sup> )	氏名 又は名称	住所	利用権の種類	利用権の内容	始期	終期	借債(年額)		借債の支払方法	氏名 又は名称	住所
麻生区栗木1丁目328-1	畑	1,194	鈴木 崇夫	川崎市麻生区栗木台2-2-1	賃借権	普通畑	令和4年1月1日	令和5年12月31日	24,100	甲 毎年12月20日までに地権者口座に振り込み	公森社団法人 神奈川県農業公社 会長 佐藤 光徳	横浜市中区山下町2	賃貸借	

2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 利用権の設定

1の各筆明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の利用権は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

(2) 借債の増減額請求

利用権を設定する者(以下「甲」という。)及び利用権の設定を受ける者(以下「乙」という。)は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借債の増減を請求しない。

(3) 借債の改訂

この農用地利用集積計画を定めた後、借債の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借債の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改訂する。

(4) 借債の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借債の支払期限までに借債の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(5) 転貸

乙は当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。

(6) 借債の減額

利用権の目的物が農地である場合で、目的物の転借人から乙に対して農地法(昭和27年法律第229号)第20条の規定に基づく借債の減額請求があり、乙が当該借債を減額する場合には、乙は甲に対して、借債の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、農業委員会が認定した額とする。

(7) 境界の明示

甲は、当該土地の引渡の時期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。

(8) 負担の除去

甲は、当該土地の引渡の時期までに、乙の利用権の行使を阻害する負担を除去するとともに、利用権の存続期間中においても、利用権の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

(9) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、

緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

#### (10) 租税公課の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業災害補償法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が転借人に負担させる。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が転借人に負担させる。

#### (11) 賃貸借又は使用貸借の解除

乙は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」(平成25年法律第101号)第20条第1項又は第2項に該当するときは、知事の承認を受けて、乙が取得した賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

#### (12) 利用権の消滅

天災地変その他、甲及び乙並びに転借人の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定された利用権は消滅する。

#### (13) 当該土地の返還

利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

#### (14) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

#### (15) 利用権取得者の責務

乙は、転借人に対し、この農用地利用集積計画に

定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

#### (16) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

1 各筆明細

利用権を設定する土地			利用権を設定する者		設定する利用権							利用権の設定を受ける者		利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係	
所在	現況地目	面積(m <sup>2</sup> )	氏名又は名称	住所	利用権の種類	利用権の内容	始期	終期	借賃(年額)	借賃の支払方法	氏名又は名称	住所			
麻生区黒川 字東4138	畑	1,636							円						
									32,700						
麻生区黒川 字東4144	畑	1,643							円						
									32,900						
麻生区黒川 字東4148	畑	1,031							円						
									20,600						
麻生区黒川 字東4149	畑	2,701							円						
									54,000						
麻生区黒川 字東4169	畑	234	志村 政幸	川崎市麻生区 黒川485	賃借権	普通畑	令和4年 1月1日	令和6年 12月31日	円						
									4,700						
麻生区黒川 字東4170	畑	1,478							円						
									29,600						
麻生区黒川 字4176の一部	畑	3,260 のうち 609							円						
									12,200						
麻生区黒川 字東4177	畑	6,418							円						
									128,400						
麻生区黒川 字東4140の一部	畑	2,598 のうち 1,212	熊澤 祐紀	川崎市麻生区 はるひ野5-24-5	賃借権	普通畑	令和4年 1月1日	令和6年 12月31日	円						
									24,200						

1 各筆明細

利用権を設定する土地			利用権を設定する者		設定する利用権						利用権の設定を受ける者		利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係
所在	現況地目	面積(m <sup>2</sup> )	氏名又は名称	住所	利用権の種類	利用権の内容	始期	終期	借賃(年額)	借賃の支払方法	氏名又は名称	住所	
麻生区黒川 字東4142	畑	1,124	越畑 幸作	川崎市麻生区 黒川549	賃借権	普通畑	令和4年 1月1日	令和6年 12月31日	円 22,500	毎年12月20日までに地権者口座に振り込み	公益社団法人 神奈川県農業公社 会長 佐藤 光徳	横浜市中区山下町2	賃貸借
麻生区黒川 字東4146	畑	60	田中 理恵子	川崎市麻生区 黒川184	賃借権	普通畑	令和4年 1月1日	令和6年 12月31日	円 58,400	毎年12月20日までに地権者口座に振り込み	公益社団法人 神奈川県農業公社 会長 佐藤 光徳	横浜市中区山下町2	賃貸借
麻生区黒川 字東4164	畑	2,922	志村 茂	東京都稲城市 若葉台3-1-1-510	賃借権	普通畑	令和4年 1月1日	令和6年 12月31日	円 4,800	毎年12月20日までに地権者口座に振り込み	公益社団法人 神奈川県農業公社 会長 佐藤 光徳	横浜市中区山下町2	賃貸借
麻生区黒川 字東4180	畑	238	志村 清	川崎市麻生区 黒川462	賃借権	普通畑	令和4年 1月1日	令和6年 12月31日	円 4,800	毎年12月20日までに地権者口座に振り込み	公益社団法人 神奈川県農業公社 会長 佐藤 光徳	横浜市中区山下町2	賃貸借

## 2 共通事項

この農用地利用集積計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 利用権の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の利用権は、本計画の公告により設定される。

## (2) 借賃の増減額請求

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

## (3) 借賃の改訂

本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改訂する。

## (4) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

## (5) 転貸

乙は当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。

## (6) 借賃の減額

ア 利用権の目的物が農地である場合で、目的物の転借人から乙に対して農地法（昭和27年法律第229号）第20条又は民法609条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。

イ 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合で、乙又は転借人の責めに帰することができない事由による場合は、賃料はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、目的物が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の賃料に戻る。なお、賃料の減額の時期及び減額前の賃料に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付・収穫の状況を踏まえて甲及び乙が協議して定める。

## (7) 境界の明示

甲は、当該土地に設定する利用権の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明

示する。

## (8) 障害の除去等

甲は、地下埋設物、土壌汚染、軟弱地盤等、農地としての利用に支障をきたすものを除去したうえ乙に引き渡すとともに、利用権の存続期間中においては、利用権の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

## (9) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

## (10) 附属物の設置等

ア 乙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）の設置を行う場合には、乙は市町村及び農業委員会に事前に相談を行い、甲の同意を得る。また、乙が附属物の設置をした場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、当該附属物を収去する義務を負う。

イ 転借人が当該土地に附属物の設置を行うことについて、乙が同意しようとする場合には、乙は事前に設置について甲の同意を得る。また、転借人が甲及び乙の同意を得て附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、転借人は甲に対して直接当該附属物を収去する義務を負い、乙は甲に対して収去の義務を負わない。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、甲が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、乙及び転借人は収去の義務を負わない。この場合、乙及び転借人が支出した費用については、甲が費用償還に同意している場合に限り、乙及び転借人は甲に対して償還の請求をすることができる。

## (11) 租税公課等の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法に基づく共済掛金及び賦課金は、転借人が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによるほかは、転借人が負担する。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、転借人が負担する。

(12) 賃貸借又は使用貸借の解除

乙は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」(平成25年法律第101号)第20条第1号又は第2号に該当するときは、知事の承認を受けて、利用権に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

(13) 賃貸借又は使用貸借の終了

天災地変その他、甲及び乙並びに転借人の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、本計画の定めるところにより設定された利用権に係る賃貸借又は使用貸借は終了する。

(14) 目的物の返還

賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙は、その終了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する(附属物の取扱いについては10による。)。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(15) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、本計画の定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(16) 利用権取得者の責務

乙は、転借人に対し、本計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(17) 機構関連基盤整備事業の実施

乙が15年以上の借受け期間を設定した農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(18) その他

本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

1 各筆明細

利用権を設定する土地			利用権を設定する者		設定する利用権						利用権の設定を受ける者		利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係
所在	現況地目	面積(m <sup>2</sup> )	氏名又は名称	住所	利用権の種類	利用権の内容	始期	終期	借賃(年額)	借賃の支払方法	氏名又は名称	住所	
麻生区早野字広地123	畑	804	伊藤 幹夫	川崎市麻生区早野70	賃借権	普通畑	令和4年1月1日	令和13年12月31日	円 60,000	毎年4月末日までに地主権者口座に振り込み	株式会社Slow Farm 代表取締役 安藤 良二	川崎市麻生区片平5-16-4	賃貸借
	畑	600											
畑	600												
畑	600のうち 200												
麻生区早野字133の一部	畑	600	守谷 敬治	川崎市麻生区早野411	賃借権	普通畑	令和4年1月1日	令和13年12月31日	円 49,275	毎年4月末日までに地主権者口座に振り込み	株式会社Slow Farm 代表取締役 安藤 良二	川崎市麻生区片平5-16-4	賃貸借
麻生区早野字広地134	田	600											
麻生区早野字広地135	田	598	守谷 敬治	川崎市麻生区早野411	賃借権	普通畑	令和4年1月1日	令和13年12月31日	円 49,275	毎年4月末日までに地主権者口座に振り込み	株式会社Slow Farm 代表取締役 安藤 良二	川崎市麻生区片平5-16-4	賃貸借
	麻生区早野字広地177	田											

## 2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

## (2) 借賃の減額

利用権の目的物（以下「目的物」という。）が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により借賃より少ない収益となったときは、民法第609条（明治29年法律第89号）によりその収益の額に至るまで、乙は甲に対し借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、川崎市農業委員会が認定した額とする。

## (3) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

## (4) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

## (8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (10) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議して定める。

## 2-2 特記事項

## (1) 解除条件

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事（平成12年6月1日付け農林水産事務次官通知（12構改B第404号）、農地法関係事務に係る処理基準第3の5の(2)に規定する年間150日以上）と認められない者になった場合に、農用地を適正に利用していないと認められるときは賃貸借又は使用貸借を解除する。

上記により解除するときは、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成26年9月、川崎市）第5-3-3(3)農用地利用集積計画の取消し等に

よるものとする。

(2) 農用地の利用状況についての報告義務

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事と認められない者になった場合に、農業経営基盤強化促進法第18条第2項第7号及び同法施行規則第16条の2に規定する農用地の利用状況についての報告を市長にしなければならない。

川崎市公告第1099号

小杉町3丁目東地区第一種市街地再開発事業に係る事後調査報告書(供用時その1)について

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第34条第1項の規定に基づく事後調査報告書の提出がありましたので、同条例第35条の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第106号)第39条に定める事項について次のとおり公告します。

令和3年12月20日

川崎市長 福田紀彦

事後調査報告書(供用時その1)について

1 事後調査実施者

名称: コスギサードアヴェニュー全体管理組合  
住所: 川崎市中原区小杉町三丁目600番  
代表者: 理事長 新小杉開発株式会社  
代表取締役社長 原 正人

2 指定開発行為の名称及び種類

- (1) 名称 小杉町3丁目東地区第一種市街地再開発事業
- (2) 種類 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(第3種行為)  
高層建築物の新設(第1種行為)  
住宅団地の新設(第2種行為)  
大規模建築物の新設(第2種行為)

3 事後調査報告書(供用時その1)の要旨

第1章 指定開発行為の概要

- (1) 指定開発行為者
- (2) 指定開発行為の名称及び種類
- (3) 指定開発行為を実施する区域
- (4) 指定開発行為の目的、事業立案の経緯等及び内容
- (5) 指定開発行為の実施状況
- (6) 環境保全のための措置の実施状況

第2章 条例環境影響評価書に掲げる事後調査計画の概要

- (1) 事後調査の目的及び項目

- (2) 事後調査の内容

- (3) 調査実施者(業務受託者)

第3章 事後調査結果

- (1) 風害  
資料編

- (1) 風環境データの詳細

4 事後調査報告書の写しの縦覧期間、場所及び時間

- (1) 期 間  
令和3年12月20日(月)から令和4年1月18日(火)まで
- (2) 場 所  
中原区役所及び市役所第3庁舎15階  
(環境局環境対策部環境評価課)
- (3) 時 間  
午前8時30分から午後5時まで  
ただし、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までは除きます。

川崎市公告第1100号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年12月20日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名  
新型コロナウイルスワクチン接種予約に係る端末操作等支援窓口業務委託
- (2) 履行場所  
川崎市健康福祉局保健所新型コロナウイルスワクチン調整室指定場所
- (3) 履行期間  
令和4年1月20日から令和4年3月31日まで
- (4) 委託概要  
新型コロナウイルスワクチンの接種予約に係るスマートフォンの操作支援や予約代行入力などを行う窓口業務を委託する。

2 競争参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「その他」に登載されていること。
- (4) 過去5年間に本市又はその他官公庁で、委託契約の履行実績があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次のとおり競争参加の申込をしなければなりません。

(1) 配付・提出場所及び問合せ先

〒212-0013

川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館12階

健康福祉局保健所

新型コロナウイルスワクチン調整室

担当 清田(セイタ)

電 話 044-200-1086

F A X 044-200-1065

E-mail 40vaccine@city.kawasaki.jp

(2) 配付・提出期間

令和3年12月20日(月)から令和3年12月24日(金)まで

午前9時から正午及び午後1時から午後5時

(3) 提出物

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 契約実績を確認できる契約書等の写し

(4) 提出方法

持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

一般競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、次のとおり一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、一般競争入札参加確認通知書を電子メールで送付します。

(1) 交付場所及び問合せ先

3(1)と同じ

(2) 交付日時

令和3年12月27日(月)午後5時まで

(3) 入札説明書の交付

競争入札参加資格確認通知書の交付に併せて、無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間において縦覧に供する他、川崎市のホームページで閲覧することができます。

5 仕様又は入札説明書に関する問合せ

仕様等、入札説明書の内容に関する質問は、次のとおり行います。

(1) 問合せ先

3(1)と同じ

(2) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定する電子メールアドレス宛て送付してください。

(3) 受付期間

3(2)と同じ

(4) 回答方法

令和3年12月28日(火)午後5時までに、確認通知書を交付した全社宛てに、電子メールで送付します。

6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 上記2に定めるいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法等

ア 入札書の提出方法

持参とします。

イ 入札日時

令和4年1月6日(木) 午後1時30分

ウ 入札場所

川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館12階 12D会議室

エ 入札金額は、総価を記載してください。入札に際しては、「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定に関わらず消費税及び地方消費税を除いた税抜金額を入札書に記載してください。消費税額及び地方消費税額は、代金支払の際に加算しますので、入札書に記載する総額には含まれないものとします。

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

7(1)イと同じ

(4) 開札の場所

7(1)ウと同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得第7条で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書のとおりとなります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同じ

川崎市公告第1101号

一般競争入札について、次の通り公告します。

令和3年12月20日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 子育て世帯への臨時特別給付金事務処理センター業務委託

(2) 履行場所 川崎市役所第3庁舎

(3) 履行期間 契約締結日から令和4年5月31日まで

(4) 調達概要 令和3年度子育てへの臨時特別給付金の支給にあたり必要な給付金のお知らせの発送業務、コールセンター業務、申請書の審査・入力業務、支給決定通知の発送業務等を行う。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「22電算業務」種目「02データ入力」で登録されていること。

(4) 本件公告の日から3年以内に、本市又は国、他の市町村若しくは民間企業が発注した、次の業務を受託した実績(再委託による受託を除く。)があること。(両業務を同時に処理する事務処理センター等業務を受託した実績又は両業務をそれぞれ別個の業務として受託した実績のいずれかを問わない。)

ア 概ね16,000件以上の申請の審査並びにデータ入

力業務

イ 概ね1,700件以上の受電を取り扱うコールセンター業務

3 入札参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配付及び提出場所

〒210-8577 川崎市川崎区東田町4-7

第3庁舎13階

こども未来局こども支援部こども家庭課

電話 044-200-2674

(2) 配付及び提出期間

令和3年12月20日(月)から令和3年12月24日(金)まで

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)午前8時30分から午後5時まで(ただし正午から午後1時までを除く。)

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 上記2(4)を証明する契約書等の写し

(4) 提出方法

持参又は郵送(郵送による場合は、簡易書留等の配達記録が残る方法によること。また、提出期間内に必着のこと。)

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を令和3年12月27日までに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

5 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 質問

次により、仕様書等の内容に関し、質問することができます。なお、仕様書等以外に関する質問は受け付けません。また、入札参加申込者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の配付場所

3(1)と同じ

イ 質問書の配付及び提出期間

令和3年12月20日(月)から令和3年12月27日(月)まで

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)午前8時30分から午後5時まで(ただし正午から午後1時までを除く。)

ウ 質問書の提出方法

持参又は郵送若しくは電子メール(郵送による場合は、提出期間内に必着のこと。)

電子メールの送信先

45kodoka@city.kawasaki.jp

(2) 回答

ア 回答日

令和3年12月28日(火)

イ 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合には、すべての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、又は入札参加者から質問が提出されなかった場合にはその旨を、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。また、回答についての再質問は受け付けません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いた場合には、入札参加資格を喪失します。

7 入札手続等

(1) 入札方法

持参

(2) 入札書の提出日時及び提出場所

提出日時 令和4年1月11日(火)午前10時30分

提出場所 川崎市役所第3庁舎13階

こども未来局会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 開札の日時及び場所

7(2)と同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者としします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金 無

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)と同じ

川崎市公告第1102号

入札公告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年12月21日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和4～6年度川崎市立上丸子小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立上丸子小学校

(3) 履行期間

令和4年4月1日から令和7年3月24日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において令和3・4年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。

(5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。

(6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和3年12月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和3年12月

1日現在において不履行のないこと。

イ 平成30、令和元、2年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和3年度の受託実績が3校以上あつて令和3年12月1日現在において不履行のないこと。

(7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、平成28年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

(8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運営業務において、平成28年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

### 3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「令和4～6年度川崎市立学校給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000135728.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参または書留郵便によるものとします。

#### (1) 配布、提出場所及び問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地  
 明治安田生命川崎ビル10階  
 川崎市教育委員会事務局健康給食推進室  
 桧垣、井上、千葉担当  
 電話：044-200-3299・3894（直通）  
 F A X：044-200-1810  
 電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

#### (2) 配布、提出期間

令和3年12月21日（火）から令和4年1月5日（水）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日及び令和3年12月29日（水）から令和4年1月3日（月）までの本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和4年1月5日（水）まで必着とします。

### 4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

### 5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和4年1月12日（水）午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認められた者には、仕様書も併せて交付します。

### 6 仕様に関する問合せ先

#### (1) 問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地  
 明治安田生命川崎ビル10階  
 川崎市教育委員会事務局健康給食推進室  
 桧垣、井上、千葉担当  
 電話：044-200-3299・3894（直通）

F A X：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

#### (2) 問合せ期間

令和4年1月12日（水）

午前8時30分～令和4年1月17日（月）午後5時

#### (3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

#### (4) 回答方法

令和4年1月21日（金）午後5時までに、競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにF A Xまたは電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

### 7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

### 8 入札の手続等

#### (1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求めるところがあるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵

送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税等を含まない複数年（契約の全期間））の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年1月28日（金）午前10時00分

イ 場所 川崎区宮本町3番地3  
川崎市役所第4庁舎 4階  
第4、第5、第6会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性がありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(3) 問合せ窓口は3(1)に同じです。

(4) 当該落札決定の効果は、令和4年第1回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決を要します。

(5) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第1103号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年12月21日

川崎市長 福田 紀彦

## 1 競争入札に付する事項

## (1) 件 名

令和4～6年度川崎市立南原小学校及び長尾小学校給食調理等業務委託

## (2) 履行場所

川崎市立南原小学校及び長尾小学校

## (3) 履行期間

令和4年4月1日から令和7年3月24日まで

## (4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

## 2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において令和3・4年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。

(5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。

(6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和3年12月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和3年12月1日現在において不履行のないこと。

イ 平成30、令和元、2年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和3年度の受託実績が3校以上あつて令和3年12月1日現在において不履行のないこと。

(7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、平成28年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

(8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運営業務において、平成28年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を

理由として、契約解除を受けていないこと。

## 3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「令和4～6年度川崎市立学校給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000135728.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参または書留郵便によるものとします。

## (1) 配布、提出場所及び問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

桧垣、井上、千葉担当

電 話：044-200-3299・3894(直通)

F A X：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

## (2) 配布、提出期間

令和3年12月21日(火)から令和4年1月5日(水)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日及び令和3年12月29日(水)から令和4年1月3日(月)までの本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和4年1月5日(水)まで必着とします。

## 4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

## 5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和4年1月12日(水)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認めた者には、仕様書も併せて交付します。

## 6 仕様に関する問合せ先

## (1) 問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

桧垣、井上、千葉担当

電 話：044-200-3299・3894(直通)

F A X：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

## (2) 問合せ期間

令和4年1月12日(水)午前8時30分～令和4年1月17日(月)午後5時

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

令和4年1月21日(金)午後5時までに、競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにFAXまたは電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求める場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額(消費税等を含まない複数年(契約の全期間))の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年1月28日(金)午前10時30分

イ 場所 川崎区宮本町3番地3

川崎市役所第4庁舎 4階

第4、第5、第6会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札

等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約(公契約)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準(作業報酬下限額)を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作

業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性がありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (3) 問合せ窓口は3(1)に同じです。
- (4) 当該落札決定の効果は、令和4年第1回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決を要します。
- (5) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第1104号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次の公園の供用を開始します。

令和3年12月21日

川崎市長 福田 紀彦

公園の名称	所在地	区域	面積 (㎡)	主な公園施設
ゆりがおか 百合丘やまぼうしポケットパーク	麻生区百合丘1丁目7番9	別図	95	修景施設ほか

※ 公告日をもって供用開始日とします。  
(別図省略)

川崎市公告第1105号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次の公園の供用を開始します。

令和3年12月21日

川崎市長 福田 紀彦

公園の名称	所在地	区域	面積 (㎡)	主な公園施設
にしごち 西口さんかく公園	幸区大宮町28-7	別図	1000	修景施設ほか
にしごち 西口さくら緑地	幸区大宮町31-5	別図	1166	修景施設ほか
はつみ 葉積の風公園	麻生区片平1丁目3	別図	349	修景施設ほか
ふるさわ 古沢公園	麻生区古沢474-6	別図	72	修景施設ほか

※ 公告日をもって供用開始日とします。  
(別図省略)

川崎市公告第1106号

道路位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和3年12月23日

川崎市長 福田 紀彦

築造主	川崎市多摩区宿河原六丁目14番30号		
住所・氏名	芹澤 公郎		
道路位置の地名・地番	川崎市多摩区宿河原六丁目615番2、616番3、無地番の一部 別図省略		
幅員	5.00メートル	延長	29.94メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指第210号		指 定 年月日	令和3年 12月23日

川崎市公告第1107号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年12月23日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名  
福祉製品性能評価等カメラ設置等業務委託
- (2) 履行場所  
川崎市川崎区日進町5-1  
(川崎市複合福祉センター「ふくふく」)
- (3) 履行期間  
契約締結日から令和4年3月18日まで
- (4) 業務概要  
市内事業者等が開発した福祉製品・サービスのリスク要因・安全性・性能等の評価を行うため、川崎市複合福祉センター「ふくふく」6～7階の高齢者

施設において、福祉製品等を使用した高齢者等の行動を記録するための動画撮影用カメラ等を設置し、同施設1階の「ウェルテック」において、動画撮影用カメラにて記録したデータを加工・分析等するためのデータ収集用システムを構築するもの。

## 2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市「令和3・4年度業務委託有資格業者名簿」の業種「その他」、[種目「その他」]に登録されていること。
- (3) 「令和3・4年度業務委託有資格業者名簿」の地域区分で「市内」に登録されていること。
- (4) 官公需についての中小企業の受注の確保に関する法律第2条第1項による中小企業者であること。
- (5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止要綱による指名停止期間中でないこと。
- (6) 過去5年間に本市その他官公庁において類似する契約を締結し、誠実に履行した実績を有し、かつ、この業務委託について確実に遂行できること。

## 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、実績を証する書類（契約書の写しや類似実績一覧表等）を提出してください。

### (1) 配布、提出場所及び問合せ先

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル10階

[担当課] 経済労働局イノベーション推進室

電 話 044-200-2513

F A X 044-200-3920

E-mail 28innova@city.kawasaki.jp

### (2) 配布・提出期間

令和3年12月23日（木）から令和4年1月13日（木）までの午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで（土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始の休業期間（令和3年12月29日から令和4年1月3日まで）を除く。）

### (3) 提出方法

郵送又は電子メール

郵送の場合は、封筒に本入札の参加資格確認申請である旨を明記し、必ず書留郵便により、提出期間内必着で送付してください。

電子メールの場合は、メール送信後に担当部局に到達したことを確認してください。

## 4 入札説明会及び入札説明書

### (1) 入札説明会

実施しません。

### (2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3(1)配布、提出場所及び問合せ先」において、「(2)配布・提出期間」で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、本件の公表情報詳細については、川崎市のホームページにおいて、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

## 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により、一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールにて配信します。

### (1) 日時

令和4年1月14日（金）

### (2) 場所

「3(1) 配布、提出場所及び問合せ先」に同じ

## 6 仕様に関する問合せ

### (1) 問合せ先

「3(1)配布、提出場所及び問合せ先」に同じ

### (2) 質問受付期間

令和4年1月14日（金）から令和4年1月18日（火）15時まで

### (3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

### (4) 質問受付方法

電子メールまたはF A Xによります。いずれの場合も、送信後に担当部局に到達したことを確認してください。

ア メール：28innova@city.kawasaki.jp

イ F A X：044-200-3920

### (5) 回答方法

令和4年1月19日（水）午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はF A Xにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に対しては回答しません。

## 7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等に

ついて、虚偽の記載をしたとき。

## 8 入札の手続き等

### (1) 入札方法

入札は総価で行います。消費税等を含まない金額により入札することとします。

### (2) 郵送による入札書の受領期限及び宛先

#### ア 日時

令和4年1月24日(月)15時

#### イ 宛先

「3(1)配布、提出場所及び問合せ先」に同じ  
送付の際は、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に1(1)の件名及び「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便により送付してください。また、当該送付を行った際は3(1)の場所に電話でお知らせください。

### (3) 入札保証金

免除

### (4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

## 9 契約の手続き等

### (1) 契約保証金

免除

### (2) 前払金

否

### (3) 契約書作成の要否

要

### (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」の場所で閲覧することができます。

## 10 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページにおいて、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます

## 川崎市公告第1108号

川崎市の認知・魅力向上に向けたデジタルマーケティング用PR動画制作業務委託の業者選定に関する公募型企画提案の実施について、次のとおり公告します。

令和3年12月24日

川崎市長 福田 紀彦

### 1 公募型プロポーザルに関する事項

(1) 件 名 川崎市の認知・魅力向上に向けたデジタルマーケティング用PR動画制作業務委託

#### (2) 業務事項

ア ナイトタイムエコノミーPR動画(3分程度)

イ アのCM用動画(15秒及び30秒)

(3) 委託期間 契約日～令和4年3月31日

### 2 提案書の提出者の資格

次の条件をすべて満たしていること。

(1) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種を「その他」、種目を「映画制作」で登録申請している者

※ ただし、参加意向申出書提出時に川崎市業務委託有資格業者名簿の登録申請に係る所定の書類を提出し、同等の資格を有すると認められた場合は、落札後に登録することを前提として登録申請している者と同等に扱うものとする。

(2) 本業務を実施する体制には、官公庁等のPR動画の制作実績を有する者を含むこと

(3) 法人格を有する者

(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でない者

(5) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者

(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立がなされていない者

(7) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者

(8) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75条)第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者

(9) 団体又はその代表者が川崎市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

### 3 提案者を特定するための選定基準

(1) 企画提案の視点・内容

(2) 提案内容の工夫

(3) 事業実施体制

- (4) 取組意欲・積極性
- (5) 提案内容の実行可能性
- (6) 経済性・効率性
- 4 担当部局  
川崎市経済労働局産業振興部  
観光プロモーション推進課  
〒210-0007 神奈川県川崎市川崎区駅前本町11-2  
川崎フロンティアビル10階  
電話(直通) 044-200-0509  
FAX 044-200-3920  
メールアドレス 28kankou@city.kawasaki.jp
- 5 公募型企画提案実施要領の交付の期間、場所
  - (1) 配付期間 令和3年12月24日(金)～  
令和4年1月7日(金)  
(土曜日・日曜日及び年末年始休暇を除く)
  - (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
- 6 参加意向申出書の受付期間、場所及び方法
  - (1) 受付期間 令和3年12月24日(金)～  
令和4年1月7日(金)  
(土曜日・日曜日及び年末年始休暇を除く)
  - (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
  - (3) 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る)
- 7 企画提案書の受付期間、場所及び方法
  - (1) 受付期間 令和4年1月14日(金)
  - (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
  - (3) 提出書類 企画提案書(7部)、見積書(1部)、  
見積書の写し(7部)、業務実施体制・  
主な事業実績(7部)、予定技術スタッフ体制及び経歴(7部)、会社概要  
(7部)

(案件1)

- (4) 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る)  
持参による提出については、午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時を除く)とする。(事前に電話にて連絡をすること)  
郵送による提出については、受付期間開始前に到着した場合でも受付を行う。
- 8 企画提案書に使用する言語及び通貨
  - (1) 言語 日本語
  - (2) 通貨 日本国通貨
- 9 契約書作成の要否  
要する
- 10 関連情報を入手するための照会窓口  
4の担当部局と同じ
- 11 その他必要と認める事項
  - (1) 業務規模概算額 3,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)
  - (2) 提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担の有無  
企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、公募型企画提案参加者の負担とする
  - (3) その他  
ア 審査結果の発表は令和4年1月20日(木)を予定しています  
イ 詳細については、川崎市の認知・魅力向上に向けたデジタルマーケティング用PR動画制作業務委託企画提案実施要領、仕様書を参照すること

川崎市公告第1109号

一般競争入札について次のとおり公告します。  
令和3年12月24日

川崎市長 福田紀彦

競争入札に付する事項	件名 川崎港外郭施設調査・設計委託
	履行場所 川崎市川崎区水江町1-45
	履行期間 令和4年3月22日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「港湾及び空港部門」で登録されている者。 (4) 管理技術者及び照査技術者は、技術士(建設部門:港湾及び空港又は土質及び基礎)、技術士(総合技術監理部門:港湾及び空港又は土質及び基礎)又はRC CMの「港湾及び空港又は土質及び基礎」部門のいずれかの資格を有する者を配置すること。なお、管理技術者と照査技術者は兼務できない。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097

入札日時等	令和4年1月27日14時30分(財政局資産管理部契約課委託契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## 公 告 ( 調 達 )

### 川崎市公告(調達)第1号

#### 入 札 公 告

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和4年1月11日

川崎市長 福田紀彦

#### 1 一般競争入札に付する事項

##### (1) 契約名

就学援助費申請書等作成及び封入封緘業務委託

##### (2) 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

##### (3) 履行場所

ア 本市との申請書等の書式の調整等に係る業務  
川崎市川崎区宮本町6 明治安田生命ビル3階  
教育委員会事務局総務部学事課

イ 就学援助費申請書(以下「申請書」という。)  
及び同封する書類、封筒等の作成並びに封入封緘  
受託者の事業所等

##### (4) 委託業務の概要

「就学援助費申請書等作成及び封入封緘業務委託  
契約 仕様書」(以下「仕様書」という。)及び「就  
学援助費申請書等作成及び封入封緘業務委託契約  
入札説明書」(以下「入札説明書」という。)により  
ます。

#### 2 入札参加資格

本件入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満  
たしている必要があります。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第  
2条の規定に該当しないこと。

(2) 令和3・4年度川崎市委託有資格業者名簿の業種  
「その他」に登載されていること。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更  
生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律  
第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされ  
ていない者であること。

(4) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指  
名停止の措置を受けていないこと。

#### 3 入札参加資格確認申請書等の配布・提出場所及び問 合せ先

本件入札に参加を希望する者は、次により「入札参  
加資格確認申請書(様式1)」を提出してください。

##### (1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6

明治安田生命ビル3階

川崎市教育委員会事務局総務部学事課

担当: 奥村、池田

電話 044-200-3736(直通)

電子メール: 88gakuzi@city.kawasaki.jp

##### (2) 配布・提出期間

令和4年1月11日(火)から令和4年1月17日  
(月)まで

休庁日を除く毎日9時から12時まで及び13時から  
17時まで

##### (3) 提出物

入札参加資格確認申請書

##### (4) 入札参加資格確認申請書の提出方法

持参とします。

##### (5) 仕様書等の縦覧

本件入札に係る仕様書は、3(1)の場所において、  
入札参加資格確認申請書の配布・提出期間中、縦覧  
に供します。

#### 4 入札の手続

##### (1) 日程の概要

入札手続の日程概要は次のとおりです。

ア 入札参加資格確認結果通知書の送付及び仕様書  
等の配布

令和4年1月18日(火)

イ 仕様等に関する質問の提出期限

令和4年1月25日(火)

ウ 仕様等に関する質問への回答

令和4年1月28日(金)

エ 入札及び開札

令和4年2月4日(金)

##### (2) 日程の詳細

日程の詳細は次のとおりです。

ア 入札参加資格確認結果通知書の送付及び仕様書  
等の配布

入札参加資格確認申請書を提出し、書面審査によって入札参加資格があると確認できた参加希望者には、次のとおり「入札参加資格確認結果通知書(様式2)」を送付し、併せて仕様書等を配布します。

(ア) 入札参加資格確認結果通知書について

a 送付日

令和4年1月18日(火)

b 送付方法

電子メールにより送付します。

(イ) 仕様書等について

a 配布する資料

(a) 入札説明書

(b) 仕様書

b 配布の場所

3(1)に同じ。

c 配布日及び時間

令和4年1月18日(火)から令和4年2月

3日(木)まで

休庁日を除く毎日9時から12時まで及び13

時から17時まで

d 注意事項

仕様書等を受領する際は、必ず入札参加資格確認結果通知書を持参してください。

イ 仕様等に関する質問

(ア) 質問の方法

入札説明書及び仕様書等の配布書類の内容に疑義がある場合は、「質問書(様式3)」に必要事項を記入の上、3(1)の間合せ先のアドレス宛てに電子メールで送付してください。

なお、送付の際は、必ず受信確認を要求してください。

(イ) 質問の受付期間

令和4年1月18日(火)9時から令和4年1月25日(火)17時まで(必着)

(ウ) 回答

令和4年1月28日(金)17時まで、全参加者宛てに電子メールで送付します。

ウ 入札及び開札

(ア) 入札の方法等

a 入札は総価で行います。

b 入札書に記載する金額には、法令所定の消費税額及び地方消費税額を含まないものとします。消費税額及び地方消費税額は、契約の際に加算します。

c 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名を記載した封筒に入れ、封印して提出してください。

d 入札書の提出方法は、持参とします。

(イ) 入札及び開札の日時等

a 日時

令和4年2月4日(金)10時

b 場所

川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命ビル4階第2会議室

(ウ) 入札保証金

入札保証金は、免除とします。

(エ) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札及び開札に立ち会う者は、入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。

また、入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限を委任されたことを示す委任状を入札前に提出してください。

(オ) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(カ) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

(キ) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

5 契約手続等

(1) 契約保証金

契約保証金は、免除とします。

(2) 契約書作成の要否

契約書の作成を要します。

(3) 入札及び契約に関する条例等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/>)の契約関係規程において閲覧することができます。

6 その他

(1) 言語及び通貨

本件入札及び契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 本入札説明書に定めのない事項

本入札説明書に定めるもののほかは、川崎市契約

条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

**川崎市公告(調達)第2号**

**入札公告(調達)**

駅前等公衆トイレ14施設で使用する電力の供給契約に関する一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和4年1月11日

川崎市長 福田紀彦

**1 競争入札に付する事項**

(1) 件名

駅前等公衆トイレ14施設で使用する電力の供給に関する契約

(2) 履行場所及び調達見込数量

番号	施設名	履行場所 (川崎市)	調達見込 数量 (kWh)	調達見込 数量 (定額制)
1	小島新田駅前 公衆トイレ	川崎区田町 2-13	1,150	—
2	大師駅前 公衆トイレ	川崎区大師駅前 1-18	—	100W 3灯
3	川崎駅前東口 公衆トイレ	川崎区駅前本町 26	8,390	—
4	川崎駅西口 公衆トイレ	幸区堀川町72	7,400	—
5	新丸子駅前 公衆トイレ	中原区新丸子町 766	3,130	—
6	武蔵中原駅前 公衆トイレ	中原区上小田中 5-2	1,590	—
7	武蔵新城駅前 公衆トイレ	中原区上新城 2-1	3,970	—
8	溝口駅前広場 公衆トイレ	高津区溝口 1-2	4,840	—
9	溝口駅前南口 公衆トイレ	高津区溝口 2-1	6,590	—
10	登戸駅前 公衆トイレ	多摩区登戸 3406-9	2,920	—
11	登戸公衆 トイレ	多摩区登戸 3508	430	—
12	上河原公衆 トイレ	多摩区布田35	950	—
13	新百合ヶ丘駅前 公衆トイレ	麻生区上麻生 1-21	9,160	—
14	新百合ヶ丘駅前 公衆トイレ換気 設備	麻生区上麻生 1-21	6,420	—

(3) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(4) 調達概要

上記期間内における単価納入契約の締結

調達見込数量

約56,940キロワット時及び電灯100W 3灯使用時

**2 競争入札参加資格に関する事項**

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号)第2条の2の規定に基づき、小売電気事業者として登録を受けている者であること。
- (2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条に規定する資格停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 入札期日において、令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他物品販売」種目「電気供給」の申請をしていること。
- (5) 調達される電気の品質及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入することができるとともに、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。
- (6) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱(平成20年10月1日制定)第4条第2項に基づき、Aランク又はBランクに格付けされている者であること。

**3 仕様書等の閲覧及び競争入札参加申込書の配布、提出**

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申し込みをしてください。

(1) 仕様書等の閲覧及び競争入札参加申込書の配布、提出場所

川崎市川崎区東田町5番地4  
川崎市役所第3庁舎16階  
川崎市環境局生活環境部収集計画課  
担当 財原、小宮  
電話 044-200-2585  
FAX 044-200-3923

(2) 仕様書等の閲覧及び競争入札参加申込書の配布、提出期間

令和4年1月11日(火)から令和4年1月17日(月)までの下記の時間  
9時00分から12時00分まで及び13時00分から17時00分まで  
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

(3) 提出方法

持参に限ります。

**4 確認通知書、入札説明書、質問書及び仕様書等の交付**

競争入札参加申込書を提出し、参加資格があると認められた者には、次により確認通知書、入札説明書、質問書及び仕様書等を交付します。なお、「川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」へ登録した際に

電子メールアドレスを登録している場合は、次の交付日時と同日に電子メールで送付します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次により交付します。

(1) 交付場所

3(1)と同じ

(2) 交付日時

令和4年1月21日(金)

9時00分から12時00分まで及び13時00分から17時00分まで

5 委託内容に関する質問

(1) 質問受付期間

令和4年1月21日(金)から令和4年1月27日(木)までの下記の時間

9時00分から12時00分まで及び13時00分から17時00分まで

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

(2) 質問の様式

確認通知書交付時に配布する「質問書」により提出してください。

(3) 質問受付方法

電子メール及びFAXとします。なお、送信後は確認のため電話連絡してください。

電子メールアドレス 30syusyu@city.kawasaki.jp

FAX番号 044-200-3923

電話番号 044-200-2585

(4) 回答方法

令和4年2月1日(火)までに本社へ文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

6 参加資格の喪失

参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手續等

(1) 入札方法等

持参による入札

(2) 入札日時

令和4年2月9日(水) 14時00分

(3) 入札場所

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎16階 環境局会議室

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 開札の日時

7(2)と同じ

(6) 開札の場所

7(3)と同じ

(7) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(8) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手續等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条第1項各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、ウェブサイト「入札情報かわさき」の「契約関係規定」から閲覧できます。

9 その他

(1) 契約手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同じです。

(5) 当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告(調達)第3号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年1月11日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市動物愛護センター飼養管理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市動物愛護センター

川崎市中原区上平間1700番地8

(3) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(4) 業務概要

収容動物の給餌、哺乳、給水等の飼養、飼育室等の洗浄消毒、食器・布類の洗浄消毒・滅菌について、感染症予防に対応した飼養管理業務等を実施します。

2 競争参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」種目「その他」に登録されていること。なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種・種目に搭載のない者を含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和4年1月24日までに行ってください。

(4) 平成29年度以降で官公庁又は民間において、動物飼養管理業務委託で同規模の契約実績があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出  
一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒211-0013

川崎市中原区上平間1700番地8

川崎市動物愛護センター 庶務担当 梅田

電 話 044-589-7137

F A X 044-589-7138

E-mail 40dobutu@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和4年1月11日(火)から令和4年1月24日(月)までの下記の時間。

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

ただし、金曜日、土曜日及び休日を除く。

(3) 提出物

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 実績調書及び契約実績を確認できる契約書等の写し

(4) 提出方法

持参とします。

4 入札説明書等の交付

上記3により一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者に、無償で入札説明書及び仕様書を交付します。

また、入札説明書及び仕様書は上記3(1)の場所において、令和4年1月11日(火)から令和4年1月24日(月)午後5時まで縦覧に供します。ただし、金曜日、土曜日及び休日を除く。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和4年2月3日(木)までに送付します。

6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 上記2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

上記3(1)に同じ

(2) 問合せ期間

令和4年1月11日(火)から令和4年2月8日(火)までの下記の時間。

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

(3) 問合せ方法

「質問書」の様式に必要事項を記入し、上記3(1)まで持参(午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、金曜日、土曜日及び休日を除く)、あるいはFAX番号又は電子メールアドレス宛て送付してください。

また、「質問書」送付後、送付した旨を上記3(1)の担当宛てに電話にて速やかに連絡してください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和4年2月16日(水)までに、競争参加者全てにFAX又は電子メールにて回答します。

8 入札の手続等

(1) 入札方法等

ア 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時

令和4年2月28日(月)午後2時30分

(イ) 入札書の提出場所

川崎市動物愛護センター 3階 研修室

川崎市中原区上平間1700番地8

イ 郵送による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限

令和4年2月27日(日)午後5時 必着

(イ) 入札書の提出先

〒211-0013

川崎市中原区上平間1700番地8

川崎市動物愛護センター 庶務担当 梅田

電 話 044-589-7137

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

上記8(1)ア(ア)と同じ

(4) 開札の場所

上記8(1)ア(イ)と同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した  
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有  
効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著  
しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川  
崎市競争入札参加者心得第7条で無効と定める入札  
は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、  
免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納  
入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 議決の要否

当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議  
会定例会における、本調達に係る予算の議決を要し  
ます。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等  
については、上記3(1)の場所及び川崎市ホームペ  
ージの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」  
で閲覧することができます。(http://www.city.  
kawasaki.jp/233300/index.html)

10 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨  
は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記3(1)  
と同じです。

(4) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川  
崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定め

るところによります。

11 Summary

(1) The Nature and quantity of the services to  
be required

The contract for the consignment of Animal  
breeding management.

(2) Time-limit for tender

14:30 P.M. February 28, 2022 (Monday)

(3) Time-limit for tender by mail:

17:00 P.M. February 27, 2022 (Sunday)

(4) Language and currency used in the contract  
formalities:

Japanese language and currency

(5) Contact point for the notice:

Animal Protect Center

Public Health Centers

Health and Welfare Bureau

Kawasaki City

1700-8 Kamihirama, Nakahara-Ku, Kawasaki

City

Kanagawa Prefecture, 211-0013, Japan

TEL:044-589-7137

FAX:044-589-7138

E-mail: 40dobutu@city.kawasaki.jp

川崎市公告(調達)第4号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年1月11日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

動物愛護センター施設維持管理業務委託

(2) 履行場所

川崎市動物愛護センター

川崎市中原区上平間1700番地8

(3) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(4) 業務概要

動物愛護センターの設備機器の保守点検及び管  
理、衛生設備の保守点検及び管理、並びに敷地内の  
植栽管理について、仕様書に基づき適切に実施し、  
良好な施設機能を維持する。業務の概要は次のア～  
オによる。

ア エレベーター保守点検

イ 衛生設備保守点検

ウ 空調換気設備等保守点検等

エ 消防設備保守点検

オ 植栽管理

## 2 競争参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。
- (2) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。
- (3) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。
- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (5) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の以下の業務・種目に全て搭載されていること。

ア 業種「施設維持管理」

種目「エレベーター保守点検」

イ 業種「施設維持管理」

種目「空調・衛生設備保守点検」

ウ 業種「施設維持管理」

種目「消火設備保守点検」

エ 業種「施設維持管理」

種目「その他の施設維持管理」

オ 業種「樹木管理」

種目「除草、せんてい等樹木管理」

- (6) 平成29年度以降で官公庁又は民間において、類似の契約実績があること。

## 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒211-0013

川崎市中原区上平間1700番地8

川崎市動物愛護センター 庶務担当 梅田

電 話 044-589-7137

F A X 044-589-7138

E-mail 40dobutu@city.kawasaki.jp

- (2) 配布・提出期間

令和4年1月11日（火）から令和4年1月24日（月）までの下記の時間。

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

ただし、金曜日、土曜日及び休日を除く。

- (3) 提出物

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 実績調書及び契約実績を確認できる契約書等の写し

- (4) 提出方法

持参とします。

- 4 入札説明書等の交付

上記3により一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者に、無償で入札説明書及び仕様書を交付します。

また、入札説明書及び仕様書は上記3(1)の場所において、令和4年1月11日（火）から令和4年1月24日（月）午後5時まで縦覧に供します。ただし、金曜日、土曜日及び休日を除く。

- 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和4年2月3日（木）までに送付します。

- 6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 上記2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。

- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

- 7 仕様に関する問合せ

- (1) 問合せ先

上記3(1)に同じ

- (2) 問合せ期間

令和4年1月11日（火）から令和4年2月8日（火）までの下記の時間。

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

- (3) 問合せ方法

「質問書」の様式に必要な事項を記入し、上記3(1)まで持参（午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、金曜日、土曜日及び休日を除く）、あるいはF A X 番号又は電子メールアドレス宛て送付してください。また、「質問書」送付後、送付した旨を上記3(1)の担当宛て電話にて速やかに連絡してください。

- (4) 回答方法

質問に対する回答は、令和4年2月16日（水）までに、競争参加者全てにF A X又は電子メールにて回答します。

- 8 入札の手続等

- (1) 入札方法等

ア 入札書の提出方法

持参とします。

イ 入札日時

令和4年2月28日（月）午後2時

## ウ 入札場所

川崎市中原区上平間1700番地8

川崎市動物愛護センター 3階研修室

## (2) 入札保証金

免除とします。

## (3) 開札の日時

上記8(1)イと同じ

## (4) 開札の場所

上記8(1)ウと同じ

## (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

## (6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得第7条で無効と定める入札は、これを無効とします。

## 9 契約の手続等

## (1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

## (2) 契約書作成の要否

要

## (3) 前払金

否

## (4) 議決の要否

当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

## (5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等については、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>

## 10 その他

(1) 詳細は、入札説明書によります。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記3(1)と同じです。

(3) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

## 川崎市公告(調達)第5号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年1月11日

川崎市長 福田 紀彦

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 件名

保護収容動物運搬等業務委託

## (2) 履行場所

指定場所

## (3) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

## (4) 業務概要

川崎市が保護収容した動物(犬、猫、いえうさぎ、いえぼと、あひる、にわとり等)の運搬業務、収容動物に関連する運搬業務及び犬の捕獲の補助業務、並びに飼養管理の補助業務を行うもの。

## 2 競争参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「倉庫・運送業務」種目「運送業務」に登載されていること。

(4) 平成29年度以降で官公庁又は民間において、動物収容運搬業務委託又は動物由来感染症に対応した運搬業務委託で同規模の契約実績があること。

## 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

## (1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒211-0013

川崎市中原区上平間1700番地8

川崎市動物愛護センター 庶務担当 梅田

電話 044-589-7137

FAX 044-589-7138

E-mail 40dobutu@city.kawasaki.jp

## (2) 配布・提出期間

令和4年1月11日(火)から令和4年1月24日(月)までの下記の時間。

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

ただし、金曜日、土曜日及び休日を除く。

## (3) 提出物

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 実績調書及び契約実績を確認できる契約書等の

写し

(4) 提出方法

持参とします。

4 入札説明書等の交付

上記3により一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者に、無償で入札説明書及び仕様書を交付します。

また、入札説明書及び仕様書は上記3(1)の場所において、令和4年1月11日(火)から令和4年1月24日(月)午後5時まで縦覧に供します。ただし、金曜日、土曜日及び休日を除く。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和4年2月3日(木)までに送付します。

6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 上記2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

上記3(1)に同じ

(2) 問合せ期間

令和4年1月11日(火)から令和4年2月8日(火)までの下記の時間。

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

(3) 問合せ方法

「質問書」の様式に必要事項を記入し、上記3(1)まで持参(午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、金曜日、土曜日及び休日を除く)、あるいはFAX番号又は電子メールアドレス宛て送付してください。また、「質問書」送付後、送付した旨を上記3(1)の担当宛て電話にて速やかに連絡してください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和4年2月16日(水)までに、競争参加者全てにFAX又は電子メールにて回答します。

8 入札の手続等

(1) 入札方法等

ア 入札書の提出方法

持参とします。

イ 入札日時

令和4年2月28日(月)午後3時00分

ウ 入札場所

川崎市中原区上平間1700番地8

川崎市動物愛護センター 3階研修室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

上記8(1)イと同じ

(4) 開札の場所

上記8(1)ウと同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得第7条で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 議決の要否

当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等については、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。(http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)

10 その他

(1) 詳細は、入札説明書によります。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記3(1)と同じです。

(3) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

川崎市公告(調達)第6号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年1月11日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

有害鳥獣捕獲等業務委託

(2) 履行場所

川崎市内全域

(3) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(4) 業務概要

市内に出没するアライグマ(カニクイアライグマを含む。以下、同様)、ハクビシン及びカラスの巣立ちビナ等の捕獲等により、生活被害の低減を図り安全な市民生活を確保することを目的とする。

2 競争参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建物清掃等」種目「建築物ねずみこん虫等防除」に登録されていること。

(4) 捕獲檻、処分機等器具、及び車両を所有し、速やかに被害現場で対応することが可能であること。

(5) 平成29年度以降で官公庁又は民間において、有害鳥獣捕獲等業務委託で同規模の契約実績があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒211-0013

川崎市中原区上平間1700番地8

川崎市動物愛護センター 庶務担当 梅田

電話 044-589-7137

FAX 044-589-7138

E-mail 40dobutu@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和4年1月11日(火)から令和4年1月24日

(月)までの下記の時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

ただし、金曜日、土曜日及び休日を除く。

(3) 提出物

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 実績調書及び契約実績を確認できる契約書等の写し

(4) 提出方法

持参とします。

4 入札説明書等の交付

上記3により一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者に、無償で入札説明書及び仕様書を交付します。

また、入札説明書及び仕様書は上記3(1)の場所において、令和4年1月11日(火)から令和4年1月24日(月)午後5時まで縦覧に供します。ただし、金曜日、土曜日及び休日を除く。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和4年2月3日(木)までに送付します。

6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 上記2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

上記3(1)に同じ

(2) 問合せ期間

令和4年1月11日(火)から令和4年2月8日(火)までの下記の時間。

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

(3) 問合せ方法

「質問書」の様式に必要事項を記入し、上記3(1)まで持参(午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、金曜日、土曜日及び休日を除く)、あるいはFAX番号又は電子メールアドレス宛て送付してください。また、「質問書」送付後、送付した旨を上記3(1)の担当宛て電話にて速やかに連絡してください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和4年2月16日(水)までに、競争参加者全てにFAX又は電子メールにて回答します。

8 入札の手続等

(1) 入札方法等

ア 入札書の提出方法

持参とします。

イ 入札日時

令和4年2月28日(月)午後3時30分

ウ 入札場所

川崎市中原区上平間1700番地8

川崎市動物愛護センター 3階研修室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

上記8(1)イと同じ

(4) 開札の場所

上記8(1)ウと同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得第7条で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

川崎市契約規則第33条第5号の適用により免除します。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 議決の要否

当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等については、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。(http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)

10 その他

(1) 詳細は、入札説明書によります。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記3(1)と同じです。

(3) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

川崎市公告(調達)第7号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年1月11日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

新型コロナウイルスワクチン接種券再発行等業務委託

(2) 履行場所

川崎市役所健康福祉局保健所新型コロナウイルスワクチン調整室ほか

(3) 履行期間

令和4年4月1日から令和4年9月30日まで

(4) 委託概要

新型コロナワクチン予約管理システムにおいて、予約管理システムを使用する医療機関のうち依頼のあった医療機関に係る予約設定の入力業務や、川崎市新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業負担金等申請書の記載内容の確認業務等、ワクチンの出庫状況のシステム登録、接種券の再発行業務等について業務委託するものです。

2 競争参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「電算関連業務」に登載されていること。

なお、有資格業者名簿に登載のない者(入札参加業種に登載のない者も含む)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を令和4年1月24日までに行ってください。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次のとおり一般競争入札参加資格確認申請書の提出をしなければなりません。

(1) 配布場所

川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細ページからダウンロードしてください。

(2) 配布・提出期間

令和4年1月11日から令和4年1月24日まで

午前9時から正午及び午後1時から午後5時(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

(3) 提出場所及び問合せ先

〒212-0013

川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館12階

川崎市役所健康福祉局保健所

新型コロナウイルスワクチン調整室 担当 佐瀬

電 話 044-200-1175

F A X 044-200-1065

E-mail 40vaccine@city.kawasaki.jp

(4) 提出方法

事前連絡の上、原則として郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）又は持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、次のとおり一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登載した際に電子メールのアドレスを登載している場合は、一般競争入札参加資格確認通知書を電子メールで送付します。メールアドレスの登録がない場合には、郵送します。

(1) 交付場所及び問合せ先

3(3)と同じ

(2) 交付日時

令和4年2月2日 午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで

5 入札説明書の交付

競争入札参加資格があると認められた者には、入札説明書を無料交付します。

また、入札説明書は3(3)の場所において3(2)の期間で縦覧に供します。

6 仕様等に関する問合せ

仕様等の内容に関する質問は、次のとおり行います。

(1) 問合せ先

3(3)と同じ

(2) 問合せ方法

「質問書」の様式に必要事項を記入し、3(3)の電子メールアドレス宛て送付してください。

(3) 受付期間

令和4年1月11日から令和4年2月7日まで  
午前9時から正午及び午後1時から午後5時（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

(4) 回答方法

令和4年2月8日までに、確認通知書を交付した全ての者宛てに、電子メールで送付します。

7 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 上記2に定めるいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書について虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 持参による入札の場合

入札書の提出日時 令和4年2月21日  
午後2時00分

入札書の提出場所 川崎市幸区堀川町580番地  
ソリッドスクエア西館12階  
12D会議室

イ 郵送による入札の場合

入札書の提出日時 令和4年2月18日 必着

入札書の提出場所 3(3)に同じ

郵送による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に1(1)の件名及び「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便により送付してください。

また、当該送付を行ったら速やかに、3(3)の場所に必ず電話をしてください。

ウ 入札金額は、総価を記載してください。入札に際しては、「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定に関わらず消費税及び地方消費税額を除いた税抜金額を入札書に記載してください。消費税及び地方消費税額は、代金支払の際に加算しますので、入札書に記載する総額には含まれないものとします。

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時・場所

8(1)アと同じ

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得第7条で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

- (1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(3)と同じです。
- (6) 当該落札決定の効果は、令和4年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :  
COVID-19 Vaccine related services including Reissue of COVID-19 Vaccination Voucher
- (2) Time-limit for tender :  
2:00 P.M. ,February, 18, 2022
- (3) Time-limit for tender by mail:  
February, 18, 2022
- (4) Contact point for the notice :  
KAWASAKI CITY OFFICE  
COVID-19 Vaccine Coordination Office  
Public Health Centers  
Health and Welfare Bureau  
1, Miyamoto-cho, Kawasaki-ku  
Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan  
TEL : 044-200-1175

川崎市公告(調達)第8号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和4年1月11日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称  
西高津中学校ほか1校LED照明器具賃貸借契約
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地  
環境局地球環境推進室

川崎市川崎区宮本町1番地

3 落札者を決定した日

令和3年11月8日

4 落札者の氏名及び住所

東京センチュリー 株式会社

代表取締役 野上 誠

東京都千代田区神田練堀町3番地

5 落札金額(消費税額及び地方消費税額を除く。)

17,076,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告(及び公示)を行った日

令和3年9月27日

川崎市公告(調達)第9号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和4年1月11日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称

稗原小学校ほか1校LED照明器具賃貸借契約

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

環境局地球環境推進室

川崎市川崎区宮本町1番地

3 落札者を決定した日

令和3年11月8日

4 落札者の氏名及び住所

東京センチュリー 株式会社

代表取締役 野上 誠

東京都千代田区神田練堀町3番地

5 落札金額(消費税額及び地方消費税額を除く。)

16,068,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告(及び公示)を行った日

令和3年9月27日

川崎市公告(調達)第10号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します

令和4年1月11日

川崎市長 福田 紀彦

1 業務名

王禅寺四ツ田緑地利活用運営業務委託

2 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

- 3 履行場所  
王禅寺四ツ田緑地  
(川崎市麻生区王禅寺字四ツ田1028-2)
- 4 業務概要
  - (1) 業務目的  
保全緑地の利活用と健全な樹林地環境の保全の好循環を創出する取組のモデル地区となっている王禅寺四ツ田緑地において、貴重な自然環境の中で、様々な野外活動体験を通して元気な川崎の子どもを育む、冒険心に満ちた「(仮称)四ツ田わんぱくの森」づくりを進めて緑地の利活用を推進し、緑地の保全へとつなげていくため、本業務を実施する。
  - (2) 業務内容
    - ア 緑地の利活用運営
    - イ 緑地の管理
    - ウ 運営結果の報告
  - (3) 事業委託料 (参考)  
事業委託料は、次の金額を上限とする。  
17,130,300円 (消費税額及び地方消費税額を含む。)
- 5 参加資格  
参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければならぬ。
  - (1) 川崎市契約規則 (昭和39年川崎市規則第28号) 第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと
  - (2) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
  - (3) 令和3・4年度の川崎市業務委託有資格者名簿の業種「その他」、種目「イベント」に登録されていること (参加申込時点で業者登録中であり、かつ審査時点で業者登録されていれば、資格要件は満たしているものとする。)
  - (4) 川崎市暴力団排除条例 (平成24年川崎市条例第5号) 第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配人等又は暴力団員等と密接な関係を有しない者であること
  - (5) 神奈川県暴力団排除条例 (平成22年神奈川県条例第75号) 第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者であること
- 6 担当部局  
川崎市建設緑政局総務部企画課みどり活用担当  
栗林、丸山  
〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町12番1号  
川崎駅前タワーリパーク17階  
電 話 044-200-0232 (直通)  
F A X 044-200-3973  
電子メール [53kikaku@city.kawasaki.jp](mailto:53kikaku@city.kawasaki.jp)
- 7 プロポーザル実施要領及び仕様書等の公表
  - (1) 公表方法

- プロポーザル実施要領及び仕様書の公表については、「入札情報かわさき」へ掲載する。なお、プロポーザル参加意向申出書 (様式1) 及び質問書 (様式2) の様式についても併せて掲載する。
- (2) 公表開始日  
令和4年1月11日 (火)
- 8 参加意向申出書等の提出  
本プロポーザルに参加を希望する者は、「5 参加資格」を確認のうえ、次の書類を提出期限までに、持参又は郵送 (書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。) により各1部を提出
  - (1) 提出期間  
令和4年1月11日 (火) から令和4年1月25日 (火) 午後5時まで  
ただし閉庁日 (土曜日、日曜日及び休日) を除く。
  - (2) 提出場所  
「6 担当部局」のとおり
  - (3) 提出書類  
プロポーザル参加意向申出書 (様式1)
  - (4) その他  
参加意向申出書の提出を受け、参加資格を確認した後、参加資格確認結果通知書を送付する。なお、参加資格を有する場合には、企画提案書等の様式を令和4年1月28日 (金) に、原則として電子メールにより送付する。
- 9 質問書の受付・回答
  - (1) 受付方法  
質問書 (様式2) に質問内容を記載し、「6 担当部局」の電子メールアドレス宛に電子メールで送付
  - (2) 受付期間  
令和4年1月28日 (金) から令和4年2月4日 (金) 午後5時まで
  - (3) 回答方法  
令和4年2月10日 (木) までに、全ての参加者に対して電子メールにて回答する。
- 10 企画提案書等の提出  
参加資格を有する場合には、令和4年1月28日 (金) に企画提案書等の様式を原則として電子メールで送付する。次の期日までに、必要書類を持参又は郵送 (書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。) により提出
  - (1) 提出期限  
令和4年2月22日 (火) 午後5時まで  
(郵送の場合は令和4年2月22日 (火) までに必着)
  - (2) 提出場所  
「6 担当部局」のとおり
  - (3) 提出書類
    - ア 企画提案書
    - イ 会社 (団体) 概要書

- ウ 業務計画書  
 エ 見積書  
 オ 法人の定款、役員名簿（任意帳票）
- (4) 留意点  
 ア 提出書類は、正本1部と副本9部をそれぞれ製本し、提出  
 イ 要旨はA4判横書きとし、左上1か所できとすること。ページ番号を記載の上、片面印刷で提出すること。  
 ウ 提出された提案書類は返却しない。  
 エ 提出後、提案書類の差し替え及び追加はできない。  
 オ 提案書類は、あくまでも業務を委託する者を選定するための資料であり、企画提案書の内容すべてが契約に反映されるとは限らない。  
 カ 提案書類の提出後、本市が必要と判断した場合は、追加資料の提出を求めることがある。
- 11 審査方法  
 (1) 審査方法  
 審査・評価は、公正かつ客観的に行うため、王禅寺四ツ田緑地利活用運営業務委託プロポーザル評価選考委員会（以下、「評価選考委員会」という。）を設置し、書類及びプレゼンテーションによる審査を行う。
- (2) 審査日及び場所等  
 ア 審査日時（予定）  
 令和4年3月1日（火）  
 ※ 時間は調整の上、個別に連絡する。  
 イ 審査場所（予定）  
 川崎駅前タワーリパーク17階 建設緑政局会議室  
 ウ 審査環境  
 プレゼンテーション等に必要な機材のうち、スクリーン、プロジェクタ以外は、全て提案者が用意すること  
 エ 出席者  
 ヒアリング審査への出席者は3名以内とし、説明はいずれかの者が行うこととする。
- (3) 審査基準  
 本業務の受託候補者の選考については、参加者から提出された提案書に基づき、次の選考基準により審査する。  
 ア 事業目的の理解度  
 イ 事業執行体制の整備  
 (ア) 業務内容  
 (イ) 人的配置・サポート体制  
 (ウ) 安全確保に対する責任・配慮  
 (エ) スケジュール管理能力・実現可能性  
 ウ 事業の運営力

広報・コーディネート能力

- エ 同種・類似業務の実績  
 オ 業務に対する費用の妥当性

(4) 受託候補者の特定

評価選考委員会での審査の結果、最も高い合計点を獲得した者を受託候補者として選定する。なお、基準点を総合得点の60%とし、提案者が1者のみの場合については、基準点を満たした場合に受託候補者とする。

(5) 受託候補者選定結果通知（予定）

令和4年3月中旬

12 プロポーザル参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、プロポーザル参加資格を喪失する。

- (1) 契約日前に「5 参加資格」のいずれかの条件を欠いたとき  
 (2) プロポーザル参加意向申出書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき  
 (3) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないとき  
 (4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき

13 その他留意事項

- (1) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とする。  
 (2) 提出書類及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。  
 (3) 契約書作成の要否  
 市指定の契約書により、必要とする。  
 (4) 契約保証金  
 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第33条各号に該当する場合は免除となるが、それ以外の場合は契約金額の10パーセントを納付する必要がある。  
 (5) その他詳細について  
 詳細については、「王禅寺四ツ田緑地利活用運営業務委託プロポーザル実施要領」を参照すること  
 (6) 選定の効果  
 当該選定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要する。

川崎市公告（調達）第11号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年1月11日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び納入予定数量  
 重金属安定剤 約218トン

- (2) 購入物品の特質等  
仕様書によります。
- (3) 納入場所  
仕様書によります。
- (4) 納入期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- (5) 本案件は、紙入札方式により行います(電子入札はできません)。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の買入れ等有資格業者名簿の業種「薬品」種目「化学工業薬品」に記載されており、A又はBの等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に記載のない者(入札参加業種・種目に記載のない者も含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和4年1月21日までに行ってください。

- (4) この購入物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。
- (5) この購入物品の納入後、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。

3 仕様書等の閲覧

次により仕様書等を閲覧することができます。

(1) 窓口での閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市役所財政局資産管理部契約課  
担当 田口  
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町  
1番地  
明治安田生命ビル13階  
電 話 044-200-2092

イ 閲覧期間 令和4年1月11日～令和4年1月21日  
(土曜日、日曜日及び国民の祝日を  
除く。)午前8時30分～正午、午後  
1時～午後5時

(2) インターネットでの閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市ホームページ「入札情報かわ  
さき」の「入札情報」の物品の欄の  
「入札公表」

イ 閲覧期間 令和4年1月11日～令和4年1月21日  
午前8時～午後8時

4 一般競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書を提出しなければなりません。ただし、一般競争入札参加申込書の郵送による提出は認めません。

(1) 配布、提出及び問い合わせ先

上記3(1)アに同じ。

なお、上記3(2)のとおり、インターネットからも一般競争入札参加申込書をダウンロードすることができます。

(2) 配布・提出期間

上記3(1)イに同じ。

5 入札説明書の交付

上記4により一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で入札説明書を交付します。

また、入札説明書は上記3のとおり縦覧に供します。

6 一般競争入札参加者に求められる義務

(1) この入札の参加者は、次により仕様についての説明を受けなければなりません。

ア 日時 令和4年1月27日又は28日

時間については、別途入札参加者にお知らせします。

イ 場所 川崎市川崎区浮島町509番地1  
川崎市浮島処理センター4階  
第1会議室

(2) この入札の参加者は、仕様書に定められた条件を満たす購入物品を納入できることを証するため、次のとおり書類を提出しなければなりません。

また、提出された書類等に関し説明を求められたときは、これに応じなければなりません。提出された書類等を審査した結果、当該物品を納入することができる者と認められた者に限り、入札に参加することができます。

ア 提出書類

(ア) 上記1(1)の購入物品の性状等に関する証明書類(仕様書によります。)

(イ) 上記1(1)の購入物品を安定して供給できることを証明する書類(代理店証明書等)

イ 提出場所 上記3(1)アに同じ。

ウ 提出期間 令和4年1月28日～令和4年2月22日  
(土曜日、日曜日及び国民の祝日を  
除く。)午前8時30分～正午、午後  
1時～午後5時

7 仕様書作成担当部署及び担当者

環境局施設部処理計画課 担当 竹田

電話 044-200-2589

8 仕様書に関する質問・回答

(1) 質問

次により、仕様書の内容に関して質問することが

できます。

なお、仕様書の内容以外についての質問は受け付けません。

質問することができる方は、入札参加申込を済ませた方に限ります。

また、入札参加者以外へは回答しませんので御注意ください。

#### ア 質問書の取得方法

質問書の配布は、上記3(1)アの場所で行います。

また、質問書は、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」)に掲載している「質問書(一般競争入札用)」からもダウンロードできます。

#### イ 提出場所、期間及び方法

次の期間に上記3(1)アの場所に質問書を持参するか、指定の電子メールアドレスあてにWord形式のまま送付してください。なお、質問書をメールにて送付した場合は、その旨を上記3(1)アの担当まで御連絡ください。

##### 配布・提出期間

令和4年1月11日～令和4年2月22日

(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

##### 電子メールアドレス

23keiyak@city.kawasaki.jp

また、質問書を提出する場合には、紙の質問書と併せて、電子媒体(CD-R)にWord形式のまま保存した質問書を提出してください。(どちらか一方の場合には、質問を受け付けません。)

#### (2) 回答

ア 回答予定日 令和4年3月9日 午後5時まで

##### イ 回答方法

入札参加者から質問があった場合、すべての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を電子ファイルにし、入札参加申込者に対して、回答予定日までに9の入札参加資格確認通知書等に添付して交付します。

なお、回答後に再質問は受け付けません。

#### 9 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに令和4年3月9日までに一般競争入札参加資格確認通知書等を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、令和4年3月9日の午前9時～正午、午後1時～午後5時に上記3(1)アの場所において一般競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

#### 10 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

#### 11 入札の手続等

##### (1) 入札方法

薬品1トンあたりの単価で行います。

##### (2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年3月18日

午前11時00分

イ 場所 砂子平沼ビル7階入札室

(川崎市川崎区砂子1-7-4)

##### (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及びあて先

ア 期限 令和4年3月16日 必着

イ あて先 上記3(1)アと同じ

##### (4) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札案件ごとにそれぞれ入札単価に予定数量を乗じて得た額の2パーセントを入札書提出前に納付しなければなりません。なお、郵便をもって入札する場合は、入札書と同時に納付することができます。

##### (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

##### (6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

#### 12 契約の手続等

次により契約を締結します。ただし、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を条件とします。

##### (1) 契約保証金

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約単価に予定数量を乗じて得た額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)アの場所において閲覧できます。

13 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 落札者の決定後、苦情申立てが行われた場合、委員会申立ての検討期間中、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Heavy metal stabilizer, approximately 218t

(2) Time-limit for tender : 11:00 AM, 18 March 2022

a Direct delivery

11:00 AM, 18 March 2022

b By mail

16 March 2022

(3) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE

Contract Section

Property Administration Department

Finance Bureau

1, Miyamoto-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki-city, Kanagawa

210-8577, Japan

TEL : 044-200-2091

(4) Language:

Japanese is the only language used in all the contract procedures

川崎市公告(調達)第12号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年1月11日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名 浮島処理センターが保有する供給力の価値売却に関する契約

(2) 履行場所 川崎市環境局施設部処理計画課：川崎市川崎区東田町5番地4

(3) 引渡期間 契約日から令和7年3月31日まで

(4) 概要 容量市場の創設に伴い、令和6年度に浮島処理センターが保有する余剰電力の容量価値を売却する。なお、当該価値は容量市場における発動指令電源の構成電源とする。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日までに令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他物品販売」種目「電気供給」に登載するための申請をしていること。

(4) 令和6年度容量市場において電力広域的推進機関と直接契約を締結していること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争入札参加申込書及び上記2(4)を証明出来る書類を提出してください。

(1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎16階

環境局施設部処理計画課 向原

電話 044-200-2587(直通)

(2) 配布・提出・仕様書閲覧期間

令和4年1月11日(火)から令和4年1月17日(月)9時から17時まで(土、日曜日、12時から13時は除く。)

(3) 提出方法

持参

(4) 提出書類

ア 上記2(4)の令和6年度容量市場において電力広域的推進機関と直接契約を締結していることの証明可能な書類

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を令和4年1月21日(金)までに交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
- (2) 交付日時 令和4年1月21日(金)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)

5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日  
令和4年1月24日(月)から令和4年1月26日(水)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)

- (2) 質問書の様式  
配布する「質問書」の様式により提出すること。

- (3) 質問受付方法  
ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp  
イ FAX 044-200-3923  
ウ 持参 上記3(1)に同じ

- (4) 回答方法  
令和4年1月31日(月)に文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

- (2) 入札・開札の日時  
令和4年2月2日(水)11時45分

- (3) 入札・開札の場所  
川崎市川崎区東田町5番地4  
川崎市役所第3庁舎16階  
環境局会議室

- (4) 入札書の提出方法  
持参又は郵送。ただし、郵送については、令和4年2月1日(火)必着とする。有効札の最高価格が同額の場合は、後日くじ引きを行い、落札者を決定するため、最高価格の入札を行った者は出席すること。

- (5) 入札保証金 免除

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格以上で、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。入札においては想定報酬金額の総額を入札書(見積書)に記載すること。

(7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書の作成 要
- (3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/>)

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

**税 公 告**

**川崎市税公告第209号**

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年12月17日

川崎市長 福田紀彦  
(別紙省略)

**川崎市税公告第210号**

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年12月17日

川崎市長 福田紀彦  
(別紙省略)

(別紙省略)

川崎市税公告第211号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年12月17日

川崎市長 福田紀彦

川崎市税公告第212号

次の市税に係る納税通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年12月17日

川崎市長 福田紀彦

年度	税目	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
令和3年度	市民税・県民税 (普通徴収)	11月随時分以降	令和4年1月4日 (11月随時分)	計49件
令和3年度 (令和2年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	11月随時分	令和4年1月4日 (11月随時分)	計5件
令和3年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	11月随時分以降	令和4年1月4日	計5件

(別紙省略)

川崎市税公告第213号

次の市税に係る課税額変更(取消)通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年12月17日

川崎市長 福田紀彦

市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年12月20日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

上下水道局告示

川崎市上下水道局告示第60号

川崎市排水設備指定工事店の指定について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程(平成22年川崎市水道局規程第64号)第5条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定したので、同規程第12条第1号の規定により告示します。

令和3年12月17日

川崎市上下水道事業管理者 大澤太郎

1 指定有効期間

令和4年1月1日から

令和8年10月31日まで

川崎市税公告第214号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎

(別紙省略)

- 2 指定工事店  
 指 定 番 号 1188  
 商号又は名称 岩崎設備  
 営業所所在地 横浜市磯子区水取沢町150番地4  
 14棟402号  
 代 表 者 氏 名 岩崎 伸幸

#### 川崎市上下水道局告示第61号

川崎市排水設備指定工事店の更新について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程（平成22年川崎市水道局規程第64号）第9条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定を更新したので、同規程第12条第1号の規定により告示します。

令和3年12月20日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

- 1 指定有効期間  
 令和4年2月1日から  
 令和9年1月31日まで
- 2 指定工事店  
 指 定 番 号 1021  
 商号又は名称 E-WORKS  
 営業所所在地 神奈川県厚木市中依知67番地22  
 代 表 者 氏 名 前田 瑞樹
- 指 定 番 号 1020  
 商号又は名称 正宗産業株式会社  
 営業所所在地 川崎市川崎区大島5丁目8番13号  
 代 表 者 氏 名 市川 洋治
- 指 定 番 号 859  
 商号又は名称 株式会社幸栄工業  
 営業所所在地 川崎市中原区木月3丁目7番1号  
 代 表 者 氏 名 濱田 淳子
- 指 定 番 号 1016  
 商号又は名称 東京ガス横浜中央エネルギー株式会社  
 営業所所在地 横浜市西区伊勢町3丁目148番地  
 代 表 者 氏 名 原 文比古
- 指 定 番 号 680  
 商号又は名称 有限会社さかい設備  
 営業所所在地 相模原市南区磯部180番地7  
 代 表 者 氏 名 坂井 泰雄
- 指 定 番 号 468  
 商号又は名称 有限会社小川水道  
 営業所所在地 川崎市麻生区片平2丁目24番11号  
 よしみハイツ101  
 代 表 者 氏 名 小川 正敏

#### 川崎市上下水道局告示第62号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者  
 の指定について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第4条の規定に基づき、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者を指定したので、同規程第9条第1号の規定により告示します。

令和3年12月22日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

- 1 指 定 番 号 第1825号  
 氏名又は名称 株式会社ザイマックス  
 住 所 東京都港区赤坂一丁目1番1号  
 代 表 者 氏 名 吉本 健二  
 指 定 年 月 日 令和4年1月1日  
 有 効 期 限 令和8年12月31日
- 2 指 定 番 号 第1826号  
 氏名又は名称 三不二設備  
 住 所 相模原市中央区淵野辺本町三丁目  
 16番8-2号  
 代 表 者 氏 名 佐藤 翼  
 指 定 年 月 日 令和4年1月1日  
 有 効 期 限 令和8年12月31日
- 3 指 定 番 号 第1827号  
 氏名又は名称 株式会社野口組  
 住 所 茨城県坂東市逆井1820番地の60  
 代 表 者 氏 名 野口 恵夫  
 指 定 年 月 日 令和4年1月1日  
 有 効 期 限 令和8年12月31日
- 4 指 定 番 号 第1828号  
 氏名又は名称 株式会社ミナミ住設  
 住 所 東京都世田谷区尾山台一丁目2番17号  
 代 表 者 氏 名 國生 重治  
 指 定 年 月 日 令和4年1月1日  
 有 効 期 限 令和8年12月31日
- 5 指 定 番 号 第1829号  
 氏名又は名称 NSリノベーション株式会社  
 住 所 大阪市中央区高麗橋四丁目4番6号  
 代 表 者 氏 名 齊藤 太嘉志  
 指 定 年 月 日 令和4年1月1日  
 有 効 期 限 令和8年12月31日
- 6 指 定 番 号 第1830号  
 氏名又は名称 株式会社タテイシ  
 住 所 東京都中野区野方二丁目2番8号  
 コンフォート101

代表者氏名 立石 健二  
 指定年月日 令和4年1月1日  
 有効期限 令和8年12月31日

### 川崎市上下水道局告示第63号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者  
 の指定事項の変更について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第6条の規定に基づき、次の指定給水装置工事事業者の指定事項の変更を行いましたので、同規程第9条第3号の規定により告示します。

令和3年12月22日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

- 1 指定番号 第765号  
 氏名又は名称 有限会社松大設備  
 住 所 (新) 神奈川県相模原市南区南台一丁目9番29号  
 (旧) 神奈川県相模原市南台一丁目9番29号  
 代表者氏名 松本 茂  
 変更年月日 平成22年4月1日
- 2 指定番号 第774号  
 氏名又は名称 株式会社折本設備  
 住 所 (新) 神奈川県相模原市南区御園四丁目12番12号  
 (旧) 神奈川県相模原市南区御園四丁目5番25号  
 代表者氏名 高橋 幸男  
 変更年月日 令和3年7月13日
- 3 指定番号 第782号  
 氏名又は名称 株式会社共栄技研  
 住 所 横浜市南区別所五丁目9番13号  
 代表者氏名 (新) 金子 篤志  
 (旧) 金子 昌代  
 変更年月日 令和元年11月10日
- 4 指定番号 第802号  
 氏名又は名称 株式会社サカエテック  
 住 所 横浜市磯子区栗木二丁目31番12号  
 代表者氏名 (新) 木村 和幸  
 (旧) 小野 和彦  
 変更年月日 令和3年11月25日
- 5 指定番号 第810号  
 氏名又は名称 株式会社友和建設  
 住 所 (新) 川崎市宮前区馬絹二丁目2番11号  
 (旧) 川崎市宮前区馬絹1631番地3

代表者氏名 西野 敏雄  
 変更年月日 平成28年10月17日

- 6 指定番号 第818号  
 氏名又は名称 株式会社スズキ  
 住 所 東京都世田谷区等々力五丁目15番15号  
 代表者氏名 (新) 岡野 道正  
 (旧) 岡野 道弘  
 変更年月日 平成30年7月1日
- 7 指定番号 第834号  
 氏名又は名称 株式会社オーエム住研  
 住 所 横浜市港南区日野六丁目1番13号  
 代表者氏名 (新) 坪崎 誠  
 (旧) 大井 孝之  
 変更年月日 平成3年11月30日
- 8 指定番号 第869号  
 氏名又は名称 有限会社一由設備  
 住 所 横浜市南区井土ヶ谷上町21番11号  
 代表者氏名 (新) 伊東 利之  
 (旧) 小豆澤 一  
 変更年月日 令和元年11月23日
- 9 指定番号 第947号  
 氏名又は名称 有限会社さかい設備  
 住 所 (新) 神奈川県相模原市南区磯部180番地7  
 (旧) 神奈川県相模原市磯部180番地7  
 代表者氏名 坂井 泰雄  
 変更年月日 平成22年4月1日
- 10 指定番号 第980号  
 氏名又は名称 あずま設備工業  
 住 所 (新) 川崎市宮前区南野川一丁目2番22号  
 (旧) 川崎市宮前区野川2964番地8  
 代表者氏名 東 靖士  
 変更年月日 令和2年11月9日
- 11 指定番号 第1513号  
 氏名又は名称 株式会社双管  
 住 所 (新) 東京都調布市下石原一丁目32番地1  
 (旧) 東京都調布市佐須町二丁目1番地6  
 代表者氏名 吉田 寿美雄  
 変更年月日 令和3年11月25日

## 川崎市上下水道局告示第64号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者  
の廃止について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第6条の規定に基づき、次の指定給水装置工事事業者の指定の廃止を行いましたので、同規程第9条第3号の規定により告示します。

令和3年12月22日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

## 1 指 定 番 号 第832号

氏名又は名称 日本水理株式会社東京本部

住 所 東京都中央区八丁堀一丁目9番6号

代表者氏名 小久保 圭子

廃止年月日 令和3年9月29日

## 2 指 定 番 号 第1054号

氏名又は名称 喜丸工業有限公司

住 所 横浜市戸塚区戸塚町4577番地

代表者氏名 松澤 静江

廃止年月日 令和3年8月13日

## 3 指 定 番 号 第1675号

氏名又は名称 株式会社ザイマックスアルファ

住 所 東京都中央区築地一丁目13番10号

代表者氏名 吉本 健二

廃止年月日 令和3年10月31日

## 上 下 水 道 局 公 告

## 川崎市上下水道局公告第103号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年12月21日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	令和3年度マンホールポンプ所整備工事
	履 行 場 所	川崎市中原区井田2-3-3地先ほか
	履 行 期 間	契約の日から令和4年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者（業種「機械器具設置」）を配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話番号 044-200-2100</p>	
入札日時等	令和4年1月20日午後2時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階））	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	令和3年度入江崎余熱利用プール設備整備工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区塩浜3-24-12
	履 行 期 間	契約の日から令和4年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和4年1月20日 午後2時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係(明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	上小田中7丁目150mm・100mm配水管布設替工事
	履 行 場 所	自：中原区上小田中7-6-19先 至：中原区上小田中7-8-1先 ほか4件
	履 行 期 間	契約の日から275日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。</p> <p>(6) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。</p>	

参加資格	<p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099</p>
入札日時等	<p>令和4年1月24日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））</p>
入札保証金	<p>免</p>
契約書作成	<p>要</p>
入札の無効	<p>この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。</p>
その他	<p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

(案件4)

競争入札に付する事項	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="327 1337 454 1368">件名</td> <td data-bbox="470 1337 1420 1368">菅北浦地区下水枝線第58号工事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 1384 454 1415">履行場所</td> <td data-bbox="470 1384 1420 1415">川崎市多摩区菅北浦2丁目地内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 1431 454 1462">履行期間</td> <td data-bbox="470 1431 1420 1462">契約の日から285日間</td> </tr> </table>	件名	菅北浦地区下水枝線第58号工事	履行場所	川崎市多摩区菅北浦2丁目地内	履行期間	契約の日から285日間
件名	菅北浦地区下水枝線第58号工事						
履行場所	川崎市多摩区菅北浦2丁目地内						
履行期間	契約の日から285日間						
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p>						

参加資格	<p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和4年1月24日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## 川崎市上下水道局公告第104号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年12月21日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	令和3年度入江崎水処理センターほか脱臭設備点検整備業務委託
	履行場所	川崎市川崎区塩浜3-17-1ほか
	履行期間	令和4年3月18日限り
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」、種目「電気・機械設備保守点検」で登録されている者</p> <p>(4) 平成18年4月1日以降に、国、地方公共団体又は地方公共法人が発注した下水道施設における脱臭設備点検整備（脱臭剤交換業務を含む）、又は脱臭設備製作・据付（脱臭剤納入を含む）の元請けとしての履行完了実績を有すること。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和4年1月18日 14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	

入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	<p>本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。</p> <p>特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。</p> <p>詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧ください。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	令和3年度 多摩区下水幹枝線実施設計委託第11号
	履行場所	川崎市多摩区地内
	履行期間	令和5年3月15日限り
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「下水道部門」で登録されている者</p> <p>(4) 平成18年度以降に契約した、次の実施設計業務委託について、元請けとしての履行完了実績をTECRISにより確認できること。</p> <p>ア 国、地方公共団体又は地方公共法人が発注した、耐震実施設計（レベル1, 2）業務を含む、下水道管きよのシールド工法に係わる実施設計（詳細設計）業務委託</p> <p>イ 国、地方公共団体又は地方公共法人が発注した、下水道施設（ポンプ場又は処理場）に係わる実施設計業務委託</p> <p>(5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、エとオは兼務できない。また、ア～オは、受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。）があることが必要。</p> <p>ア 技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）の資格を有する者</p> <p>イ 技術士（建設部門：トンネル）又はRCCM（トンネル部門）の資格を有する者</p> <p>ウ 技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）又はRCCM（鋼構造及びコンクリート部門）の資格を有する者</p> <p>エ 業務責任者は、技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）の資格、技術士（上下水道部門：下水道）の資格又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者</p> <p>オ 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）、技術士（上下水道部門：下水道）又はRCCM（下水道部門）のいずれかの資格を有する者</p>	
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話 044-200-2097</p>	
入札日時等	令和4年1月20日 14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## 上下水道局公告(調達)

### 川崎市上下水道局公告(調達)第1号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年1月11日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

#### 1 競争入札に付する事項

##### (1) 購入物品及び数量

- ア 長沢浄水場で使用する電気(単価契約)  
 予定使用電力量 4,278,063キロワット時
- イ 潮見台配水所で使用する電気(単価契約)  
 予定使用電力量 2,974,612キロワット時
- ウ 生田浄水場で使用する電気(単価契約)  
 予定使用電力量 9,831,420キロワット時
- エ 平間配水所で使用する電気(単価契約)  
 予定使用電力量 2,370,530キロワット時
- オ 鷺沼配水所で使用する電気(単価契約)  
 予定使用電力量 3,240,519キロワット時
- カ 入江崎総合スラッジセンターで使用する電気  
 (単価契約)  
 予定使用電力量 23,628,130キロワット時
- キ 入江崎水処理センターで使用する電気  
 (単価契約)  
 予定使用電力量 22,519,400キロワット時
- ク 加瀬水処理センターで使用する電気(単価契約)  
 予定使用電力量 12,204,996キロワット時
- ケ 等々力水処理センターで使用する電気  
 (単価契約)  
 予定使用電力量 25,903,008キロワット時
- コ 麻生水処理センターで使用する電気(単価契約)  
 予定使用電力量 5,825,937キロワット時
- サ 戸手ポンプ場ほかで使用する電気(単価契約)  
 予定使用電力量 4,604,572キロワット時
- シ 小向ポンプ場ほかで使用する電気(単価契約)  
 予定使用電力量 2,857,416キロワット時

##### (2) 購入物品の特質等

仕様書によります。

##### (3) 納入場所

仕様書によります。

##### (4) 納入期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

##### (5) 本案件は、紙入札方式で行います。

#### 2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けた者であること。
- (2) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 入札期日において、令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他の物品販売」のうち種目「電気供給」に登録されており、ランク「A」又は「B」の等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種・種目に登録のない者を含む。)は、財政局資産管理部契約課で所定の様式により、資格審査申請を令和4年1月25日までに行ってください。

- (5) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱(平成20年10月1日制定)第4条第2項に基づき、Aランク又はBランクに格付けされていること。

#### 3 入札説明書等の閲覧及び交付

次により入札説明書等を閲覧することができます。また、希望者には無償で交付します。

- (1) 場所 川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係  
 〒210-8577  
 川崎市川崎区宮本町1番地  
 明治安田生命ビル13階  
 電話 044-200-2093
- (2) 期間 令和4年1月11日(公告日)から令和4年1月25日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)  
 午前8時30分から正午、午後1時から午後5時

#### 4 競争入札参加申込書等の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により1(1)の購入物品ごとにそれぞれ競争入札参加の申込みをしなければなりません。

##### (1) 配布

競争入札参加申込書等は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄の「上下水道局入札公表」の中にあります。)。ダウンロードができない場合には、3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

##### (2) 提出期間及び場所

競争入札参加申込書及び5の書類は、3(1)の場所に、3(2)の期間中に提出してください。

なお、競争入札参加申込書及び5の書類の郵送による提出は認めません。

##### (3) 問い合わせ先

川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係

担当 下山

電話 044-200-2093

5 競争入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、仕様書に定められた条件を満たす購入物品を確実に納入できることを証明する書類（小売電気事業の登録の通知の写し）を提出しなければなりません。

また、提出された書類に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。提出された書類を審査した結果、この購入物品を確実に納入することができるものと認められた者に限り入札に参加することができます。

6 仕様書作成担当者

(1) 長沢浄水場で使用する電気（単価契約）

川崎市上下水道局長沢浄水場浄水課 担当 大槻

電話 044-911-2022

(2) 潮見台配水所で使用する電気（単価契約）

川崎市上下水道局水管理センター水道施設管理課

担当 小串

電話 044-900-9710

(3) 生田浄水場で使用する電気（単価契約）

川崎市上下水道局長沢浄水場生田浄水場

担当 土方

電話 044-944-2131

(4) 平間配水所で使用する電気（単価契約）

川崎市上下水道局水管理センター水道施設管理課

担当 小串

電話 044-900-9710

(5) 鷺沼配水所で使用する電気（単価契約）

川崎市上下水道局水管理センター水運用センター

担当 長田

電話 044-866-0335

(6) 入江崎総合スラッジセンターで使用する電気  
（単価契約）

川崎市上下水道局下水道部下水道管理課

担当 島田

電話 044-200-0351

(7) 入江崎水処理センターで使用する電気（単価契約）

川崎市上下水道局下水道部下水道管理課

担当 島田

電話 044-200-0351

(8) 加瀬水処理センターで使用する電気（単価契約）

川崎市上下水道局下水道部下水道管理課

担当 島田

電話 044-200-0351

(9) 等々力水処理センターで使用する電気（単価契約）

川崎市上下水道局下水道部下水道管理課

担当 島田

電話 044-200-0351

(10) 麻生水処理センターで使用する電気（単価契約）

川崎市上下水道局下水道部下水道管理課

担当 島田

電話 044-200-0351

(11) 戸手ポンプ場ほかで使用使用する電気（単価契約）

川崎市上下水道局下水道部下水道管理課

担当 島田

電話 044-200-0351

(12) 小向ポンプ場ほかで使用使用する電気（単価契約）

川崎市上下水道局下水道部下水道管理課

担当 島田

電話 044-200-0351

7 仕様書に関する質問、回答

(1) 質問

次により仕様書の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書以外の質問は受け付けません。質問することができる方は、入札参加申込を済ませた方に限ります。また、入札参加者以外へは回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の取得方法

質問書は、4(1)と同様の方法により取得できます。

イ 質問書の提出方法

次の期間に上記3(1)の場所に質問書を持参するか、指定の電子メールアドレスあてにWord形式のまま送付してください。

なお、質問書をメールにて送付した場合は、その旨を上記4(3)の担当まで御連絡ください。

提出期間

令和4年1月11日（公告日）～令和4年1月25日  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

電子メールアドレス

23keiyak@city.kawasaki.jp

質問書は、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」）に掲載している「質問書（一般競争入札用）」からもダウンロードできます。

また、持参により質問書を提出する場合には、紙の質問書と併せて、電子媒体（CD-R）にWord形式のまま保存した質問書を提出してください。（どちらか一方の場合には、質問を受け付けません。）

また、質問書の郵送による提出は認めません。

(2) 質問に対する回答

回答については、入札参加者から質問が提出され

た場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書（PDFファイル）を、入札参加資格があると認められた入札参加者に対して、8の確認通知書の交付日に確認通知書と一緒に添付して交付します。

なお、回答後の再質問は受付をいたしません。

#### 8 確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに、令和4年2月9日までに確認通知書を送付します。

また、当該メールアドレスを登録していない者には、令和4年2月9日の午前9時から正午までの間に3(1)の場所において確認通知書を交付します。

#### 9 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

#### 10 入札の手続等

##### (1) 入札方法

1(1)の購入物品ごとにそれぞれ入札に付すこととし、入札金額は予定使用電力量に対する総価で行います。

なお、契約は、総価の基礎となった明細内訳書の各単価で締結します。

##### ア 持参による入札の場合

###### (ア) 入札書の提出日時

令和4年2月24日 午前10時30分

###### (イ) 入札書の提出場所

砂子平沼ビル7階入札室

(川崎市川崎区砂子1-7-4)

##### イ 郵送（書留郵便に限る。）による入札の場合

###### (ア) 入札書の提出期限 令和4年2月21日 必着

###### (イ) 入札書の提出先 3(1)に同じ。

##### (2) 開札の日時及び場所

###### ア 日時 令和4年2月24日 午前10時30分

1(1)アからシまでの購入物品の開札を同時に行います。

###### イ 場所 砂子平沼ビル7階入札室

(川崎市川崎区砂子1-7-4)

##### (3) 入札保証金

免除とします。

##### (4) 落札者の決定方法

川崎市上下水道局契約規程第14条の規定に基づい

て作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

##### (5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局において定める川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

#### 11 契約の手続等

次により、契約を締結します。

##### (1) 契約保証金

契約金額の10パーセントとします。ただし、川崎市上下水道局契約規程第33条各号のいずれかに該当する場合は、免除とします。

##### (2) 契約書作成の要否

必要とします。

##### (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

#### 12 契約締結後の提出書類

この契約締結後、一般送配電事業者と「接続供給契約」、「事故時補給契約」等の電力バックアップ契約を締結し、契約書の写しを提出してください。ただし、東京電力エナジーパートナー株式会社がこの契約の相手方となった場合には、不要とします。

#### 13 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の可決により生じます。

#### 14 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

- a Electricity 4,278,063kWh to use at Nagasawa Purification Plant
- b Electricity 2,974,612kWh to use at Shiomidai Regulating Reservoir
- c Electricity 9,831,420kWh to use at Ikuta Purification Plant
- d Electricity 2,370,530kWh to use at HIRAMA Regulating Reservoir

- e Electricity 3,240,519kWh to use at Saginuma Regulating Reservoir
- f Electricity 23,628,130kWh to use at Iriezaki Sludge Treatment Center
- g Electricity 22,519,400kWh to use at Iriezaki Wastewater Treatment Center
- h Electricity 12,204,996kWh to use at Kase Wastewater Treatment Center
- i Electricity 25,903,008kWh to use at Todoroki Wastewater Treatment Center
- j Electricity 5,825,937kWh to use at Asao Wastewater Treatment Center
- k Electricity 4,604,572kWh to use at Tode Pumping Station and others
- l Electricity 2,857,416kWh to use at Komukai Pumping Station and others
- (2) Time limit for tender:
- a Direct delivery  
10:30A.M. 24 February, 2022
- b By mail  
21 February, 2022
- (3) Contact point for the notice:  
KAWASAKI CITY OFFICE  
Contract Section  
Property Administration  
Department  
Finance Bureau  
1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku  
Kawasaki, Kanagawa  
210-8577, Japan  
TEL:044-200-2093
- (4) Language:  
Japanese is the only language used in all the contract procedures

### 川崎市上下水道局公告（調達）第2号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年1月11日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量  
自動車賃貸借14台一式（Wキャブ）
- (2) 購入物品の特質等  
仕様書によります。
- (3) 納入場所  
仕様書によります。

#### (4) 賃貸借期間

令和4年12月1日～令和11年11月30日

- (5) 本案件は、電子入札案件です。競争入札参加希望者は本市の電子入札システムにより競争入札参加申込みを行ってください。ただし、提出期限までに本市の電子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙入札方式に代えることができます。

#### 2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」のうち種目「車両」に登載されており、かつ、ランク「A」又は「B」の等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登載のない者（入札参加業種・種目に登載のない者を含む。）は、財政局資産管理部契約課で所定の様式により、資格審査申請を令和4年1月25日までに行ってください。

#### 3 入札説明書等の閲覧及び交付

入札説明書等は、インターネットからダウンロードすることができます（「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄の「上下水道局入札公表」の中にあります。）。

また、次により入札説明書等を閲覧することができます。

なお、希望者には次により無償で交付します。

- (1) 場所 川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係  
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
明治安田生命ビル13階  
電話 044-200-2093
- (2) 期間 令和4年1月11日（公告日）～令和4年1月25日

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

#### 4 競争入札参加申込書等の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

##### (1) 配布

競争入札参加申込書等は、インターネットからダウンロードすることができます（「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄の「上下水道局入札公表」の中にあります。）。

合には、3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

(2) 提出期間及び場所

競争入札参加申込書及び5の書類は、電子入札システムにより次の期間に提出してください。

提出期間

令和4年1月11日(公告日)～令和4年1月25日  
午前8時から午後8時まで

競争入札参加申込手順の詳細については、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」)に掲載している「電子入札操作説明書(入札システム操作方法)」を御覧ください。

ただし、電子入札システムによりがたい者は、3(1)の場所に3(2)の期間中に競争入札参加申込書を提出してください。

なお、競争入札参加申込書の郵送による提出は認めません。

(3) 問い合わせ先

川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係

担当 下山

電話 044-200-2093

5 競争入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、仕様書に定められた条件を満たす購入物品を確実に納入できることを証明する次の書類を、競争入札参加の申込時に提出しなければなりません。

・納入物品のカタログ等

(調達予定車種がわかるように目印等を入れること。)

また、提出された書類に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。提出された書類を審査した結果、この物品のリース及び役務を確実に履行することができると認められた者に限り、入札に参加することができます。(ただし、仕様書に定められた条件を満たす物品のリース及び役務を確実に履行できることを証明する書類等の提出後に納入予定のリース物品に変更が生じる場合は、4(3)の場所に事前連絡の上、令和4年2月16日までに6の担当課の承認を得ることとします。その結果、担当課の承認を得られなかった者の入札は無効とします。)

6 仕様書作成担当者

川崎市上下水道局総務部管財課 担当 三浦

電話 044-200-2875

7 仕様書に関する質問、回答

(1) 質問

次により仕様書の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書以外の質問は受け付けません。

質問することができる方は、入札参加申込を済ませた方に限ります。

また、入札参加者以外からの質問には回答しませんので御注意ください。

ア 電子入札システムによる質問方法

電子入札システムによる質問は、次の期間に提出(入力)してください。

提出(入力)期間

令和4年1月11日(公告日)～令和4年1月25日  
午前8時～午後8時

質問の入力方法の詳細については、「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

イ 質問書の提出方法

電子入札システムによりがたい者は、次の期間に上記3(1)の場所に質問書を持参するか、指定の電子メールアドレスあてにWord形式のまま送付してください。

なお、質問書をメールにて送付した場合は、その旨を上記4(3)の担当まで御連絡ください。

提出期間

令和4年1月11日(公告日)～令和4年1月25日  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

電子メールアドレス

23keiyak@city.kawasaki.jp

質問書は、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」)に掲載している「質問書(一般競争入札用)」からもダウンロードできます。

また、持参により質問書を提出する場合には、紙の質問書と併せて、電子媒体(CD-R)にWord形式のまま保存した質問書を提出してください。(どちらか一方の場合には、質問を受け付けません。)

なお、質問書の郵送による提出は認めません。

(2) 回答

ア 回答日時

令和4年2月9日 午前9時まで

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書(PDFファイル)を「入札情報かわさき」の「仕様書等ダウンロード」に掲載します。

なお、質問がなかった場合には、通知・掲載はいたしません。

質問回答書は、入札参加資格があると認められた入札参加者が確認通知書を受信後に閲覧又は取得できます。取得方法については、「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」の欄の「電子入札システム質問回答機能操作方法」を御覧ください。

また、回答後に再質問は受け付けません。

#### 8 確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに、令和4年2月9日までに確認通知書を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、令和4年2月9日の正午までの間に、3(1)の場所において確認通知書を交付します。

#### 9 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

#### 10 入札の手続等

##### (1) 入札方法

入札金額は総価で行います。

ア 電子入札システムによる入札の場合

令和4年2月22日 午前9時30分

イ 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時

令和4年2月22日 午前10時30分

(イ) 入札書の提出場所

砂子平沼ビル7階入札室

(川崎市川崎区砂子1-7-4)

ウ 郵送(書留郵便に限る。)による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限 令和4年2月17日必着

(イ) 入札書の提出先 3(1)に同じ。

##### (2) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年2月22日 午前10時30分

イ 場所 砂子平沼ビル7階入札室

(川崎市川崎区砂子1-7-4)

##### (3) 入札保証金

免除とします。

##### (4) 落札者の決定方法

川崎市上下水道局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格を

もって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

##### (5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局において定める川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

#### 11 契約の手続等

次により、契約を締結します。

##### (1) 契約保証金

契約金額の10パーセントとします。ただし、川崎市上下水道局契約規程第33条各号のいずれかに該当する場合は、免除とします。

##### (2) 契約書作成の要否

必要とします。

##### (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

#### 12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決を要しします。

#### 13 Summary

(1) Nature of the products to be leased:

14 Cars leasing contract complete set  
(Double Cabin)

(2) Time limit for tender:

a By electronic bidding system

9:30A.M. 22 February 2022

b Direct delivery

10:30A.M. 22 February 2022

c By mail

17 February 2022

(3) Contract point for the notice:

KAWASAKI CITY OFFICE

Contract Section

Property Administration Department

Finance Bureau

1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki-city,

Kanagawa

210-8577, Japan  
TEL:044-200-2093

- (4) Language:  
Japanese is the only language used in all the contract procedures.

**川崎市上下水道局公告（調達）第3号**

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年1月11日  
川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

**1 競争入札に付する事項**

- (1) 購入物品及び数量  
令和4年度仮想化統合基盤賃貸一式
- (2) 購入物品の特質等  
仕様書によります。
- (3) 納入場所  
仕様書によります。
- (4) 納入期間  
仕様書によります。
- (5) 本案件は、電子入札案件です。競争入札参加希望者は本市の電子入札システムにより競争入札参加申込みを行ってください。ただし、提出期限までに本市の電子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙入札方式に代えることができます。

**2 競争入札参加資格に関する事項**

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」のうち種目「事務用機器」に登録されており、かつ、ランク「A」又は「B」の等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者（入札参加業種・種目に登録のない者を含む。）は、財政局資産管理部契約課で所定の様式により、資格審査申請を令和4年1月25日までに行ってください。

**3 入札説明書等の閲覧及び交付**

入札説明書等は、インターネットからダウンロードすることができます（「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄の「上下水道局入札公表」の中にあります。）。

また、次により入札説明書等を閲覧することができます。

なお、希望者には次により無償で交付します。

- (1) 場所 川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係  
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
明治安田生命ビル13階  
電話 044-200-2093

- (2) 期間 令和4年1月11日（公告日）～令和4年1月25日  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

**4 競争入札参加申込書等の配布、提出及び問い合わせ先**

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布  
競争入札参加申込書等は、インターネットからダウンロードすることができます（「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄の「上下水道局入札公表」の中にあります。）。ダウンロードができない場合には、3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

- (2) 提出期間及び場所  
競争入札参加申込書及び5の書類は、電子入札システムにより次の期間に提出してください。

提出期間  
令和4年1月11日（公告日）～令和4年1月25日  
午前8時から午後8時まで

競争入札参加申込手順の詳細については、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」）に掲載している「電子入札操作説明書（入札システム操作方法）」を御覧ください。

ただし、電子入札システムによりがたい者は、3(1)の場所に3(2)の期間中に競争入札参加申込書を提出してください。

なお、競争入札参加申込書の郵送による提出は認めません。

- (3) 問い合わせ先  
川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係  
担当 下山  
電話 044-200-2093

**5 競争入札参加希望者に求められる義務**

この入札に参加を希望する者は、仕様書に定められた条件を満たす購入物品を確実に納入できることを証明する次の書類を、競争入札参加の申込時に提出しなければなりません。

- (1) カタログ
- (2) システム機器構成概要図
- (3) 納入機器等明細一覧表

また、提出された書類に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。提出された

書類を審査した結果、この物品のリース及び役務を確実に履行することができる者と認められた者に限り、入札に参加することができます。(ただし、仕様書に定められた条件を満たす物品のリース及び役務を確実に履行できることを証明する書類等の提出後に納入予定のリース物品に変更が生じる場合は、4(3)の問い合わせ先に事前連絡の上、2月16日までに6の担当課の承認を得ることとします。その結果、担当課の承認を得られなかった者の入札は無効とします。)

#### 6 仕様書作成担当者

川崎市上下水道局総務部情報管理課 担当 田中  
電話 044-200-3183

#### 7 仕様書に関する質問、回答

##### (1) 質問

次により仕様書の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書以外の質問は受け付けません。

質問することができる方は、入札参加申込を済ませた方に限ります。

また、入札参加者以外からの質問には回答しませんので御注意ください。

##### ア 電子入札システムによる質問方法

電子入札システムによる質問は、次の期間に提出(入力)してください。

提出(入力)期間

令和4年1月11日(公告日)から令和4年1月25日

午前8時～午後8時

質問の入力方法の詳細については、「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

##### イ 質問書の提出方法

電子入札システムによりがたい者は、次の期間に上記3(1)の場所に質問書を持参するか、指定の電子メールアドレスあてにWord形式のまま送付してください。

なお、質問書をメールにて送付した場合は、その旨を上記4(3)の担当まで御連絡ください。

提出期間

令和4年1月11日(公告日)から令和4年1月25日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

電子メールアドレス

23keiyak@city.kawasaki.jp

質問書は、川崎市ホームページ(「入札情報か

わさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲載している「質問書(一般競争入札用)」からもダウンロードできます。

また、持参により質問書を提出する場合には、紙の質問書と併せて、電子媒体(CD-R)にWord形式のまま保存した質問書を提出してください。(どちらか一方の場合には、質問を受け付けません。)

なお、質問書の郵送による提出は認めません。

#### (2) 回答

##### ア 回答日時

令和4年2月9日 午前9時まで

##### イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書(PDFファイル)を「入札情報かわさき」の「仕様書等ダウンロード」に掲載します。

なお、質問がなかった場合には、通知・掲載はいたしません。

質問回答書は、入札参加資格があると認められた入札参加者が確認通知書を受信後に閲覧又は取得できます。取得方法については、「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」の欄の「電子入札システム質問回答機能操作方法」を御覧ください。

また、回答後に再質問は受け付けません。

#### 8 確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに、令和4年2月9日までに確認通知書を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、令和4年2月9日の午前9時から正午までの間に3(1)の場所において確認通知書を交付します。

#### 9 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

#### 10 入札の手続等

##### (1) 入札方法

総価で行います。

##### ア 電子入札システムによる入札の場合

入札書の提出期限 令和4年2月22日  
午前9時30分

イ 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時 令和4年2月22日  
午前10時30分

(イ) 入札書の提出場所 砂子平沼ビル7階入札室  
(川崎市川崎区砂子1-7-4)

ウ 郵送(書留郵便に限る。)による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限 令和4年2月17日必着  
(イ) 入札書の提出先 3(1)に同じ。

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年2月22日 午前10時30分  
イ 場所 砂子平沼ビル7階入札室  
(川崎市川崎区砂子1-7-4)

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市上下水道局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局において定める川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

11 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10パーセントとします。ただし、川崎市上下水道局契約規程第33条各号のいずれかに該当する場合は、免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議

会定例会における本調達に係る予算の議決を要しませぬ。

13 Summary

(1) A virtual infrastructure lease in FY 2022

(2) Time limit for tender:

a By electronic bidding system

9:30A.M. 22 February 2022

b Direct delivery

10:30A.M. 22 February 2022

c By mail

17 February 2022

(3) Contract point for the notice:

KAWASAKI CITY OFFICE

Contract Section

Property Administration Department

Finance Bureau

1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki-city,

Kanagawa

210-8577, Japan

TEL:044-200-2093

(4) Language:

Japanese is the only language used in all the contract procedures.

川崎市上下水道局公告(調達)第4号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年1月11日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

レーザープリンタ等77台賃貸借一式

(2) 購入物品の特質等

仕様書によります。

(3) 納入場所

仕様書によります。

(4) 納入期間

仕様書によります。

(5) 本案件は、電子入札案件です。競争入札参加希望者は本市の電子入札システムにより競争入札参加申込みを行ってください。ただし、提出期限までに本市の電子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙入札方式に代えることができます。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」のうち種目「事務用機器」に登録されており、かつ、ランク「A」又は「B」の等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者（入札参加業種・種目に登録のない者を含む。）は、財政局資産管理部契約課で所定の様式により、資格審査申請を令和4年1月25日までに行ってください。

### 3 入札説明書等の閲覧及び交付

入札説明書等は、インターネットからダウンロードすることができます（「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄の「上下水道局入札公表」の中にあります。）。

また、次により入札説明書等を閲覧することができます。

なお、希望者には次により無償で交付します。

(1) 場所 川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係  
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
明治安田生命ビル13階  
電話 044-200-2093

(2) 期間 令和4年1月11日（公告日）～令和4年1月25日  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

### 4 競争入札参加申込書等の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

#### (1) 配布

競争入札参加申込書等は、インターネットからダウンロードすることができます（「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄の「上下水道局入札公表」の中にあります。）。ダウンロードができない場合には、3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

#### (2) 提出期間及び場所

競争入札参加申込書及び5の書類は、電子入札システムにより次の期間に提出してください。

##### 提出期間

令和4年1月11日（公告日）～令和4年1月25日  
午前8時から午後8時まで

競争入札参加申込手順の詳細については、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」）に掲載している「電子入札操作説明書（入札システム操作方法）」を御覧ください。

ただし、電子入札システムによりがたい者は、3

(1)の場所に3(2)の期間中に競争入札参加申込書を提出してください。

なお、競争入札参加申込書の郵送による提出は認めません。

#### (3) 問い合わせ先

川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係

担当 下山

電話 044-200-2093

### 5 競争入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、仕様書に定められた条件を満たす購入物品を確実に納入できることを証明する次の書類を、競争入札参加の申込時に提出しなければなりません。

(1) カタログ（調達予定機種がわかるように目印等を入れること）

(2) 機器仕様及び機器明細一覧表

また、提出された書類に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。提出された書類を審査した結果、この物品のリース及び役務を確実に履行することができるものと認められた者に限り、入札に参加することができます。（ただし、仕様書に定められた条件を満たす物品のリース及び役務を確実に履行できることを証明する書類等の提出後に納入予定のリース物品に変更が生じる場合は、4(3)の問い合わせ先に事前連絡の上、2月16日までに6の担当課の承認を得ることとします。その結果、担当課の承認を得られなかった者の入札は無効とします。）

### 6 仕様書作成担当者

川崎市上下水道局総務部情報管理課 担当 森本

電話 044-200-3183

### 7 仕様書に関する質問、回答

#### (1) 質問

次により仕様書の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書以外の質問は受け付けません。

質問することができる方は、入札参加申込を済ませた方に限ります。

また、入札参加者以外からの質問には回答しませんので御注意ください。

#### ア 電子入札システムによる質問方法

電子入札システムによる質問は、次の期間に提出（入力）してください。

##### 提出（入力）期間

令和4年1月11日（公告日）～令和4年1月25日  
午前8時～午後8時

質問の入力方法の詳細については、「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上

下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

#### イ 質問書の提出方法

電子入札システムによりがたい者は、次の期間に上記3(1)の場所に質問書を持参するか、指定の電子メールアドレスあてにWord形式のまま送付してください。

なお、質問書をメールにて送付した場合は、その旨を上記4(3)の担当まで御連絡ください。

##### 提出期間

令和4年1月11日(公告日)～令和4年1月25日  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

電子メールアドレス

23keiyak@city.kawasaki.jp

質問書は、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」)に掲載している「質問書(一般競争入札用)」からもダウンロードできます。

また、持参により質問書を提出する場合には、紙の質問書と併せて、電子媒体(CD-R)にWord形式のまま保存した質問書を提出してください。(どちらか一方の場合には、質問を受け付けません。)

なお、質問書の郵送による提出は認めません。

#### (2) 回答

##### ア 回答日時

令和4年2月9日 午前9時まで

##### イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書(PDFファイル)を「入札情報かわさき」の「仕様書等ダウンロード」に掲載します。

なお、質問がなかった場合には、通知・掲載はいたしません。

質問回答書は、入札参加資格があると認められた入札参加者が確認通知書を受信後に閲覧又は取得できます。取得方法については、「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の下水道局「入札参加手続関係」の欄の「電子入札システム質問回答機能操作方法」を御覧ください。

また、回答後に再質問は受け付けません。

#### 8 確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに、令和4年2月9日までに確

認通知書を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、令和4年2月9日の午前9時から正午までの間に3(1)の場所において確認通知書を交付します。

#### 9 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

#### 10 入札の手続等

##### (1) 入札方法

総価で行います。

ア 電子入札システムによる入札の場合

入札書の提出期限 令和4年2月22日  
午前9時30分

イ 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時 令和4年2月22日  
午前10時30分

(イ) 入札書の提出場所 砂子平沼ビル7階入札室  
(川崎市川崎区砂子1-7-4)

ウ 郵送(書留郵便に限る。)による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限 令和4年2月17日必着  
(イ) 入札書の提出先 3(1)に同じ。

##### (2) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年2月22日 午前10時30分

イ 場所 砂子平沼ビル7階入札室  
(川崎市川崎区砂子1-7-4)

##### (3) 入札保証金

免除とします。

##### (4) 落札者の決定方法

川崎市上下水道局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

##### (5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局において定める川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

#### 11 契約の手続等

次により、契約を締結します。

##### (1) 契約保証金

契約金額の10パーセントとします。ただし、川崎

市上下水道局契約規程第33条各号のいずれかに該当する場合は、免除とします。

- (2) 契約書作成の要否  
必要とします。
- (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

## 12 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決を要します。

## 13 Summary

- (1) The laser printer of 77 units lease in FY 2022
- (2) Time limit for tender:
- a By electronic bidding system  
9:30A.M. 22 February 2022
- b Direct delivery  
10:30A.M. 22 February 2022
- c By mail  
17 February 2022
- (3) Contract point for the notice:  
KAWASAKI CITY OFFICE  
Contract Section  
Property Administration Department  
Finance Bureau  
1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki-city, Kanagawa  
210-8577, Japan  
TEL:044-200-2093
- (4) Language:  
Japanese is the only language used in all the contract procedures.

## 川崎市上下水道局公告（調達）第5号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年1月11日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 等々力水処理センター建設土木その40

## 工事

- (2) 履行場所 川崎市中原区宮内3-22-1
- (3) 履行期間 契約の日から令和7年3月14日まで
- (4) 工事概要 工事設計書による。
- (5) 総合評価採用理由

本工事は、技術的な工夫の余地が小さい工事であり、また、施工の確実性を確保するために、入札参加者の施工能力、施工計画、信頼性・社会性等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められることから、総合評価一般競争入札（簡易型）を採用します。

- (6) 予定価格（税抜） 未定
- (7) 本案件は、電子入札案件です。入札参加希望者は本市の電子入札システムにより競争入札参加申込を行ってください。ただし、提出期限までに電子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙入札方式に代えることができます。

## 2 一般競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている4者（以下それぞれ「代表者」、「構成員2」、「構成員3」、「構成員4」という。）により結成されている共同企業体（以下、「特定JV」という。）でなければなりません。ただし、特定JVの出資割合は、全ての構成員を10%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。

### (1) 全ての構成員に必要な条件

- ア 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- ウ 有効期間内の経営事項審査の総合評価値通知書を有していること。
- エ 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」で登録されていること。
- オ 本工事の一般競争入札参加資格確認申請に当たって、本工事の他の特定JVの構成員になっていないこと。

### (2) 特定JVの代表者に必要な条件

- ア 令和3・4年度川崎市競争入札参加資格申請時における経営事項審査の総合評価値通知書における「土木」の総合評価値が1200点以上であること。
- イ 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ウ 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。

※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（「17 その他」において、別に定め

る場合は、この限りではありません。)

なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。

(3) 特定JVの構成員2に必要な条件

ア 令和3・4年度川崎市競争入札参加資格申請時における経営事項審査の総合評定値通知書における「土木」の総合評定値が1000点以上であること。

イ 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。

ウ 主任技術者(業種「土木」)を専任で配置できること。

※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(「17 その他」において、別に定める場合は、この限りではありません。)

(4) 特定JVの構成員3に必要な条件

ア 令和3・4年度川崎市競争入札参加資格申請時における経営事項審査の総合評定値通知書における「土木」の総合評定値が1000点以上であること。

イ 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。

ウ 主任技術者(業種「土木」)を専任で配置できること。

※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(「17 その他」において、別に定める場合は、この限りではありません。)

(5) 特定JVの構成員4に必要な条件

ア 令和3・4年度川崎市競争入札参加資格申請時における経営事項審査の総合評定値通知書における「土木」の総合評定値が900点以上であること。

イ 土木施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。

ウ 主任技術者(業種「土木」)を専任で配置できること。

※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(「17 その他」において、別に定める場合は、この限りではありません。)

※ 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に登録されていない者(現在登録されているが当該業種で登録されていない者を含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式を持参の上、資格審査申請を令和4年1月18日(火)までに行ってください。(競争入札参加資格審査申請についての問い合わせ先は下記3(2)と同じ

です。)

※ 配置予定技術者は恒常的な雇用関係にあることを要します。

3 設計図書類の取得

本案件は、設計図書の電子化実施対象案件です。設計図書については、「入札情報かわさき」の入札公表(上下水道局)からダウンロードできます。

また、本工事の設計図書類及び積算内訳書を次により縦覧に供します。

(1) 縦覧期間 令和4年1月11日(火)から1月28日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時まで)

(2) 場所 川崎市財政局資産管理部契約課  
土木契約係  
川崎市川崎区宮本町1番地  
明治安田生命ビル13階  
電話 044-200-2099

4 特定JV新規登録申請

特定JVは、次の手続きが必要となります。

(1) 登録申請

入札参加申込締切日の前日までに、特定JV新規登録申請を行ってください。

本工事の特定JV新規登録申請は、申込場所への「特定共同企業体新規登録申請書」の提出により行います。※電子申請はできません。

(2) 特定共同企業体新規登録申請書等の提出(「入札公表詳細」に掲げる様式を使用)

「入札公表詳細」に掲げる「特定共同企業体新規登録申請書」を、提出期間内に申込場所に提出してください。

提出期間:「入札公表詳細」の公表日から申込締切日前日の午前8時30分～午後5時(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(3) 申請受付

特定JV登録申請日の翌日に、登録した特定JV代表者の令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「工事」の委任先メールアドレスに、特定JVとしての業者番号が記載された「JV登録完了通知」を送信します。

(4) 参加申込時の注意点

下記5のとおり、入札参加申込を行ってください。入札参加申込は、特定JVとしての業者番号を使用してください。JV登録完了通知に記載されている業者番号以外で入札参加申込を行ったものは無効となる場合がありますので御注意ください。

(5) 共同企業体協定書及び委任状(「入札公表詳細」に掲げる様式を使用)

次の期間内に、申込場所に提出してください。

提出期間：「入札公表詳細」の公表日から申込締

切日の午前8時30分～午後5時

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

※ 上記(2)と同時提出することが可能です。

#### 5 一般競争入札参加申込書等の提出

※ 入札参加申込締切日の前日までに上記4の特定J  
V新規登録申請がされていない場合、電子入札シ  
ステムでの参加申込ができません。

※ 「入札情報かわさき」の「電子入札」に掲載してい  
る川崎市電子入札運用基準の中の「入札参加申込に  
ついて」を必ず御覧ください。

(1) 電子入札システムによる入札参加申込を行う場合  
電子入札システムへの添付書類及び申込書提出期間  
添付書類不要

提出期間：JV登録完了通知受領後から申込締切

日の午前8時～午後8時

(2) 紙により入札参加申込を行う場合

申込提出場所に提出する書類

一般競争入札参加申込書

※ 一般競争入札参加申込書は、「入札情報かわさ  
き」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「入  
札参加手続関係」からダウンロードできます。な  
お、「住所」欄は「特定JVの所在地」、「商号又  
は名称」欄は「特定JVの名称」、「代表者職氏名」  
欄は「特定JV代表者の代表者職氏名」を記載し  
てください。

※ 上記4(5)と同時の提出を可とします。同時に提  
出する場合、一般競争入札参加申込書の業者番号  
は、空欄として提出してください。

提出期間：「入札公表詳細」の公表日から申請申

込締切日の午前8時30分～午後5時

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

#### 6 仕様書等の積算に関する質問・回答

##### (1) 質問

次により仕様書等の積算内容に関してのみ、質問  
ができます。

(入札参加資格等に関する質問は、上記3(2)にお  
問合せください。)

入札参加者以外からの質問には回答しませんので  
御注意ください。

##### ア 電子入札システムによる質問方法

質問は、電子入札システムにより提出してくだ  
さい。質問入力方法の詳細については、「入札情  
報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の上下  
水道局「入札参加手続関係」に掲載している「電  
子入札システム質問回答機能操作方法」を参照し  
てください。

##### イ 入力・提出期間

「入札公表詳細」による。

※ ただし、電子入札システムによりがたい者  
は、上記3(2)に、入力・提出期間の最終日午後  
3時までに持参してください。(持参について  
は市役所開庁時間に限る。)なお、質問書は、「入  
札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」  
の上下水道局「入札参加手続関係」に掲載して  
いる「質問書(一般競争入札用)」からダウン  
ロードできます。

また、持参により質問書を提出する場合は、ダ  
ウンロードした質問書(紙媒体)と併せて、電子  
媒体(CD-R)にWord形式のまま保存した  
質問書を提出してください。(どちらか一方の場  
合には、質問受付をいたしません。)

##### (2) 回答

ア 回答日 「入札公表詳細」による。

##### イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出さ  
れた場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表に  
した質問回答書(PDFファイル)を「入札情報  
かわさき」の「業者登録システム」の「仕様書等  
ダウンロード」にて掲載します。なお、質問がな  
かった場合には、掲載はいたしません。

質問回答書は、競争入札参加資格があると認め  
られた入札参加者が確認通知書を受信後に閲覧又  
は取得できます。閲覧又は取得方法の詳細につい  
ては、「入札情報かわさき」の「ダウンロードコ  
ーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲  
載している「積算内訳書等取得マニュアル」を御  
覧ください。

なお、回答後の再質問については受付をいたし  
ません。

##### 7 入札参加資格の喪失

上記2の各号いずれかの条件を欠いたときは、入札  
参加資格を喪失します。

##### 8 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、参加資  
格業種に登録されていることを確認し、その結果を確  
認通知書にて、令和3・4年度川崎市競争入札参加資  
格審査申請書の「工事」の委任先メールアドレスに、  
質問回答日に送付します。当該委任先メールアドレス  
を登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通  
知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、  
開札後、入札参加申込時に遡って、提出書類等の確認  
を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、  
入札参加資格が無く申し込みを行った入札者の入札は

無効とします。

9 入札手続等

次により入札を執行します。

(1) 入札書及び積算内訳書の提出

電子入札システムによる。ただし、電子入札システムによりがたい者は、紙入札方式で入札予定日時に上記3(2)に持参又は郵送してください。

入札額に相応する積算額が記入されている積算内訳書を、入札、再度入札の際に提出してください。

積算内訳書の書式は確認通知書受信後に取得できます。取得方法については、「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」の中の「積算内訳書等取得マニュアル」を御覧ください。

ア 電子入札システムによる入札の場合

入札書の提出期限 令和4年2月21日(月)午後4時

イ 持参による入札の場合

- (ア) 入札書の提出期限 令和4年2月21日(月)午後5時
- (イ) 入札書の提出場所 上記3(2)と同じ

ウ 郵送(書留郵便に限る。)による入札の場合

- (ア) 入札書の提出期限 令和4年2月21日(月)必着
- (イ) 入札書の提出先 上記3(2)と同じ

(2) 総合評価落札方式評価項目算定資料の提出

「総合評価落札方式評価項目算定資料」(以下「算定資料」という。)は、上記3(2)に令和4年2月21日(月)午後5時(必着)までに提出してください。提出方法は郵送等又は持参によるものとします。

ア 郵送等

期日までに到着するように、書留郵便等配達記録が残る方法で送付してください。

送付先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市役所財政局資産管理部契約課土木契約係

※ 封筒には「総合評価落札方式評価項目算定資料在中」と大きく書いてください。

イ 持参

持参により提出する場合は、事前に契約課土木契約係(電話044-200-2099)に電話連絡の上、提出日時の指定を受けてください。事前に連絡がないもの、指定した日時以外に持参したものについては提出を認めません。

※持参の場合、封筒に算定資料を封入の上、提出することとします。封筒には「総合評価落札方式評価項目算定資料在中(工事件名)」と大き

く書いてください。

ウ 算定資料

入札説明書別表1「総合評価落札方式評価項目算定資料」のとおり。

「算定資料」の様式は「入札公表詳細」から取得できます。

エ 提出された「算定資料」は返却しません。

10 総合評価落札方式の評価方法

(1) 評価項目の評価区分及び配点について

総合評価落札方式評価項目算定資料3号別紙「評価項目に対する配点及び自己採点表(以下「配点表」という。)」のとおり。

(2) 技術評価点の算出について

ア 本工事の入札参加資格を満たし、且つ提出された「算定資料」において評価基準に「無効」の項目がない者に標準点として100点を与えます。

イ 提出された「算定資料」について、「配点表」に基づき審査し、次の算式により求められた加算点と上記の標準点との合計を技術評価点とします。

$$\text{加算点} = (\text{入札参加者の得点合計} / \text{評価項目の配点合計}) \times \text{設定加算点}$$

※小数点第5位以下切捨て

$$\text{技術評価点} = \text{標準点} + \text{加算点}$$

(3) 特定JVの評価について

特定JVでの申請における各評価項目の評価は、特定JVの代表者を対象に行うものとします。ただし、「配点表」の「企業の信頼性・社会性」の「官公需適格組合であること」については、特定JVの構成員(代表者を含む。)を対象に評価を行うものとします。

(4) 審査方法について

審査の経緯は、原則として非公開とします。なお、審査の過程において、提案内容に対するヒアリングを行う場合があります。実施する場合のみ該当者に連絡します。

11 開札予定日時及び場所

- (1) 開札予定日時 令和4年3月9日(水)午前10時
- (2) 開札場所 川崎市役所財政局資産管理部  
契約課土木契約係

12 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内の金額で入札した者のうち、次の算式によって求められた総合評価点の最も高い者を落札候補者とします。また、最も高い者が複数ある場合には、くじにより落札候補者を決定します。

$$\text{総合評価点} = \text{技術評価点} \div \text{入札価格} \times 100,000,000$$

※小数点第5位以下切捨て

(2) 当該落札候補者について上記2に示した条件を満たしているかどうかの最終的な資格審査を実施し、その者の入札価格が調査基準価格を下回っている場合には、併せてその者の入札価格による当該契約の適正な履行の確保についての適否を判断し、落札者として決定します。これら審査等の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるとき又はその者の入札価格によっては、当該契約の適正な履行が確保されない恐れがあると認められるときは、当該入札を無効とし、順次、総合評価点の高い入札者について、必要に応じて、同様の審査等を実施し落札者を決定します。

なお、調査基準価格の設定額については、案件ごとに個別設定をしていますので、入札情報かわさきに掲げている「川崎市建設工事低入札価格調査取扱要領・運用指針」を御覧ください。

(3) 特定JVの構成員の配置予定技術者届等の提出

落札候補者は特定JVの代表者以外の構成員の配置予定技術者に係る書類の提出が必要となります。積算疑義申立てに関する手続き期間の終了後に財政局資産管理部契約課から落札候補者へ電話連絡します。落札候補者におかれては、財政局資産管理部契約課(土木契約係 044-200-2099)に次の書類を落札候補者決定日の翌日正午までに提出してください。

ア 構成員の配置予定技術者届(第1号様式その2)

「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」の中の「配置予定技術者届(第1号様式その2)」【令和3年4月1日改訂版】

イ 構成員の配置予定主任技術者の1、2級の技術検定合格証明書等の写し、又は建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかの条件を満たす主任技術者経歴証明書。(「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」の中の「主任技術者経歴証明書(第2号様式)」【平成28年6月1日改訂版】)

ウ 構成員の配置予定技術者の雇用関係を確認できる書類(健康保険被保険者証等)

エ 構成員の営業所における専任技術者証明書

※技術者の専任が必要な案件について本市で営業所の専任技術者情報が確認できない場合のみ提出。

(4) 監理技術者補佐の配置予定技術者届等の提出

(※特例監理技術者を配置予定の場合に限る。)

落札候補者は配置予定監理技術者補佐に係る書類の提出が必要となります。積算疑義申立てに関する手続き期間の終了後に財政局資産管理部契約課から落札候補者へ電話連絡します。落札候補者におかれ

ては、「発注情報詳細」の契約事務担当に次の書類を翌日正午までに提出してください。

ア 配置予定監理技術者補佐の配置予定技術者届(第1号様式その3)

「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」の中の「配置予定技術者届(第1号様式その3)」【令和3年4月1日改訂版】

イ 配置予定監理技術者補佐の資格を有する書類(一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証など)

ウ 配置予定監理技術者補佐の雇用関係を確認できる書類(健康保険被保険者証等)

※ 特例監理技術者を配置する予定がある場合は、配置予定の当該監理技術者を既に配置している別の工事の工事監督部署に対し、その旨事前に説明を行うようにしてください。

※ 特例監理技術者が2現場を兼任するにあたって、各現場に監理技術者補佐を専任配置していないと建設業法違反となりますので、御注意ください。

(5) 入札の無効

ア 川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札はこれを無効とします。

イ 「算定資料」及び積算内訳書の提出がない者又は不備がある者の入札はこれを無効とします。

※ 「簡易型」における提案書作成時等の注意点と提案における「評価しない」「無効」の取扱いについては、「川崎市上下水道局総合評価落札方式のガイドライン」を御覧ください。

ウ 「算定資料」による評価で、一項目でも「無効」に該当するものがあつた者の入札はこれを無効とします。(技術評価点は計算せず、落札者としません。)

(6) 本工事の設計書に係る積算内容の閲覧場所は、第2庁舎2階設計書閲覧室、疑義申立て先は、工事担当課 上下水道局下水道部施設課 第2庁舎4階です。

※ 積算疑義申立て制度の詳細については、「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「契約関係規定」の中の「上下水道局工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続取扱要領」を御覧ください。

(7) 評価結果等の公表

落札者を決定したときは、落札者その他の入札参加者の評価結果について、「入札情報かわさき」にて公表します。

公表された自らの評価結果について疑義がある場

合は、公表された日から起算して2日以内に所定の様式(様式第9号)により照会することができます。

### 13 加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応

- (1) 本工事の請負人が技術評価点において加算点を得た評価項目の一部又は全部について、工事の完成検査の結果、加算点を得るに至った評価区分の基準を満たしておらず、その責が請負人にあると認められる場合には、工事成績評定点の減点対象とします。
- (2) 契約後に、建設業法に抵触しない範囲で、工事担当課と協議の上、技術者の変更が認められた場合は、変更後の技術者を評価対象として総合評価点を再計算します。この結果、入札時に比して当該評価点が下がった場合、原則として工事成績評定点の減点対象となります。
- (3) 入札参加者が提出した「算定資料」に虚偽の記載等が明らかに悪質な行為があったと認められる場合には、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱の規定に基づき指名停止等の適切な措置を講じます。

### 14 契約手続等

次により契約を締結します。ただし、当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

- (1) 契約書の作成 要
- (2) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券(振替債を除く)の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除します。

なお、低入札価格調査を行った契約については、契約保証金10%を30%に加増します。

- (3) 前払金 入札公表詳細を参照のこと。

中間前払金の適用については、「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の財政局「契約関係規定」の中の「川崎市公共工事の前払金に関する規則」、上下水道局「契約関係規定」の中の「川崎市上下水道局公共工事中間前払金取扱要綱」を御覧ください。

### 15 特定工事請負契約(公契約対象)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第1号に規定する特定工事請負契約(公契約)に該当します。

特定工事請負契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。

特定工事請負契約は、下請も含め、市の定める基準

を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。下請も含めて契約に違反した場合は受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際は十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び「入札情報かわさき」の「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引(上下水道局)」を御覧ください。

### 16 受注者が締結する下請契約の相手方の制限

健康保険法第48条、厚生年金保険法第27条、雇用保険法第7条の届出の義務を履行していない建設業者を下請負人とした場合は、契約違反となる場合がありますので御注意ください。

※ 平成31年4月1日から、制限の対象を1次下請負人に限らず「全ての下請負人」に拡大しておりますので御注意ください。

### 17 その他

- (1) 当該契約において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限ります。

- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(2)と同じ

- (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局総合評価一般競争入札実施要綱及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得等は、上記3(2)にて閲覧できます。

- (4) 指定様式について

指定様式については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の入札公表詳細からダウンロードができます。ダウンロードすることができない者については上記3(2)にて配布いたします。

- (5) 参考資料として「【参考資料】積算入力データリスト」を添付している工事設計書の場合、「登録単価」は市で公表していない単価や物価資料に掲載のない単価等を明示しています。(添付していない場合もあります。)[【参考資料】積算入力データリスト]は、工事設計書の設計内容を明確にするため、積算システムに入力した積算情報を参考として掲載したものであります。また、摘要欄に記載されているシステム記号等については、システム構成上、標準的なものを表示しています。

- (6) 専任配置を要する技術者について

本工事の契約予定日は、令和4年4月1日以降です。

本工事については、配置予定技術者に係る同種工事の施工実績(6-1号様式)注8の記載に関わらず、上記2(2)ウ、(3)ウ、(4)ウ、(5)ウにおいて「落札

候補者となった日」を「令和4年4月1日」に読み替えるものとします。ただし、配置予定技術者が他の工事に従事している場合、落札候補者となった日において、令和4年3月31日までに他の工事の従事期間が終了する予定であることの確認を要します。

- (7) 指名停止期間中の川崎市競争入札参加資格者との下請契約は認められておりませんので御注意ください。

**【抜粋】川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱**  
(下請等の禁止)

第7条 指名停止の期間中の有資格業者が、本市の契約に係る下請けをし、若しくは受託をすることを承認しないものとする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てをしたことによる指名停止中の場合は、この限りでない。

- (8) 契約締結後、当該工事の施工にあたっては、建設業退職金共済制度の履行が必要となります。

18 Summary

- (1) Subject matter of the contract:  
Phase 40 - Construction of the Underground Structure for the Todoroki Wastewater Treatment Center
- (2) Time-limit for tender(electronic tender system):  
4:00 p.m 21 February 2022
- (3) Time-limit for tender(direct delivery):  
5:00 p.m 21 February 2022
- (4) Deadline for tender (by registered mail):  
21 February 2022
- (5) Contact point for the notice:  
KAWASAKI CITY OFFICE  
Contract Section  
Asset Maintenance Department  
Finance Bureau  
1, Miyamoto-cho, Kawasaki-ku  
Kawasaki, Kanagawa 210-8577 Japan  
TEL:044-200-2099

19 契約事務スケジュール

公告	令和4年1月11日(火)
競争入札参加申込	令和4年1月11日(火)から 令和4年1月28日(金)まで
仕様書等に関する質問書受付	令和4年2月3日(木)まで
仕様書等に関する質問書への回答	令和4年2月10日(木)(予定)
資格確認通知送付	令和4年2月10日(木)(予定)
入札書・算定資料提出開始	資格確認通知送付後から
入札書・算定資料提出締切	令和4年2月21日(月)
開札予定日	令和4年3月9日(水)
落札者決定、結果公表	令和4年3月17日(木)(予定)

※ 総合評価点の最も高い入札者の入札価格が調査基準価格を下回っている場合は、低入札価格調査を行いますので、落札者の決定及び結果公表は標記日程より遅くなることがあります。

**交 通 局 公 告**

**川崎市交通局公告第83号**

一般競争入札について次のとおり公告します。  
令和3年12月20日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 篠原 秀夫

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名  
ドライブレコーダー購入(新車分)
- (2) 履行場所  
当局が指定する場所
- (3) 履行期間  
契約締結日から令和4年3月31日まで
- (4) 調達物品の特質  
仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 令和3・4年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿に、業種「自動車」ランク「A」又は「B」で登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 本調達物品と同等の物品を元請として、令和元年4月1日以降に日本国内の乗合バス事業者に対して納入した実績を有すること。

- (5) 仕様書による内容を遵守し、当該契約を確実に履行できること。
- 3 一般競争入札参加に必要な手続  
この入札に参加を希望する者は、次により必要書類を提出しなければなりません。
- (1) 提出書類  
一般競争入札参加資格確認申請書  
上記2の(4)の実績を証明する書類(納品書等)
- (2) 提出場所及び問い合わせ先  
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9  
川崎御幸ビル9階  
企画管理部経理課 契約担当 原田  
電話 044-200-3228
- (3) 提出期間  
令和3年12月20日から令和3年12月23日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで
- (4) 提出方法  
持参
- 4 入札説明書の交付  
市バスホームページ内「入札情報」→「入札公表」→「交通局物品入札公表一覧」→「令和3年度」からダウンロードしてください。なお、交通局経理課でも配布しています。
- 5 一般競争入札参加資格確認の通知  
一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を令和4年1月5日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。
- 6 仕様に関する問い合わせ先  
自動車部安全・サービス課 中野  
電話 044-200-3237
- 7 一般競争入札参加資格の喪失  
一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。
- (1) 2の各号に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札の手続等
- (1) 入札方法  
総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。
- (2) 入札書の提出方法等  
郵送(簡易書留又は一般書留)又は持参とします。一般競争入札参加資格確認通知書で参加資格を有することを確認して提出してください。

- ア 郵送  
(ア) 提出期限 令和4年1月12日 必着  
(イ) 宛 先 〒210-8577  
川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市交通局企画管理部経理課長
- イ 持参  
(ア) 提出期間 一般競争入札参加資格確認通知書到達後から令和4年1月14日までの、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)
- (イ) 提出先 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9  
川崎御幸ビル9階  
川崎市交通局企画管理部経理課長
- (3) 開札の日時及び場所  
ア 日 時 令和4年1月14日 午前9時00分  
イ 場 所 川崎市交通局会議室  
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9  
川崎御幸ビル8階
- (4) 入札保証金  
免除
- (5) 落札者の決定方法  
川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (6) 入札の無効  
川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 9 契約の手続等  
次により、契約を締結します。
- (1) 契約保証金  
契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。
- (2) 契約書作成の要否  
必要
- 10 その他
- (1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(2)の場所において閲覧できます。
- (3) この公告に関する問い合わせ先は、3(2)と同じです。

## 川崎市交通局公告第84号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年12月22日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原 秀夫

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 件名

ノートパソコン (37台) 賃貸借保守

## (2) 履行場所

局指定場所

## (3) 履行期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

## (4) 調達物品の特質

仕様書のとおり

## 2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 令和3・4年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿に、業種「リース」、種目「事務用機器」で登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 仕様書による内容を遵守し、当該契約を確実に履行できること。

## 3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により必要書類を提出しなければなりません。

## (1) 提出書類

一般競争入札参加資格確認申請書

## (2) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

企画管理部経理課 契約担当 原田

電話 044-200-3228

## (3) 提出期間

令和3年12月22日から令和3年12月27日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

## (4) 提出方法

持参

## 4 入札説明書の交付

市バスホームページ内「入札情報」→「入札公表」→「交通局物品入札公表一覧」→「令和4年度」からダウンロードしてください。なお、交通局経理課でも配布しています。

## 5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を令和4年1月7日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

## 6 仕様に関する問い合わせ先

企画管理部庶務課 庶務係 小林

電話 044-200-3214

## 7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

(1) 2の各号に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

## 8 入札の手続等

## (1) 入札方法

総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

## (2) 入札書の提出方法

郵送又は持参となります。

郵送と持参で提出先が異なりますので御注意ください。

## (3) 提出先及び提出期間

## ア 持参の場合

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

川崎市交通局企画管理部経理課長宛

受付期間：一般競争入札参加資格確認通知書到達後から令和4年1月17日までの、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日、国民の祝日を除く。)

※開札日の2日前に締切となりますので御注意ください。

## イ 郵送の場合

下記の宛先に一般書留郵便又は簡易書留郵便にて送付してください。

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市交通局企画管理部経理課長宛

提出期限：令和4年1月17日(必着)

## (4) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年1月19日 午前9時00分

イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階  
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

開札には、契約事務に携わる職員以外の交通局職員が立ち会います。

なお、入札参加者は、開札に立ち会うことができます。立ち会い希望者は5により通知された一般競争入札参加資格確認通知書を持参してください。

(5) 入札保証金

免除

(6) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(7) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。ただし、令和4年第1回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決を条件とします。

本件は長期継続契約案件となります。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(2)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(2)に同じです。

**病 院 局 公 告 ( 調 達 )**

**川崎市病院局公告(調達)第1号**

**入 札 公 告**

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年1月11日

川崎市病院事業管理者 金井 歳 雄

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857(直通)

(3) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)&及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)&ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書等入札に必要な書類は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧及びダウンロードすることができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(4) 別紙の案件の入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情処理検討委員会へ申し立てることができます。落札者の決定後、苦情申し立てが行われた場合、川崎市政府調達苦情処理検討委員会の申し立て検討期間中、契約手続を一時停止することができます。

(5) 本書に示された諸手続で期間が定められている場合、休日等は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続の時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(6) 本書に定める事項のほか調達の詳細は、仕様書及び契約規程の定めるところによります。

2 競争参加の申込み及び競争参加資格について

(1) 競争参加申込書は、案件ごとに定めた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。

(2) 競争参加者は、案件ごとに定めた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

ア 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

ウ 法令等に従い、本件調達を確実に履行する資格及び能力を有すること。

エ 本書に定める各種書面の提出、受領等、競争参加者の義務を誠実に履行すること。

(3) 「令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿(以下「名簿」といいます。)」に登録のない者(別紙の案件に定められた業種に登録のない者も含みます。)は、所定の様式をもって競争参加の申込締切日までに財政局資産管理部契約課で資格審査の申請を行ってください。

(4) 競争参加資格があると認められた者には、案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。

競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

- (5) 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

3 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は1(2)の照会窓口へ回答書と共に掲示を行い、併せて1(3)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

4 入札及び開札について

- (1) 入札及び開札の日時、場所等については、案件ごとの定めるところによります。
- (2) 入札及び開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた書面を事前に提出しなければなりません。
- (3) 郵便により入札書を提出する場合は、封筒の書式その他の事項について、必ず事前に病院局契約担当に御相談ください。提出は、3の回答が掲載された後に受け付けます。

- (4) 落札者の決定については、契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、再度入札を行います。

なお、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者、並びに開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

- (5) 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

5 契約の締結について

落札者とは案件ごとに次の条件で契約を締結します。ただし、川崎市議会定例会において、以下の案件に係る予算が議決されることを条件とします。

- (1) 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は保証金の納付を免除します。
- (2) 前払金の適用はありません。
- (3) 契約書の作成を必要とします。
- (4) 令和4年第2回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院清掃業務委託
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1（川崎市立川崎病院）
	履行期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「建物清掃等」 種目 「建築物清掃」
	地域区分	設定しません。
	その他	<p>1 清潔区域の現場責任者については、法令等の規定するところにより、清潔区域（ICU、CCU、手術室等）の清掃業務に関し専門的知識及び経験を有すること。</p> <p>2 医療法施行規則第9条の15に規定されている全ての条件を満たしていることを証明できる次の(1)又は(2)のいずれかの書面を提出すること。</p> <p>(1) 財団法人医療関連サービス振興会の医療関連サービスマーク制度による認定証書の写し</p> <p>(2) (1)の認定を取得していない場合は、次の全ての書面</p> <p>ア 病院清掃の現場責任者となる者の経歴書</p> <p>イ 所有する清掃用具及び消毒用具の機種の数の一覧表（高性能フィルター付真空掃除機等の所有一覧表）</p> <p>ウ 作業方法、清掃用具及び消毒等の使用及び管理方法、感染の予防方法について記載した標準作業書</p> <p>エ 業務の管理体制を記載した業務案内書</p> <p>オ 業務上必要な研修実施調書</p>

競争参加資格	その他	3 人工や単価、清掃の種類等が分かる積算の内訳(様式任意)を入札書とともに提出すること。 4 履行の確実性を保証するための誓約書を提出すること。(競争参加申込時に別添誓約書を提出すること。)
競争参加の申込	令和4年1月11日から令和4年1月26日まで受け付けます。	
現場視察	設定しません。	
入札及び開札	日 時	令和4年2月24日 午前10時00分
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
郵便による入札書の提出	提出期限	令和4年2月22日 必着
	提出先	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市病院局経営企画室経理担当課長
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	
特定業務委託に関する事項	<p>本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。</p> <p>特定業務委託契約は、下請事業者も含め、市の定める基準(作業報酬下限額)を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。</p> <p>また、本案件は、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。</p> <p>下請事業者も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。</p> <p>詳しくは、川崎市財政局資産管理部契約課ホームページ「入札情報かわさき」の、川崎市契約条例、川崎市病院局契約規程、「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」を御確認ください。( <a href="https://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/docs/koukeiyaku.htm">https://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/docs/koukeiyaku.htm</a> )</p>	
Summary	<p>1 Nature and quantity of product to be purchased: Cleaning in Kawasaki Municipal Kawasaki Hospital</p> <p>2 Time-limit for tender: 10:00 A.M. 24th February 2022</p> <p>3 Time-limit for tender by mail: 22nd February 2022</p> <p>4 Contact point for the notice: KAWASAKI CITY OFFICE Contract Section, Management Planning Office, Municipal Hospital Management Bureau Kawasakimiyuki bldg. 7F 1-8-9, Isago, Kawasaki Kawasaki, Kanagawa, 210-0006, JAPAN Tel 044-200-3857(Direct-in)</p>	
(案件2)		
競争入札に付する事項	件 名	井田病院清掃業務委託
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1 (川崎市立井田病院)
	履行期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「建物清掃等」 種目 「建築物清掃」
	地域区分	設定しません。

競争参加資格	その他	<p>次の条件を全て満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 清潔区域の現場責任者については、法令等の規定するところにより、清潔区域（HCU、CCU、手術室等）の清掃業務に関し専門的知識及び経験を有すること。</li> <li>2 医療法施行規則第9条の15に規定されている全ての条件を満たしていることを証明できる次の(1)又は(2)のいずれかの書面を提出すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 財団法人医療関連サービス振興会の医療関連サービスマーク制度による認定証書の写し</li> <li>(2) (1)の認定を取得していない場合は、次の全ての書面 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 病院清掃の現場責任者となる者の経歴書</li> <li>イ 所有する清掃用具及び消毒用具の機種の数量の一覧表（高性能フィルター付真空掃除機等の所有一覧表）</li> <li>ウ 作業方法、清掃用具及び消毒等の使用及び管理方法、感染の予防方法について記載した標準作業書</li> <li>エ 業務の管理体制を記載した業務案内書</li> <li>オ 業務上必要な研修実施調書</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>3 人工や単価、清掃の種類等が分かる積算の内訳（様式任意）を入札書とともに提出すること。</li> <li>4 履行の確実性を保証するための誓約書を提出すること。（競争参加申込時に別添誓約書を提出すること。）</li> </ol>
競争参加の申込	令和4年1月11日から令和4年1月26日まで受け付けます。	
現場視察	設定しません。	
入札及び開札	日 時	令和4年2月24日 午前10時00分
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
郵便による入札書の提出	提出期限	令和4年2月22日 必着
	提出先	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市病院局経営企画室経理担当課長
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	
特定業務委託に関する事項	<p>本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。</p> <p>特定業務委託契約は、下請事業者も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。</p> <p>また、本案件は、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。</p> <p>下請事業者も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。</p> <p>詳しくは、川崎市財政局資産管理部契約課ホームページ「入札情報かわさき」の、川崎市契約条例、川崎市病院局契約規程、「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」を御確認ください。（<a href="https://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/docs/koukeiyaku.htm">https://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/docs/koukeiyaku.htm</a>）</p>	
Summary	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 Nature and quantity of product to be purchased: Cleaning in Kawasaki Municipal Ida Hospital</li> <li>2 Time-limit for tender: 10:00 A.M. 24th February 2022</li> <li>3 Time-limit for tender by mail: 22nd February 2022</li> <li>4 Contact point for the notice: KAWASAKI CITY OFFICE Contract Section, Management Planning Office,</li> </ol>	

Summary	Municipal Hospital Management Bureau Kawakimiyuki bldg. 7F 1-8-9, Isago, Kawasaki Kawasaki, Kanagawa, 210-0006, JAPAN Tel 044-200-3857(Direct-in)	
(案件3)		
競争入札に 付する事項	件名	感染性産業廃棄物及び産業廃棄物収集運搬処理業務委託
	履行場所	川崎市立川崎病院 (川崎市川崎区新川通12-1) 川崎市立井田病院 (川崎市中原区井田2-27-1)
	履行期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種 「医療関連業務」 種目 「医療系産業廃棄物処分業」
	地域区分	設定しません。
	その他	次の条件を全て満たすこと。 1 「産業廃棄物収集運搬業」、「産業廃棄物処分業」、「特別産業廃棄物収集運搬業」 並びに「特別産業廃棄物処分業」の許可を自社において有しており、当該業務で 必要とする廃棄物種類が記載されていること (許可証明書の写しを参加申込時に提出すること)  2 最終処分地が確保されていること ※ 契約書に最終処分地を記載します。
競争参加の申込	令和4年1月11日から令和4年1月26日まで受付けます。	
現場説明会	行いません。(現場視察希望の場合は、入札参加申込後、直接、次の担当と調整してください。) 川崎市立川崎病院 (代表) 044-233-5521 庶務課 管理係 石田 川崎市立井田病院 (代表) 044-766-2188 庶務課 管理係 八十島	
入札及び開札	日時	令和4年2月22日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
郵便による 入札書の提出	提出期限	令和4年2月18日 必着
	提出先	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市病院局経営企画室経理担当課長
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	
Summary	1 Nature and quantity of product to be purchased: Collection, transportation and disposal of infectious industrial waste and industrial waste to be discharged at Kawasaki Municipal Kawasaki Hospital and Ida Hospital 2 Time-limit for tender: 10:00 A.M. 22nd February 2022 3 Time-limit for tender by mail: 18th February 2022 4 Contact point for the notice: KAWASAKI CITY OFFICE Accounting section, Management Planning Office, Municipal Hospital Management Bureau Kawakimiyuki bldg. 7F 1-8-9, Isago, Kawasaki Kawasaki, Kanagawa, 210-0006, JAPAN Tel 044-200-3857(Direct-in)	

## 消防局公告

### 川崎市消防局公告第7号

指定催しの指定について

川崎市火災予防条例第57条の3の規定に基づき、下記の催しを指定催しとして指定したので、次のとおり公告します。

令和3年12月24日

川崎市消防長 日迫善行

指定催しの名称	川崎大師平間寺初詣
開催場所	川崎大師平間寺 (川崎市川崎区大師町4番48号) 周辺
開催期間	令和3年12月31日から令和4年2月3日まで

## 教育委員会告示

### 川崎市教育委員会告示第24号

川崎市教育委員会定例会を次のとおり招集します。

令和3年12月17日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満

- 日時 令和3年12月24日(金) 14時00分から
- 場所 川崎市役所第3庁舎15階  
第1・2・3会議室
- その他報告等

### 川崎市教育委員会告示第25号

次の名称の公印を改刻しますので、告示します。

令和3年12月17日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満

- 川崎市立末長小学校長印
  - 使用開始日 令和3年12月17日
  - ひな形番号 30
  - 書体 てん書
  - 寸法 方21ミリメートル
  - 保管場所及び個数 川崎市立末長小学校 1個
  - 印影



## 職員共済組合組合規程

### 川崎市共済規程第5号

川崎市職員共済組合組合会互選議員選挙規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年12月20日

川崎市職員共済組合

理事長 伊藤 弘

川崎市職員共済組合組合会互選議員選挙規程の一部を改正する規程

川崎市職員共済組合組合会互選議員選挙規程(昭和63年川崎市共済規程第1号)の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第3条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

(書面による選挙)

第3条 選挙長は、正当な理由があると認めるときは、書面による選挙を行うことができる。ただし、この場合における選挙にあつては、定款第13条に規定する指名推せんの方法に限るものとし、代議員から提出された書面により代議員の過半数の者に異議がないときに実施できるものとする。なお、定款第14条第3項に規定する当選人の決定方法に関しては、次項に定めるところによる。

2 選挙長は、代議員から提出された書面により被指名人を当選人とすることに異議がないかを確認し、代議員の過半数の者に異議がないときは被指名人をもって当選人とする。なお、書面による選挙を実施する場合にあつては、定款第14条第3項における「選挙の場所」とは代議員から提出された書面を選挙長が確認する場所を指すものとし、「有権者」とは代議員から提出された書面を指すものとする。

第10条中「第8条」を「第9条」に改める。

附 則 (令和3年12月20日共済規程第5号)

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

### 川崎市共済規程第6号

川崎市職員共済組合保健事業に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年12月22日

川崎市職員共済組合

理事長 伊藤 弘

川崎市職員共済組合保健事業に関する規程の一部を改正する規程

川崎市職員共済組合保健事業に関する規程(平成21年川崎市共済規程第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のとおり改める。

別表第1 (在職組合員等)

種別		対象者	自己負担額	
胃がん検診 大腸がん検診		35歳以上の組合員	無料	
組合員健診		40歳以上の組合員		
被扶養者健診		40歳以上の被扶養者		
人間ドック		40歳、45歳、50歳、55歳又は60歳の組合員又はその被扶養者	組合員	4,000円
			被扶養者	7,000円
		40歳以上で上記以外の年齢の組合員又はその被扶養者	組合員	15,000円
			被扶養者	18,000円
乳がん検診	マンモグラフィ検査	女性の組合員又は組合員の女性被扶養配偶者。ただし、40歳以上に限る。	4,500円を超える額	
	乳房超音波検査	女性の組合員又は組合員の女性被扶養配偶者。ただし、40歳以上は、マンモグラフィ検査又は乳房超音波検査のどちらかを選択する。		
子宮がん検診		女性の組合員又は組合員の女性被扶養配偶者	無料	

※対象者の年齢は年度末時点の年齢とする。

※組合員健診、被扶養者健診及び人間ドックの対象者で当該健診に追加して乳がん検診及び子宮がん検診を受診する場合の自己負担額も同額とする。

附 則 (令和3年12月22日共済規程第6号)  
この規程は、令和4年4月1日から施行する。

### 川 崎 区 公 告

#### 川崎市川崎区公告第191号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年12月20日

川崎市川崎区長 増田 宏之

(別紙省略)

#### 川崎市川崎区公告第192号

介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年12月20日

川崎市川崎区長 増田 宏之

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和3年度	介護保険料	第8期	令和3年12月31日(第8期分)	計19件

(別紙省略)

#### 川崎市川崎区公告第193号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年12月20日

川崎市川崎区長 増田 宏之

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和3年度	後期高齢者医療保険料	第5期	令和4年1月5日(第5期分)	計3件

(別紙省略)

**川崎市川崎区公告第194号**

督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年12月20日

川崎市川崎区長 増田宏之

(別紙省略)

**川崎市川崎区公告第195号**

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年12月20日

川崎市川崎区長 増田宏之

(別紙省略)

**川崎市川崎区公告第196号**

国民健康保険料に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年12月20日

川崎市川崎区長 増田宏之

(別紙省略)

**川崎市川崎区公告第197号**

国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料に係る差押解除通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年12月20日

川崎市川崎区長 増田宏之

(別紙省略)

**川崎市川崎区公告第198号**

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年12月20日

川崎市川崎区長 増田宏之

(別紙省略)

**川崎市川崎区公告第199号**

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年12月21日

川崎市川崎区長 増田宏之

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手しうる日	件数・備考
令和3年度	国民健康保険料	5期	令和4年1月5日(5期)	計6件
令和3年度	国民健康保険料	6期	令和4年1月5日(6期)	計6件

(別紙省略)

**幸 区 公 告**

**川崎市幸区公告第41号**

差押調書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律

192号) 第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号) 第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年12月17日

川崎市幸区長 関 敏 秀

(別紙省略)

川崎市幸区公告第42号

次の介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律123号) 第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号) 第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年12月17日

川崎市幸区長 関 敏 秀

年 度	科 目	期 別	この公告により変更する納期限	件数・備考
令和3年度	介護保険料	第1期分以降	令和4年1月4日(第1期~第6期分)	計2件
令和3年度	介護保険料	第5期分以降	令和4年1月4日(第5期~第8期分)	計1件
令和3年度	介護保険料	特別徴収第1期分以降		計2件
令和3年度	介護保険料	特別徴収第2期分以降		計1件
令和3年度	介護保険料	特別徴収第3期分以降		計1件
令和3年度	介護保険料	特別徴収第4期分以降		計2件

(別紙省略)

川崎市幸区公告第43号

次の後期高齢者医療保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号) 第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号) 第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年12月17日

川崎市幸区長 関 敏 秀

年 度	科 目	期 別	この公告により変更する納期限	件数・備考
令和3年度	後期高齢者医療保険料	特別徴収第1期以降		計1件
令和3年度	後期高齢者医療保険料	特別徴収第2期以降		計1件
令和3年度	後期高齢者医療保険料	第5期以降		計1件

(別紙省略)

川崎市幸区公告第44号

次の介護保険料に係る還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律123号) 第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号) 第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年12月17日

川崎市幸区長 関 敏 秀

年 度	科 目	期 別	この公告により変更する納期限	件数・備考
令和3年度	介護保険料			計2件

(別紙省略)

川崎市幸区公告第45号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律192号) 第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号) 第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年12月20日

川崎市幸区長 関 敏 秀

(別紙省略)

川崎市幸区公告第46号

差押調書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律192号) 第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号) 第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年12月20日

川崎市幸区長 関 敏 秀

(別紙省略)

## 中 原 区 公 告

### 川崎市中原区公告第58号

国民健康保険料に係る差押調書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年12月20日

川崎市中原区長 永 山 実 幸

(別紙省略)

### 川崎市中原区公告第59号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年12月20日

川崎市中原区長 永 山 実 幸

(別紙省略)

## 高 津 区 公 告

### 川崎市高津区公告第97号

差押調書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条及び地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年12月17日

川崎市高津区長 鈴 木 哲 朗

(別紙省略)

### 川崎市高津区公告第98号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年12月20日

川崎市高津区長 鈴 木 哲 朗

年 度	科 目	期 別	滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
令和 3年度	介護 保険料	第5期分	令和3年12月31日 (第5期分)	計2件
令和 3年度	介護 保険料	第6期分	令和3年12月31日 (第6期分)	計2件
令和 3年度	介護 保険料	第7期分	令和3年12月31日 (第7期分)	計2件
令和 3年度	介護 保険料	第8期分	令和3年12月31日 (第8期分)	計7件

(別紙省略)

### 川崎市高津区公告第99号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年12月20日

川崎市高津区長 鈴 木 哲 朗

年 度	科 目	期 別	滞納処分に 着手し得る日	件数 ・ 備考
令和 3年度	後期高齢者 医療保険料	第5期分	令和4年1月5日 (第5期分)	計1件

(別紙省略)

### 川崎市高津区公告第100号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭

和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。  
なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年12月20日  
川崎市高津区長 鈴木哲朗  
(別紙省略)

**多摩区公告**

**川崎市多摩区公告第58号**

次の後期高齢者医療保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年12月17日  
川崎市多摩区長 藤井智弘

年度	科目	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
令和3年度	後期高齢者医療保険料	第6期以降		計1件

(別紙省略)

**川崎市多摩区公告第59号**

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年12月20日  
川崎市多摩区長 藤井智弘  
(別紙省略)

**川崎市多摩区公告第60号**

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交

付します。

令和3年12月20日  
川崎市多摩区長 藤井智弘

年度	科目	期別	滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和3年度	介護保険料	第6期	令和3年12月31日	1件
令和3年度	介護保険料	第7期	令和3年12月31日	1件
令和3年度	介護保険料	第8期	令和3年12月31日	4件

(別紙省略)

**川崎市多摩区公告第61号**

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知が送達できないので公示します。

令和3年12月21日  
川崎市多摩区長 藤井智弘

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

**川崎市多摩区公告第62号**

次の国民健康保険料に係る差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年12月22日  
川崎市多摩区長 藤井智弘

年度	科目	期別	変更する納期限	件数・備考
令和3年度				計2件

(別紙省略)

---

**麻 生 区 公 告**

---

**川崎市麻生区公告第79号**

介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年12月20日

川崎市麻生区長 三 瓶 清 美

(別紙省略)

---

**川崎市麻生区公告第80号**

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年12月20日

川崎市麻生区長 三 瓶 清 美

(別紙省略)

---

**川崎市麻生区公告第81号**

保険料に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条及び介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年12月20日

川崎市麻生区長 三 瓶 清 美

(別紙省略)

